

国有財産レポート

令和7年6月

財務省理財局

目次

はじめに	P 1
序編 国有財産・国有財産行政の概要	P 2
01 国有財産の分類	P 3
02 国有地の面積	P 3
03 国有財産の現在額	P 4
04 国有財産の管理・処分・総括	P 4
05 国有財産行政のあり方の変遷	P 5
06 令和元年「最適利用答申」の概要	P 5
第1章 最近の国有財産トピックス	P 6
01 能登半島地震などの自然災害における国有財産の活用	P 7
02 国有財産を活用した地域貢献	P 7
03 エリア価値向上に向けた国公有財産の戦略的マネジメント （エリマネぷらす）	P 8
04 エリマネぷらす【イメージ】	P 8
05 新庁舎の整備による地域防災への貢献（鹿児島県奄美市）	P 9
06 相続土地国庫帰属制度	P 9
07 相続人不存在による国庫帰属制度	P 10
08 相続土地国庫帰属制度により帰属した財産の管理・処分イメージ	P 10
09 相続人不存在による国庫帰属と相続土地国庫帰属制度の違い	P 11
10 重要施設周辺等に所在する国有財産の取扱いについて	P 11
第2章 国有地の管理処分	P 12
01 国有地の売却・貸付けに係る手続	P 13
02 国有地の管理処分に係る対価の考え方	P 13
03 国有地の処分に係る対価の求め方	P 14
04 法律上の優遇措置と是正後の措置	P 14
05 国有財産の入札手続	P 15
06 未利用国有地のストックの推移	P 15
07 国有地の管理処分の基本方針 ～個々の財産の特性に応じた管理処分～	P 16
08 留保財産の選定について	P 16
09 留保財産の利用方針の策定	P 17
10 留保財産の事例	P 17
11 定期借地権を活用した貸付けの概要	P 18
12 定期借地権を活用した貸付けの制度の変遷	P 18
13 定期借地権を活用した貸付けの取組	P 19
14 地区計画活用型・二段階一般競争入札	P 19
15 地区計画活用型一般競争入札について	P 20
16 二段階一般競争入札の事例	P 20
17 国有財産の交換制度及び信託制度を活用した事例 ～再開発で取得した権利の処分～	P 21

18	管理コスト削減の取組① 積極的な情報発信について	P21
19	管理コスト削減の取組② 売却等を行うまでの活用	P22
20	管理コスト削減の取組③ 国有地の管理委託	P22
21	管理コスト削減の取組④	
	更なる国有財産の最適利用のための処分等手法の多様化	P23
22	国有財産を通じた地域連携事例	P23

第3章 庁舎・宿舎行政 P24

01	国の庁舎等の概要	P25
02	庁舎の取得・有効活用に関する財務省の役割	P25
03	国有財産の効率的整備・有効活用～庁舎等取得等調整計画～	P26
04	国有財産の効率的使用・有効活用～庁舎等使用調整計画～	P26
05	庁舎等使用調整計画の事例	P27
06	国有財産の効率的整備・有効活用～特定国有財産整備計画～	P27
07	特定国有財産整備計画により整備された庁舎等の事例	P28
08	権利床の活用	P28
09	権利床の活用事例	P29
10	国家公務員宿舎について	P29
11	宿舎設置における財務省の役割	P30
12	宿舎使用料の現状	P30
13	国家公務員宿舎の需要と供給の状況	P31
14	国家公務員宿舎の経年別戸数	P31
15	令和元年6月14日財政制度等審議会 国有財産分科会答申について	P32
16	国家公務員宿舎の需給調整及び老朽化対策等の概要	P32
17	新規宿舎の建設について	P33
18	BCP対応に向けた今後の取組	P33
19	老朽化対応に向けた今後の取組	P34

第4章 国有財産の監査 P35

01	国有財産の監査	P36
02	国有財産の監査の充実・強化	P36
03	令和6年度監査指摘事例	P37
04	監査指摘フォローアップ	P37
05	監査指摘事案に係る是正事例	P38

第5章 政府出資等 P39

01	政府出資	P40
02	政府保有株式	P40
03	政府保有株式の処分（市場売却の場合）	P41
04	物納等有価証券の管理及び処分	P42
05	独立行政法人への出資	P42

参考資料集	P43
01 国有財産関係組織の概要	P44
02 全国の財務（支）局・財務事務所等のネットワーク	P44
03 国有財産行政の関係機関	P45
04 国有財産関係審議会	P45
05 国有財産に関する法体系	P46
06 国有財産法	P46
07 国有財産法等の主な改正経緯	P47
08 国有財産に関する過去の主な答申	P48
09 多様な管理処分制度	P49
10 国有地の整形事例 ～売却を容易にするための交換制度の活用～	P49
11 国有地を活用した遊水地・貯留施設の整備加速	P50
12 社会福祉分野における定期借地権を活用した貸付けスキーム	P50
13 旧法定外公共物等の処理について	P51
14 国有地売却件数	P51
15 国有財産売払収入・貸付収入の推移（一般会計）	P52
16 地域における国公有財産の最適利用 （想定される連携イメージ）	P52
17 地域における国公有財産の最適利用 （関係機関と最適利用プラン策定の流れ）	P53
18 行政財産の使用許可	P53
19 行政財産の有効活用の取組状況	P54
20 国家公務員宿舎の戸数（省庁別・規格別）	P54
21 国家公務員宿舎の戸数（都道府県別）	P55
22 国家公務員宿舎の規格別宿舎戸数及び平均貸与年数	P55
23 国家公務員宿舎の設置戸数の推移	P56
24 津波避難ビルとしての国家公務員宿舎の活用	P56
25 政府保有株式に係る株主議決権行使等の方針	P57
26 政府保有株式等の売却状況	P58
27 復興財源への貢献	P59
28 国有財産の会計別現在額	P60
29 国有財産台帳作成から情報提供までの流れ	P60
30 国有財産台帳の価格	P61
31 国の財務書類上の資産と国有財産台帳上の「国有財産」の関係	P61
32 国の財務書類上の資産と国有財産台帳の「土地」の関係	P62
33 国有財産総合情報管理システムの概要	P62
34 財務省HPと国有財産情報公開システム	P63
35 財務省HPで公表している国有財産の情報	P64
36 国民の利便性の向上・情報提供の充実	P64

用語集	P65
------------	------------

はじめに

国民共有の貴重な資産である国有財産は地域・社会のニーズや個々の財産の特性を踏まえ、最適な形で管理処分を行っています。

国有財産レポートは、こうした国有財産行政に関する情報開示・透明性の確保を目的として、平成23年度から毎年刊行されています。

令和7年度版における主な追加点、変更点は以下のとおりです。

<序編>

- 資料の構成を他の章と合わせました。(P2～P5)

<第1章 最近の国有財産のトピックス>

- 「国公有財産の戦略的マネジメント」に関する資料を追加しました。(P8)

<第2章 国有地の管理処分>

- 国有地の処分に係る対価の求め方が分かる資料を追加しました。(P14)

<参考資料集>

- 使用許可制度の概要が分かる資料を追加しました。(P53)

また、各財務局において、各地域の国有財産について紹介したパンフレット「地域に貢献する国有財産行政」を作成し、ホームページで公開しておりますので、そちらもぜひご覧ください。

「地域に貢献する国有財産行政」は以下二次元コード、又はリンクからご覧いただけます。



https://www.mof.go.jp/policy/national_property/publication/panf/index.html

序編 国有財産・国有財産行政の概要

序編では、国有財産・国有財産行政とはどのようなものかについて紹介します。

① **国有財産の範囲・分類** では、どのような財産が国有財産に含まれ、それらがどのように分類されているかを解説します。

② **国有財産の面積・価格** では、国有地の面積や、財産種類別の価格等を掲載しています。

③ **国有財産行政の全体像** では、国有財産行政における財務省・財務局の役割や、標準的な業務を解説します。

④ **国有財産行政の方向性** では、国有財産行政のあり方の変遷を紹介するとともに、令和元年6月14日に取りまとめられた答申の概要について解説します。

資料ガイド

- | | |
|--------------|--------------|
| ① 国有財産の範囲・分類 | ・・・・・・・・資料01 |
| ② 国有財産の面積・価格 | ・・・・資料02～03 |
| ③ 国有財産行政の全体像 | ・・・・・・・・資料04 |
| ④ 国有財産行政の方向性 | ・・・・資料05～06 |



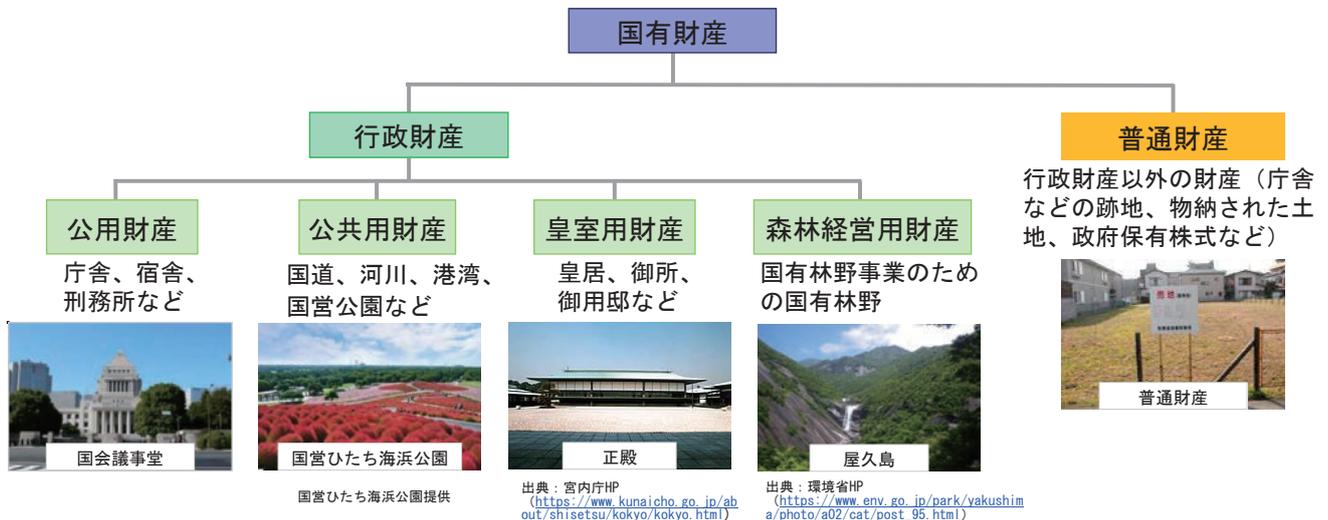
皇居
(内閣府所管財産)

(出典：宮内庁HP)

01 国有財産の分類

① 国有財産の範囲・分類

- 国は、不動産、動産（現金、船舶、航空機など）、債権（貸付金など）などさまざまな財産を所有していますが、国有財産法に規定する国有財産には、例えば、土地や建物などの不動産、船舶や航空機などの一部の動産、株式などの有価証券などがあります。
- 国有財産は、「行政財産」と「普通財産」の2つに分けられます。

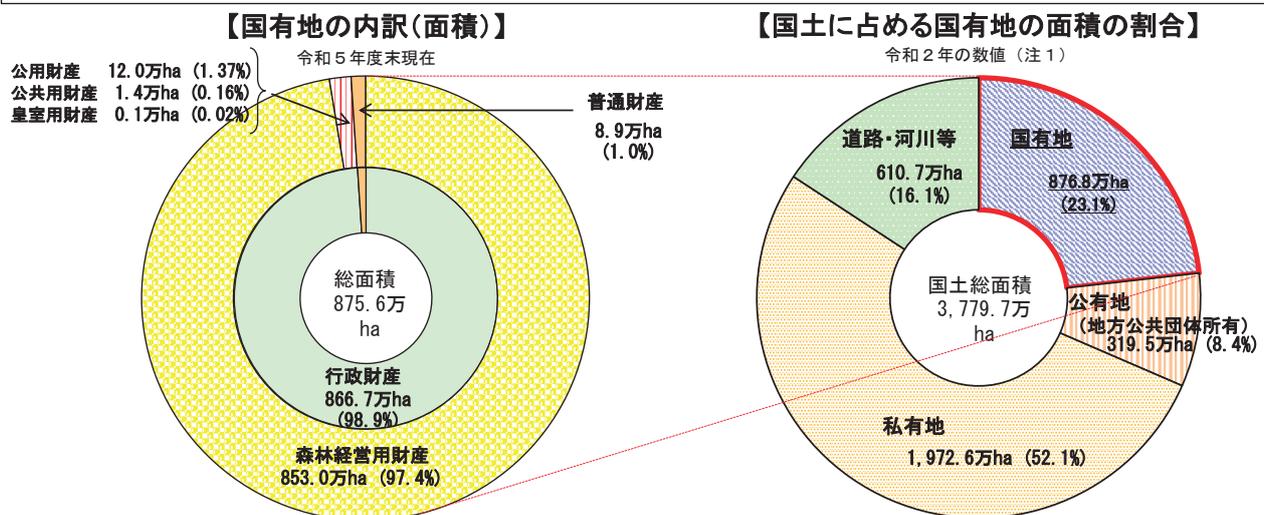


（注）国有財産法の対象とされていない財産の例としては、現金（会計法において規定）、債権（国の債権の管理等に関する法律において規定）、物品（物品管理法において規定）などがあり、別の法体系の下におかれています。

02 国有地の面積

② 国有財産の面積・価格

- 令和5年度末時点の国有地（※）の面積は875.6万haであり、国土の約4分の1を占めています。
- （※）国有財産法に規定する国有財産のうち、国有財産台帳以外の台帳で管理されている財産（道路、河川など）を除く。
- その大部分（約97%）は森林経営用財産で、国有林野事業に用いられています。これらは国土の保全や自然環境の保護という観点から重要な役割を担っており、屋久島、小笠原諸島、白神山地のように世界遺産に登録されているものもあります。



（注1）公共用財産のうち、国有財産台帳以外の台帳で管理されている財産（道路、河川など）は、含まれておりません。

（注2）単位未満を切り捨てているため、計において一致しない場合があります。

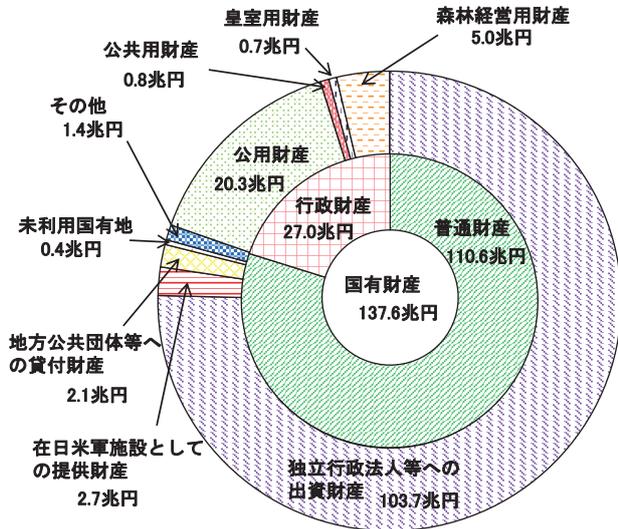
（注1）国土交通省提供資料により作成しており、左記グラフとは時点が異なります。国土総面積は令和2年の数値、国有地の面積は令和2年度末時点の面積です。

（注2）単位未満を切り捨てているため、計において一致しない場合があります。

03 国有財産の現在額

② 国有財産の面積・価格

- 国有財産の価格・数量などは国有財産台帳により管理しており、令和5年度末時点の価格は137.6兆円となっています。このうち、独立行政法人等への出資財産は103.7兆円です。
- 国有財産の分類別にみると、普通財産は110.6兆円、行政財産は27.0兆円です。



独立行政法人等への出資財産（上位10社）

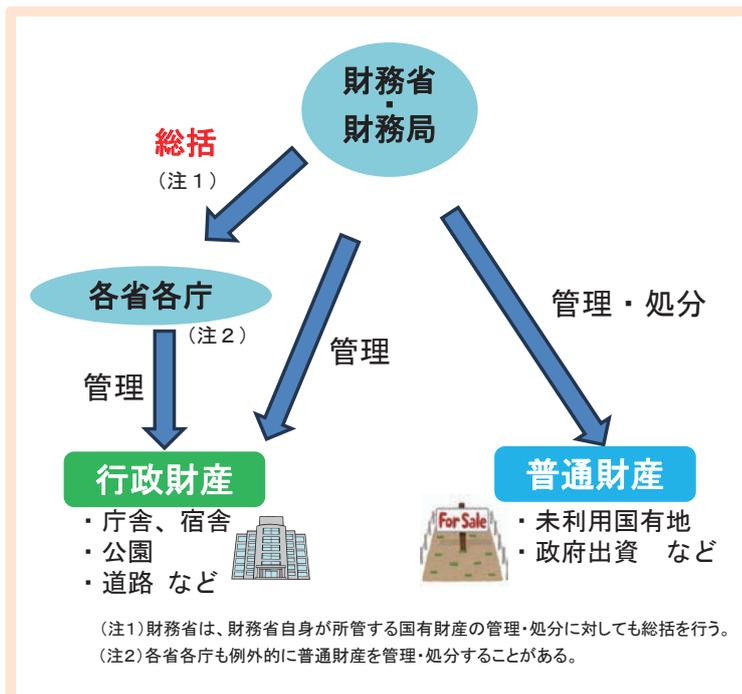
会社名等	政府保有額 (兆円)
(株) 日本政策金融公庫	15.3
(独) 日本高速道路保有・債務返済機構	11.1
(独) 国際協力機構	10.3
国際通貨基金	5.9
日本電信電話(株)	5.2
全国健康保険協会	5.1
国際開発協会	4.1
(株) 日本政策投資銀行	4.0
(株) 国際協力銀行	2.9
日本たばこ産業(株)	2.7

- (注1) 公共用財産のうち、国有財産台帳以外の台帳で管理されている財産（道路、河川など）は、含まれておりません。
 (注2) 単位未満を切り捨てているため、計において一致しない場合があります。

04 国有財産の管理・処分・総括

③ 国有財産行政の全体像

- 国が国有財産に対して行う行為は管理と処分に分けることができます。財務省・財務局では、各省各庁が行う管理・処分の総括をしています。全体像を示すと以下のとおりです。



① 管理と処分

管理とは、国が財産に対する所有権を有した状態で行う行為、具体的には取得、維持・保存及び運用（貸付けなど）を指しています。

処分とは、売払い、交換、譲与、信託など国が財産に対する所有権を手放す行為のことを指しています。普通財産のみ処分を行うことができます。

② 総括

国有財産は国民共有の貴重な資産であり、適正かつ効率的に管理処分がなされなければなりません。そのためには、国有財産の全体像を把握して、制度設計をしたり個別の財産の使用に係る調整等を行うことが不可欠です。これを「**国有財産の総括**」と呼び、財務省・財務局が行うことになっています。

具体的には、以下のようなことを行っています。

1. 国有財産制度の整備

国有財産法をはじめとする、国有財産全体に関連する法令の企画・立案

2. 財産状況の明確化

国有財産が各年度末にどれくらいあるか（ストック）、各年度でどれくらい増減したか（フロー）の数値などを取りまとめ、国会へ報告

3. 管理及び処分の調整

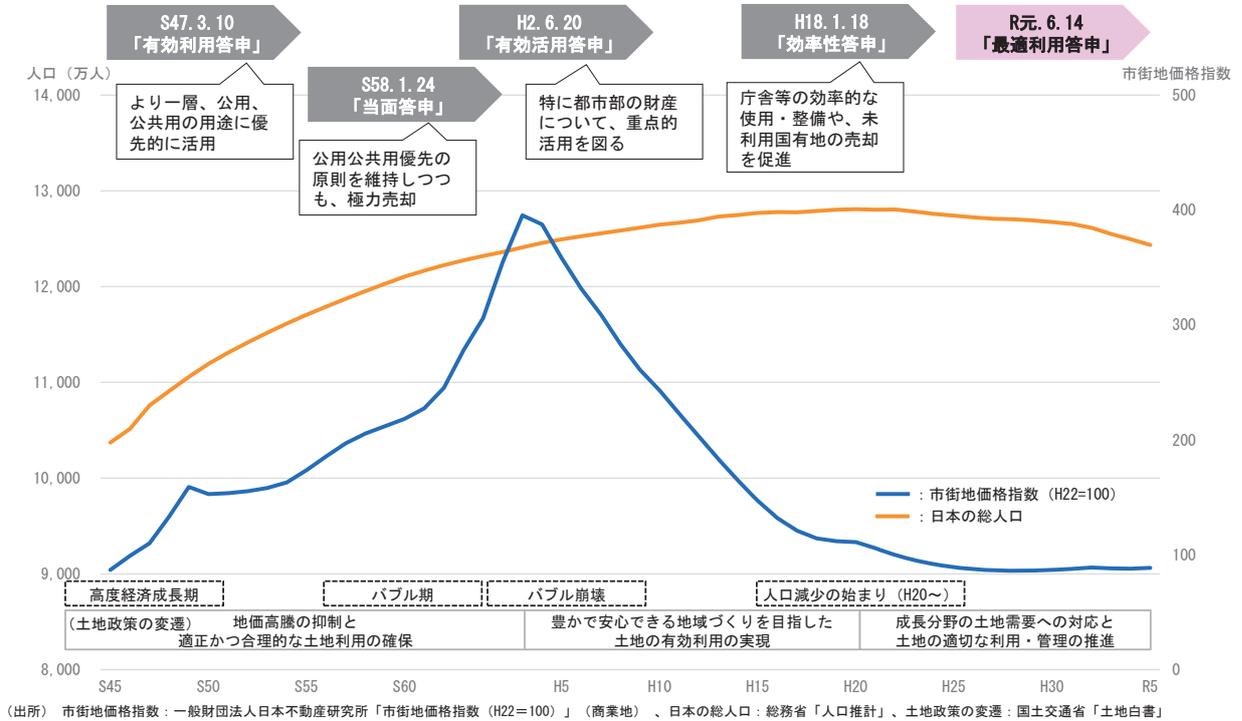
庁舎等の取得や使用に関する計画の策定、監査の実施、財産の所管の変更等の協議への対応

05 国有財産行政のあり方の変遷

財政制度等審議会
第63回国有財産分科会
(R7. 3. 3開催) 資料
※一部修正

④ 国有財産行政の方向性

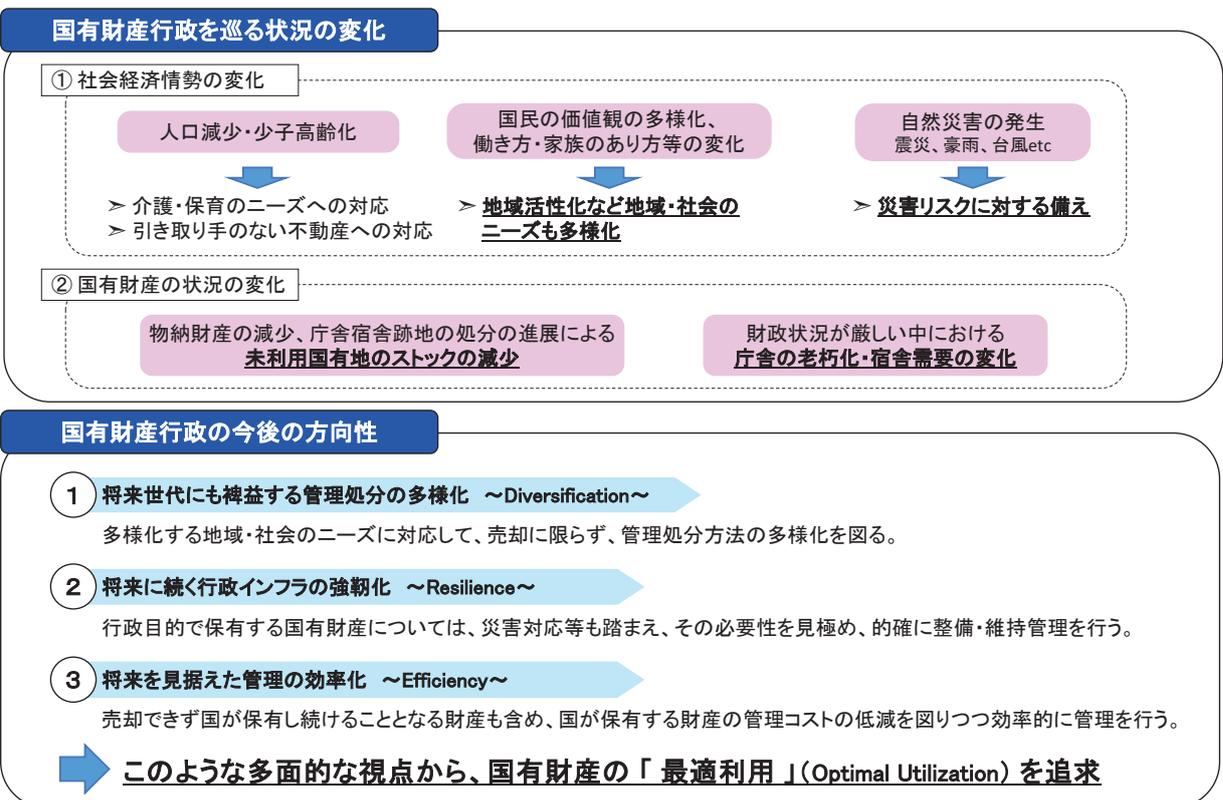
- 社会情勢の変化とともに、国有地の果たす役割も変容します。それに伴って、国有財産行政のあり方も、時代の変化や、土地政策の変遷も踏まえ、随時見直しを行って参りました。



06 令和元年「最適利用答申」の概要

財政制度等審議会
第47回国有財産分科会
(R元. 6. 14開催) 資料

④ 国有財産行政の方向性



第1章 最近の国有財産トピックス

本章では国有財産に関わる最近のトピックスを紹介します。

①現下の政策課題に対応した国有財産の活用

令和6年能登半島地震や、地方創生などの現下の政策課題の解決に、国有財産がどのように貢献しているかについて解説します。

②所有者不明土地対策

所有者不明土地の発生を防止するための取組として、相続土地国庫帰属制度と、相続人不存在による国庫帰属制度について解説します。

③重要土地等調査法を踏まえた管理処分

重要土地等調査法の制定を受け、指定区域内の国有財産の管理処分をどのように行うこととしているかについて解説します。

資料ガイド

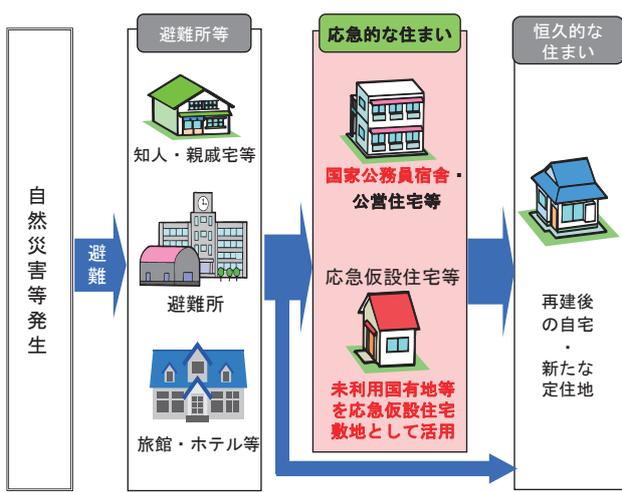
- ①現下の政策課題に対応した国有財産の活用 資料01～05
- ②所有者不明土地対策 資料06～09
- ③重要土地等調査法を踏まえた管理処分 資料10

01 能登半島地震などの自然災害における国有財産の活用

①現下の政策課題に対応した国有財産の活用

- 未利用国有地等の無償提供を円滑に行うため、財務省（財務局）においては、平常時から定期的に、提供が可能な未利用国有地等のリストを整備し、地方公共団体に情報提供しています。
- 地震や台風などによる自然災害等の発生後、財務省においては、被災地の方々の避難先やがれき置き場等として、国家公務員宿舎や未利用国有地等を地方公共団体に無償で提供する取組を行っています。なお、気象庁から警報が発せられた場合等においては、発生前から無償提供を行っています。

◆ 応急的な住まいとしての国有財産の活用イメージ



◆ 国有財産の活用事例

・ 令和6年能登半島地震

令和6年1月1日の令和6年能登半島地震発生により、石川県からの要請に応じて、これまで石川県で最大121戸の空き国家公務員宿舎について被災者の応急的な住まい等として無償で提供。また、珠洲市、輪島市及び能登町からの要請に応じて、未利用国有地等をそれぞれ応急仮設住宅敷地及び廃棄物仮置き場として無償で提供。



【野々江総合公園として無償貸付中の国有地（国有地は公園の一部）を応急仮設住宅敷地として活用（石川県珠洲市）】

（写真提供元：珠洲市）

02 国有財産を活用した地域貢献

①現下の政策課題に対応した国有財産の活用

- 国有財産行政においては、地域に所在する国有財産の性質に鑑み、地方公共団体等と連携しつつ、地域や社会のニーズを踏まえて最適利用を図ってきたところです。
- 地域における国公有財産の最適利用（エリアマネジメント）や、使用許可制度等による庁舎等の余剰空間の有効活用等の取組が定着してきており、こうした財務局による取組が地域貢献に繋がっています。

「地域における国公有財産の最適利用（エリアマネジメント）」の推進

- 国有財産の総括機関である財務局と地方公共団体が連携しながら、人口減少や耐震化対応などの課題解決に向けて、公的施設の効率的な再編及び最適化を図っていく取組を推進。
- これまでに、160の地方公共団体との協議会の設置や30件の最適利用プランの策定に繋がるなど、取組が定着（令和7年3月末時点）。



庁舎等における余剰空間の有効活用

- 庁舎等の行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度において、使用許可をすることができる
- 地域社会のニーズへの対応と収益確保の双方の観点から、本制度を行政財産の有効活用の政策ツールに位置付け。
 - ➡ 通達改正：使用許可期間の柔軟化等（令和元年）
 - ➡ 手続きの円滑化等（令和7年）
- これまでに、シェアサイクルポート、カーシェアリング、5G基地局、EV充電器付き駐車場などに活用。
- 制度周知（HP更改・リーフレット作成）や財産情報公開等により、更なる有効活用を推進。



03 エリア価値向上に向けた 国公有財産の戦略的マネジメント（エリマネぷらす）

①現下の政策課題に対応した国有財産の活用

- 地域における国公有財産の最適利用等の取組を地方創生2.0を支える政策として発展・進化させ、国交省のまちづくり政策とも連携しつつ、まちの魅力と防災力を高める「エリア価値向上に向けた国公有財産の戦略的マネジメント（エリマネぷらす）」として推進していきます。
- 具体的には、まちなかにある庁舎等の特性を最大限生かし、以下の取組を進めていきます。
 - 国施設の再編等による、「まちなか拠点合同庁舎」等の地域防災にも資する拠点づくり
 - 交通、保育、福祉など、住民生活の維持・向上に資する、庁舎等の地域開放（使用許可等）により、新たな人流等を創出

◇地方創生2.0基本構想（令和7年6月13日閣議決定）（抜粋）

第3章 地方創生2.0の起動

6. 政策パッケージ

(1) 安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生

⑦将来を考えたまちづくり

vii. 地域に根ざす国公有財産の戦略的マネジメントによるエリア価値向上

まちなかにある国公有財産を戦略的にマネジメントすることにより、エリア価値を向上させる。

具体的には、庁舎等の国有財産について、ハザードエリアや都市計画情報等を踏まえ、コンパクト・プラス・ネットワークの取組とも連携しつつ、国施設の再編等により、「まちなか拠点合同庁舎」等の地域防災にも資する拠点づくりを進める。また、各都道府県に所在する財務局等が地方公共団体とも連携し、交通、保育、福祉等のサービス提供事業者等への使用許可等により、地域社会への開放を進める。（後略）

◇経済財政運営と改革の基本方針2025（令和7年6月13日閣議決定）（抜粋）

第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現

2. 主要分野ごとの重要課題と取組方針

(4) 戦略的な社会資本整備の推進

（持続可能なインフラマネジメントとまちづくりの高度化）

（前略）エリア価値向上に向けた地域に根ざす国公有財産の戦略的マネジメントを進める。（後略）

04 エリマネぷらす【イメージ】

①現下の政策課題に対応した国有財産の活用

地域の活動に

庁舎内のスペースを開放し、廃食油回収スポットの設置など、地域の方々とともに環境意識向上



地域の活動拠点や地域のイベント用地として庁舎敷地を地域開放

住民サービス機能向上の観点から、都市機能誘導区域内へ庁舎を移転集約

地域の防災力強化に

国の防災官署を集約し、地域防災の拠点として整備。



ハザードエリアや都市計画情報を踏まえた地域防災の拠点

津波等浸水リスクのある場所から庁舎を移転集約

まちなか拠点合同庁舎

シェアサイクルポートとして庁舎敷地を地域開放

地域の拠点に

観光需要増加を見越し、シェアサイクルポートとして庁舎敷地を開放。



点線部分：都市機能誘導区域

3.0～5.0m	2階部分まで浸水する程度
0.5～3.0m	1階天井まで浸水する程度
0.0～0.5m	大人の膝までつかる程度

（ハザードマップ凡例）

地域のにぎわい創出に

国施設の移転跡地も活用し、国と市が一体で整備することで新たな人流を創出



庁舎跡地や未利用国有地を活用して、生活に関連した公共施設を都市機能誘導区域内に移転

【市民交流活動センター（丸亀市HPより）】

05 新庁舎の整備による地域防災への貢献（鹿児島県奄美市）

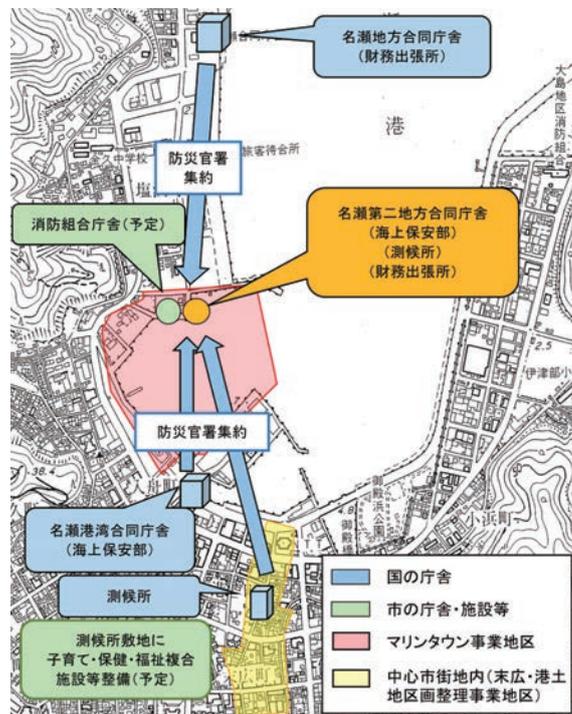
①現下の政策課題に対応した国有財産の活用

○鹿児島県奄美市に所在する名瀬港湾合同庁舎（海上保安部）の建替えに際し、鹿児島財務事務所名瀬出張所と名瀬測候所（3官署とも防災官署）を集約し、名瀬第二地方合同庁舎を整備しました。

○奄美市との間で「津波発生時における緊急避難施設としての使用に関する協定書」を締結することで、名瀬第二地方合同庁舎が防災拠点として機能するとともに、災害（津波発生）時の一時避難場所として津波避難ビルに指定され、地域防災の向上に貢献しています。



名瀬第二地方合同庁舎（令和6年11月開所）



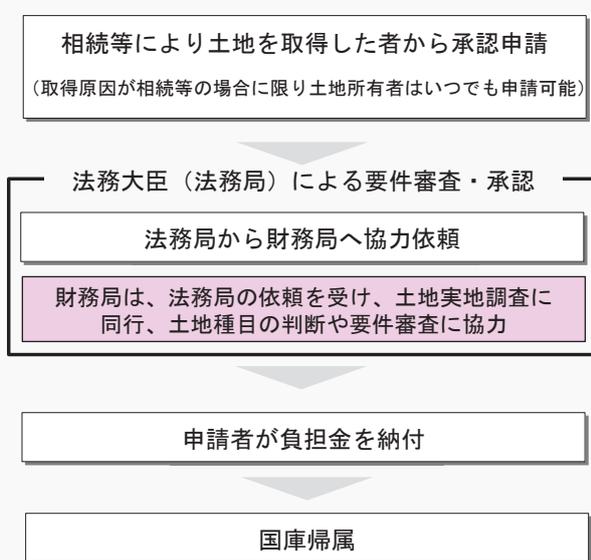
出所：財務局資料（国土地理院地図使用）より加工

06 相続土地国庫帰属制度

②所有者不明土地対策

- 所有者不明土地の発生を予防するための仕組みの一つとして、相続等により取得した土地所有権を国庫に帰属させる制度が創設され、令和5年4月27日から開始されました。
- 国庫に帰属する土地のうち、農用地又は森林以外の土地は、財務省（財務局）が管理・処分を行います。

手続の流れ



土地の要件

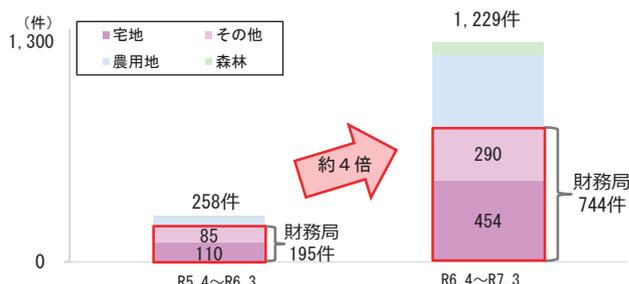
通常の管理又は処分をするに当たり過分の費用又は労力を要する土地は国庫帰属不可

(例) 建物がある土地、
土壌汚染がある土地など

審査手数料・負担金

- ・申請時
土地一筆ごとに審査手数料の納付が必要
- ・承認後
10年分の土地管理費相当額（原則20万円）の負担金の納付が必要
※一部の市街地の宅地は面積に応じて算定

国庫帰属件数

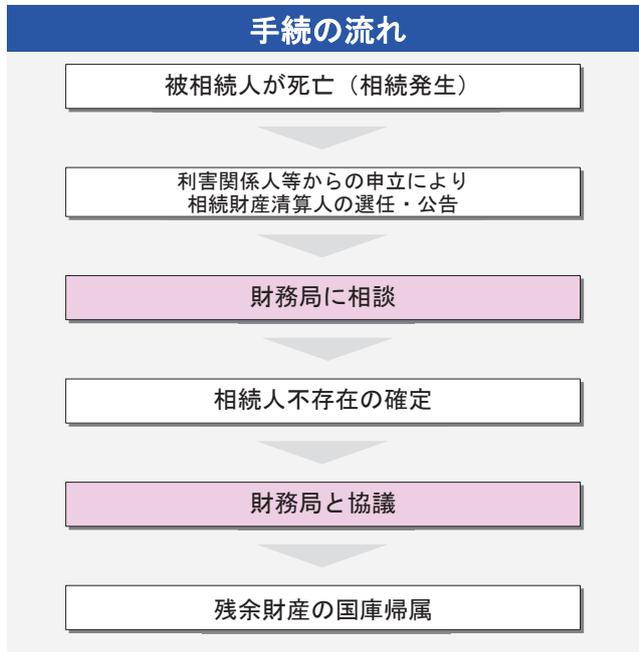


07 相続人不存在による国庫帰属制度

②所有者不明土地対策

- 相続人不存在の場合は、民法の所定の手続を経てもなお残余財産があれば、国庫に帰属することとされています。
- 手続の早期段階から、財務局が関係機関と連携することにより、国庫への引継ぎ（動産撤去、境界確定の依頼等を含む）等の円滑化を図っています。

手続の流れ



国庫帰属件数等（年度別）



【参考】 帰属した財産のイメージ



老朽化した建物及び残置された動産



倒壊の恐れがある擁壁

08 相続土地国庫帰属制度により帰属した財産の管理・処分イメージ

②所有者不明土地対策

- 帰属財産の中には、傾斜地や無道路地、樹木に覆われた土地などの活用が困難な土地もあり、中長期にわたって管理を行っていく必要があります。
- 帰属財産の管理に当たっては、草刈り・巡回等の管理コストを要し、さらに、処分（一般競争入札等）に当たっては、物件調書作成や鑑定評価等の処分コストを要します。

帰属財産の例



帰属財産の管理・処分イメージ

【管理業務】

- > 看板設置 約1万円
- > 柵設置 約20万円
- > 草刈（年2回） 約5万円
- > 巡回（年4回） 約2万円

※200㎡の土地を想定して積算（個々の財産の状況による）

【処分業務】

- > 物件調書作成
- > 鑑定評価
- （以下、必要に応じ実施）
- > 測量・境界確定協議
- > 地下埋設物調査 等

数十万円

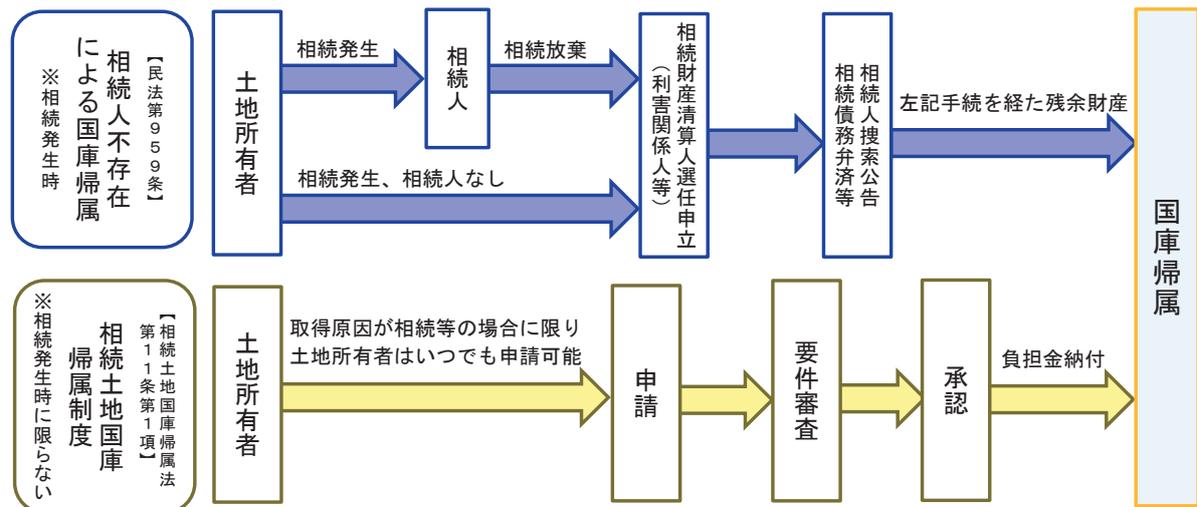
数百万円

※個々の財産の状況による

※申請者は、10年分の土地管理費相当額の負担金として、原則20万円（都市計画法の市街化区域又は用途地域が指定されている地域内の宅地は面積に応じて算定）を納付する必要がある旨法定されている。

09 相続人不存在による国庫帰属と相続土地国庫帰属制度の違い

②所有者不明土地対策



(参考)

民法(明治29年法律第89号)(抜粋)

第959条 前条(*)の規定により処分されなかった相続財産は、国庫に帰属する。

* 相続人搜索の公告期間内に相続人としての権利を主張する者がなかった場合に、相当と認めるときは、家庭裁判所は特別縁故者の請求によって、これらの者に、清算後残存すべき相続財産の全部又は一部を与えることができる。

相続土地国庫帰属法(令和3年法律第25号)(抜粋)

第11条 承認申請者が負担金を納付したときは、その納付の時ににおいて、第5条第1項(**)の承認に係る土地の所有権は、国庫に帰属する。

** 法務大臣は、承認申請に係る土地が不承認要件に該当しないと認めるときは、その土地の所有権の国庫への帰属についての承認をしなければならない。

10 重要施設周辺等に所在する国有財産の取扱いについて

③重要土地等調査法を踏まえた管理処分

- 防衛関係施設周辺等における土地の所有・利用をめぐることは、かねてから、安全保障上の懸念が示されてきたこと等を踏まえ、令和3年に重要土地等調査法が制定され、令和4年に全面施行されました。
- 同法では、重要施設の周辺及び国境離島等において、注視区域及び特別注視区域を指定し、施設等の機能を阻害する行為が行われた場合に、土地等の利用者に対し、必要な措置をとるべき旨の勧告・命令を行うことができるとされています。
- 同法の趣旨を踏まえ、指定区域内の国有財産の売却等については、施設の機能への影響に配慮するとともに、まちづくりや地域の経済活動に与える影響を踏まえて行うこととしています。

(注) なお、同法制定以前より、国境離島等に所在する国有財産については、原則、売却せずに保有し、国が適切に保全・管理することとしています。

売却、貸付け前の対応

施設所管省庁等及び内閣府への意見照会

- 区域内に所在する一定の未利用国有地等については、対象となる施設所管省庁等(防衛省、国土交通省、海上保安庁、資源エネルギー庁)及び内閣府に意見照会を行った上で、財務局において管理処分方針を決定します。

売却
貸付け

売却、貸付け後の対応

契約に係る特約条項

- 契約に当たっては、重要土地等調査法に基づく利用者に対する命令が発せられた場合に土地等の「買戻し」又は「貸付契約の解除」ができる特約条項を付します。

結果の情報共有

- 財務局において決定した管理処分方針に基づく具体的な処理状況は、施設所管省庁等及び内閣府と定期的に情報共有を行います。

第2章 国有地の管理処分

本章では、廃止した庁舎・宿舎の跡地や相続税物納された土地等の国有地（普通財産）の管理処分について、その基本方針を中心に解説するとともに、最近の取組事例を紹介します。

①国有地の管理処分の手続等 では、国有地の管理処分に関する基本的な手続のほか、売却や貸付けの促進のための施策等について解説します。

②国有地の管理処分に係る最近の取組 では、国有地の管理処分に係る最近の取組について紹介いたします。

資料ガイド

- ① 国有地の管理処分の手続等 ……資料01～07
- ② 国有地の管理処分に係る最近の取組 ……資料08～22

《関東財務局目黒宿舎跡地》



写真：社会福祉法人HPより

関東財務局目黒宿舎跡地（東京都目黒区）は、社会福祉法人に対し特別養護老人ホーム等の施設敷地として定期借地権により貸付けした国有地です。

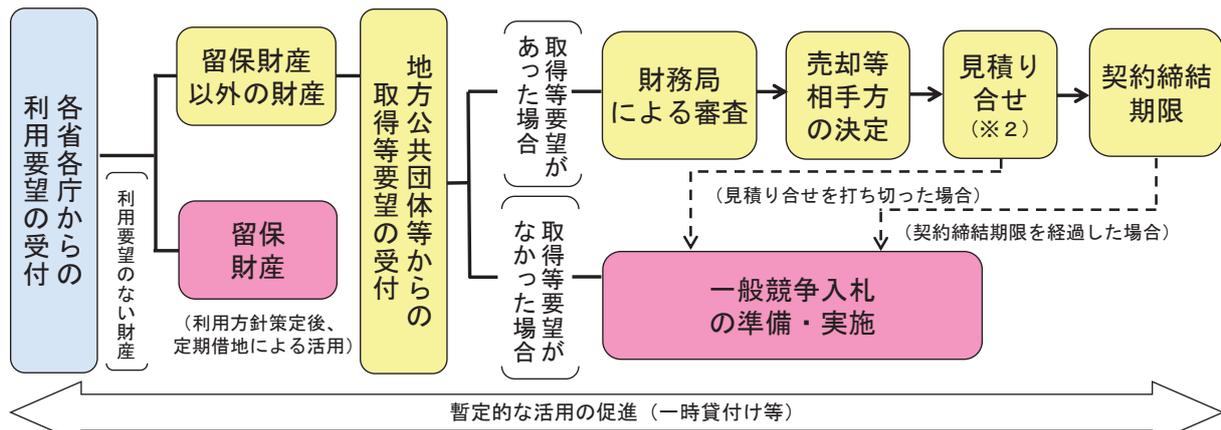
令和3年8月1日に開所されました。

※敷地面積：2,339.87㎡

01 国有地の売却・貸付けに係る手続

①国有地の管理処分の手続等

- 国有地の売却・貸付けについては、公用・公共用の利用を優先する考え方を基本としつつ、迅速かつ透明・公平に行うため、原則となる統一的なルールを定めています。
- 具体的には、各省各庁に対し、国利用要望の確認を行い、利用要望のない財産については、留保財産の選定基準に基づき、留保財産（※1）に選定するかどうかを判断します。
- 留保財産以外の財産については、地方公共団体等からの取得等要望の受付を行い、受付期間中に取得等要望がない場合には一般競争入札により売却することとしています。



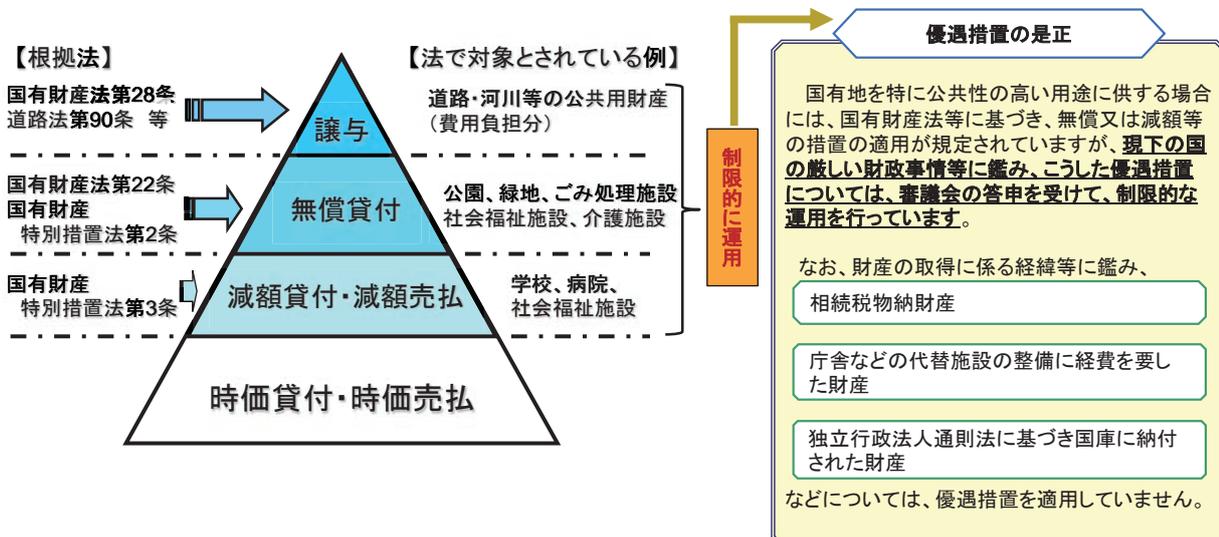
※1 留保財産とは、地域によって有用性が高く希少な国有地について、将来世代におけるニーズへの対応のため、国が所有権を留保しつつ、定期借地権による貸付けによって、有効活用・最適利用を図ることとした財産をいう。

※2 見積り合せとは、売却等相手方の契約希望価格を書面により確認し、当該価格が国の予定価格の制限の範囲内であるか否かを確認する手続をいう。なお、見積り合せの実施回数は累計で5回を限度とし、5回の見積り合せによっても国の予定価格の制限に達しない場合には、直に見積り合せを打ち切ることとなる。

02 国有地の管理処分に係る対価の考え方

①国有地の管理処分の手続等

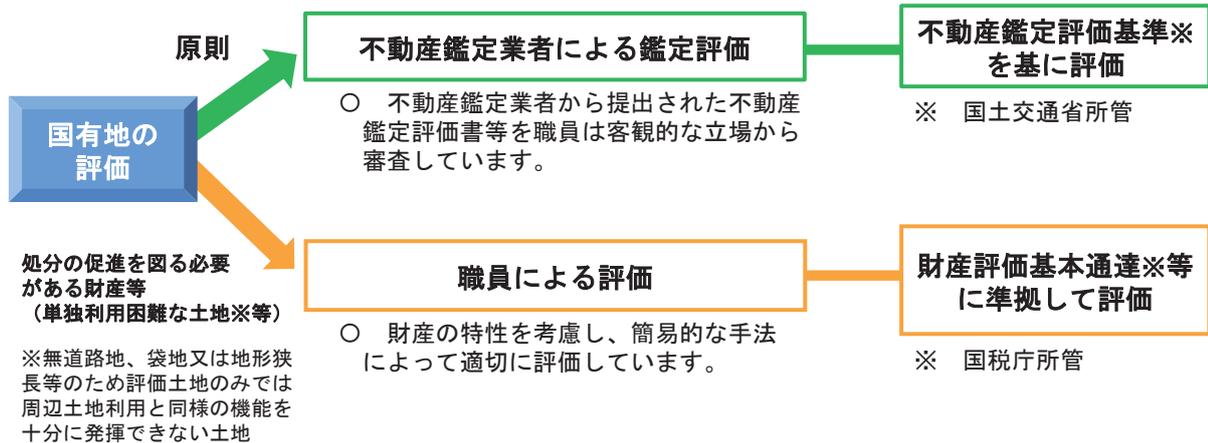
- 国有財産は、法律に基づく場合を除き、適正な対価なくしてこれを譲渡し若しくは貸し付けてはならないとされています（財政法第9条第1項）。
- ただし、財政法第9条第1項の「法律に基づく場合」として、国有財産法等により、特に公共性の高い用途に供する場合には、無償あるいは減額して売却又は貸付けすることができると規定されています（国有財産法第22条ほか）。
- しかしながら、現下の国の厳しい財政事情等に鑑み、無償あるいは減額して売却又は貸し付ける取扱いについては、審議会の答申を受けて、制限的な運用を行っています。



03 国有地の処分に係る対価の求め方

①国有地の管理処分の手続等

- 国有地の処分に当たっては、その適正な対価を求めるために原則として鑑定評価を実施しています。
- 国有地の評価は、財政法等の趣旨を踏まえ統一的なルールを定めており、原則として、企画競争または価格競争のいずれかの方式によって選定した不動産鑑定業者へ依頼しています。
- 一方で、無道路地等の市場性が劣る国有地については、処分の促進や経済性の観点から国の職員による評価を行っています。



(注) 適切に時価を反映させるため、価格の有効期間は、基本的に4か月としており、有効期間を超える場合には、変動率を価格に乘じ、評価替を行うこととしています。

04 法律上の優遇措置と是正後の措置

①国有地の管理処分の手続等

用途	法律上の優遇措置	根拠法	優遇措置の是正	
			右記以外の財産	国が移転経費を要した財産 物納財産など
災害対応	無償貸付	国有財産法第22条	無償貸付	
ごみ処理施設など 道路	譲与又は無償貸付	国有財産法第22条外 道路法第90条	1/3 時価売払 2/3 譲与又は無償貸付	全面積時価売払
公園・緑地(都市部)	無償貸付	国有財産法第22条	2/3 時価売払 1/3 無償貸付	
公園・緑地(都市部以外) ため池、用排水路など			1/3 時価売払 2/3 無償貸付	
水道施設など		国有財産特別措置法第2条	1/3 時価売払 2/3 無償貸付	
国有財産特別措置法第3条に該当する施設 (介護施設、保育所、医療施設、学校施設、公営住宅 など)	5割減額売払又は貸付	国有財産特別措置法第3条	1/3 時価売払 2/3 5割減額売払又は貸付	
用途指定なし	-	-	全面積時価売払(是正なし) (一般競争入札など)	

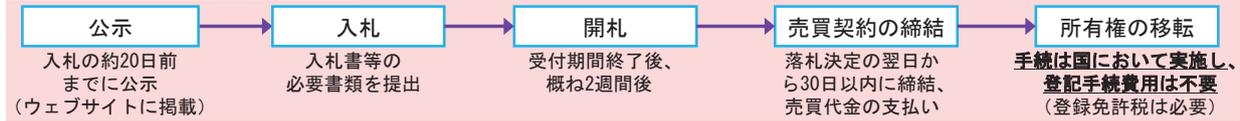
05 国有財産の入札手続

①国有地の管理処分の手続等

- 国及び地方公共団体等において利用予定がない国有地については、一般競争入札により売却することとしています。
- また、一般競争入札で売却に至らなかった物件については、一定期間に限り、原則先着順で購入可能です。

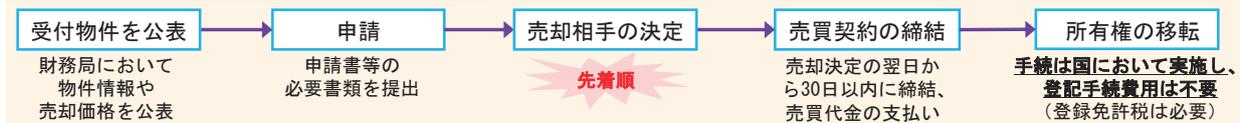
一般競争入札の基本的な流れ

最低売却価格以上で、最高の価格を提示した方が購入できます。



入札で売却に至らなかった物件は・・・

原則として、一定の期間に限り先着順で購入できます。



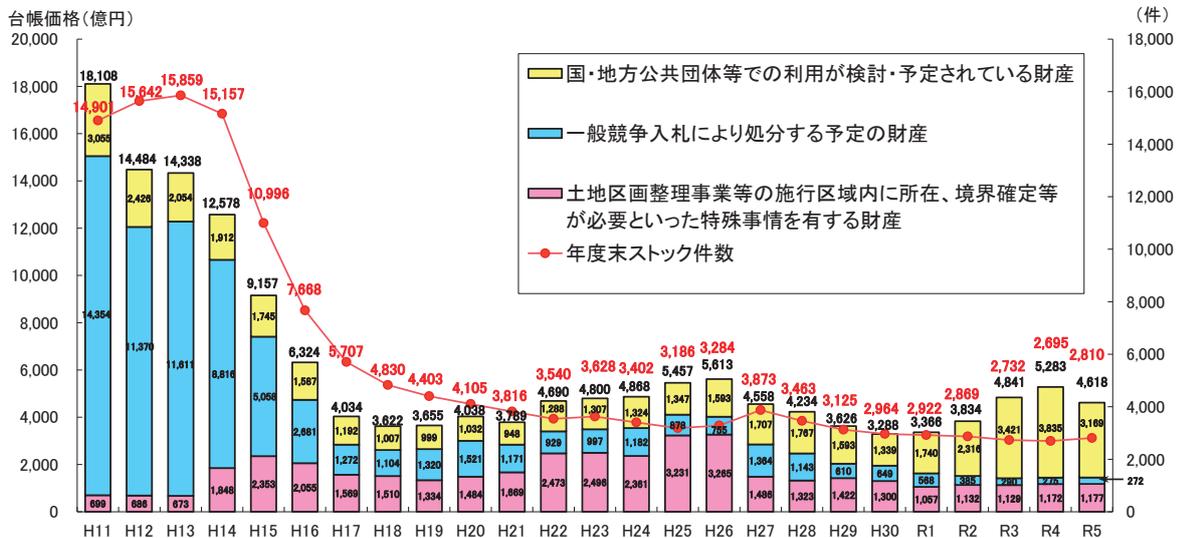
国有財産の購入に関する情報

- 各財務局のウェブサイトやメールマガジンで、国有財産の売却情報を発信しています。
 - ✓ 現在公示中の物件情報・先着順ですぐに購入できる物件情報
 - ✓ 今後入札を予定している物件の情報
 - ✓ 入札時・購入申請時の必要書類
- 一般競争入札に関する情報は、各財務局で配布している入札案内書や、新聞広告、折込チラシ、民間の不動産情報サイト「全国版空き家・空き地バンク」(LIFULL HOME'S及びアットホーム㈱)にも掲載しています。

06 未利用国有地のストックの推移

①国有地の管理処分の手続等

- 未利用国有地については、国として保有する必要のないものは売却し、財政収入の確保に努めつつ、地域・社会のニーズに対応した有効活用を推進しており、令和5年度末のストックは4,618億円となっています。
- このうち、地方公共団体等が公共施設等の用地として利用する予定の財産は3,169億円、一般競争入札により処分する予定の財産は272億円となっています。なお、このほか土地区画整理事業や再開発事業の施行区域内に所在するもの、境界確定、地下埋設物調査等が必要といった特殊事情を有する財産が1,177億円ありますが、これまでの財産処分で培ったノウハウ・知見を活用し、要件が整った財産から売却等処理を進めていきます。



(注) 未利用国有地の大宗を占める、財務局等が管理する未利用国有地(一般会計)のストックについて推移を示したもの。
 (注) 単位未満を切り捨てているため、計において一致しない場合があります。

07 国有地の管理処分の基本方針 ～個々の財産の特性に応じた管理処分～

①国有地の管理処分の手続等

- 国有地の処分に当たっては、国民共有の貴重な財産であることを踏まえた公用・公共優先の原則に基づき、優先的に地方公共団体等からの利用要望を受け付け、一定期間内に利用要望がない場合には、一般競争入札により処分することとしています。
- 近年においては、個々の財産の特性に応じた手法を選択することにより、地域や社会のニーズに対応した有効活用を推進することとしています。また、処分に当たっては、地区計画活用型一般競争入札、二段階一般競争入札などの手法も活用しています。

＜個々の財産の特性に応じた管理処分の手法＞

特性	目的	手法の例	参照
・待機児童数が多い地区に所在する国有地 ・介護施設整備のための用地確保が困難な都市部等に所在する国有地	・政策実現（待機児童解消、介護離職ゼロ）	地方公共団体等への ・優先的売却 ・定期借地制度を活用した貸付け	2章11～ (P18～)
・計画的なまちづくりにより、地域経済の活性化等が期待される大規模な国有地	・地域貢献（地域経済の活性化）	・地区計画活用型一般競争入札 ・二段階一般競争入札 ・地域ニーズ等に対応した公共随契	2章14～ (P19～)
・再開発事業により権利変換を受けた権利床	・国有財産の有効活用による最適化	・信託 ・交換	2章17 (P21)
・有用性が高く希少な国有地	・将来世代におけるニーズへの対応	・所有権を留保しつつ、地域・社会のニーズに対応した定期借地	2章09～ (P17～)

08 留保財産の選定について

②国有地の管理処分に係る最近の取組

- 有用性が高く希少な国有地は、現在世代のみで費消し尽くすのではなく、将来世代にも裨益する観点から、留保財産として国が所有権を留保し、地域・社会のニーズを踏まえ、定期借地権による貸付けで活用を図ります。
- 留保財産の選定に当たっては、地域や規模を目安としつつ、個々の土地の実情等の個別的な要因も考慮し、地域の実情に通じている国有財産地方審議会で審議の上、決定します。
- 令和6年度末時点で計63の財産を留保財産として選定しております。

地域・規模の目安

ブロック	エリア		最低面積
	都道府県	市区町村	
首都圏	東京	23区内・武蔵野市・三鷹市	1,000㎡
	神奈川	横浜市・川崎市・相模原市	2,000㎡
	埼玉	さいたま市・川口市	
	千葉	千葉市	
近畿圏	大阪	大阪市・堺市・守口市・東大阪市	2,000㎡
	京都	京都市	
	兵庫	神戸市・芦屋市・西宮市・尼崎市	
北海道	北海道	札幌市	2,000㎡
東北	宮城	仙台市	2,000㎡
	新潟	新潟市	
北陸	石川	金沢市	2,000㎡
東海	愛知	名古屋市	2,000㎡
	静岡	静岡市・浜松市	
中国	広島	広島市	2,000㎡
	岡山	岡山市	
四国	香川	高松市	2,000㎡
	愛媛	松山市	
九州	福岡	福岡市・北九州市	2,000㎡
	熊本	熊本市	
沖縄	沖縄	那覇市	2,000㎡

※ 留保財産の対象地域は、上記市区町村の行政区域のうち、統計法(平成19年法律第53号)第5条第2項の規定に係る最新の国勢調査に基づく人口集中地区(DID)とする。

地域や規模の留保基準を満たすものの、個別的な要因から留保財産としない例

- ・ 開発制限が大きく、かつ、当該制限を緩和する可能性も見込まれない土地
Ex. 形状が路地状である、あるいは道路幅員や接道の長さが大規模建築物等の建築に係る条例を満たしていない土地
- ・ 地域における活用が特に考えられず、万が一、将来に取得の必要性が生じても、代替地の取得に特に支障がないと考えられる土地

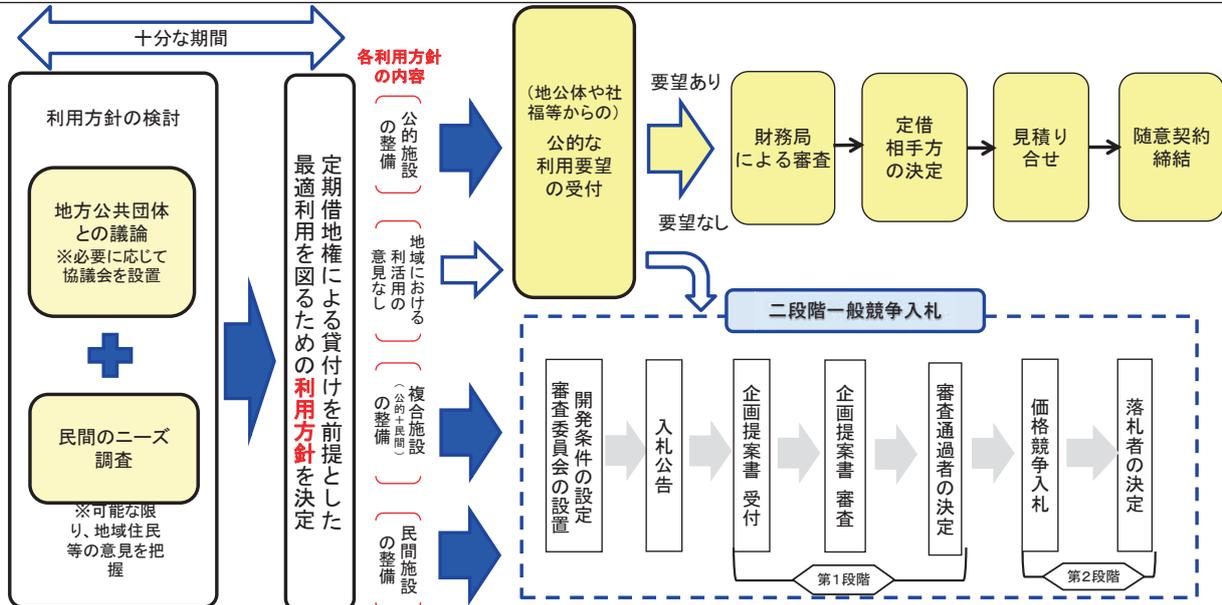
地域や規模の留保基準を満たさないものの、個別的な要因から留保財産とする例

- ・ 今後、地域・社会のニーズが見込まれる土地
Ex. 再開発エリア、コンパクトシティ実現のための立地適正化計画における都市機能誘導区域内に位置する土地
- ・ 立地条件が非常に優れ、基準容積率が高く、高度利用が可能など、希少性や有用性が高い土地
Ex. 公共交通機関のターミナル駅至近の土地

09 留保財産の利用方針の策定

②国有地の管理処分に係る最近の取組

- 留保財産については、地方公共団体と議論を行うとともに、民間のニーズ調査を実施するなど、期間を十分にとって、地域のニーズを広く掘り起こしながら、定期借地権による貸付を前提とした最適利用を図るための利用方針を策定します。令和6年度末時点で31件の利用方針を策定しています。



【貸付期間】

- ①公的施設・複合施設(公的+民間)の場合 ⇒ 事業用定借(10~30年)と一般定借(50年以上)のどちらも可能
 ②民間施設の場合 ⇒ 事業用定借(10~30年)が原則。ただし、地方公共団体の同意など一定の要件を満たす場合には一般定借(50年以上)も可能

10 留保財産の事例

②国有地の管理処分に係る最近の取組

- 令和7年3月末時点で、11件の契約を締結しており、利用方針に沿った有効活用が図られています。



写真：福岡県HPから引用

所在	福岡県福岡市博多区東公園	
土地	面積	6,420.84㎡
	貸付期間	70年(一般定借)
	賃借人	福岡県
建物	延床面積	13,608.92㎡ (地上4階、地下1階)
	用途	武道館 (柔道場、剣道場、弓道場、相撲場、サブアリーナ)



写真：契約相手方からの提供

所在	東京都渋谷区神宮前	
土地	面積	1,451.25㎡
	貸付期間	50年(一般定借)
	賃借人	社会福祉法人
建物	延床面積	3,283.03㎡ (地上3階、地下1階)
	用途	特別養護老人ホーム等



写真：契約相手方からの提供

所在	広島県広島市中区上幟町	
土地	面積	2,240.61㎡
	貸付期間	54年(一般定借)
	賃借人	不動産業者
建物	延床面積	6,913.09㎡ (地上9階)
	用途	有料老人ホーム・店舗・オープンスペース・地域交流スペース・防災施設

※ 上記完成予想パース図は今後の協議等により変更が生じることがあり、実際のものとは異なる場合があります。

11 定期借地権を活用した貸付けの概要

②国有地の管理処分に係る最近の取組

- 定期借地制度は、地主と借主との間で一定の契約期間を定め、契約期間終了時に更地にして返還することを条件に土地を賃貸借する制度です。事業用の建物の所有を目的とする事業用定期借地契約や、目的を限定しない一般定期借地契約があります。
- 土地を購入する必要がないため、初期投資の費用が少ないほか、貸付期間が保証されているため、事業計画が立てやすいといったメリットがあります。
- 制度の導入以降、保育・介護の分野を中心に活用されています。

国有財産における定期借地権を設定した貸付けができる主な場合

- 留保財産として利活用を行う場合。
- 留保財産以外の場合、
 - ・ 地方公共団体・社会福祉法人・学校法人において、福祉施設・認定こども園の用に供するとき。
 - ・ 地方公共団体・事業者において、福祉施設・認定こども園を含む複合施設の用に供するとき。
 - ・ 地方公共団体において、医療施設の用に供するとき。
 - ・ 一般競争入札等の手続により売却に至らなかった財産等について、事業用定期借地権を設定した貸付けを行うとき。

定期借地契約の賃料及び保証金の内容

- 賃料 ⇒ 不動産鑑定士による鑑定評価に基づき、見積合わせ等を実施した上で決定
※賃料については、賃料総額の2分の1まで前払いすることが可能（前納賃料の2分の1が都道府県等の補助対象となる場合があるため）
- 保証金 ⇒ 地方公共団体・社会福祉法人・学校法人において、福祉施設・認定こども園の用に供するときは不要

12 定期借地権を活用した貸付けの制度の変遷

②国有地の管理処分に係る最近の取組

- 平成22年度以降、介護・保育分野に関して、保育所や介護施設の整備に寄与すべく、定期借地権による貸付けを通じた取組を進めています。
- 平成28年度より、介護施設については、広い用地を確保する必要があるほか、初期投資負担が大きいことから、必要な期間、地域、対象施設を限って、賃料減額措置を講じています。
- 令和元年の審議会の答申を受け、留保財産は用途を限らず定期借地権による貸付けを可能としたほか、留保財産以外の財産についても、介護・保育等の施設を一定程度含む複合施設について、定期借地権による貸付けができることとしています。

実施時期	これまでの制度改正（概要）
平成22年	8月 定期借地制度を利用した貸付けの導入 介護・保育施設などの社会福祉施設の整備を目的とした地方公共団体への貸付け（地方公共団体からの転賃を含む）が可能になった。
	12月 ・ 医療施設の整備を目的とする場合にも貸付けを可能とする制度改正
平成23年	3月 ・ 社会福祉法人への直接貸付制度を導入
平成24年	1月 ・ 認定こども園の整備を目的とする場合にも貸付けを可能とする制度改正 ・ 貸付料の前払い（前納）制度の導入
平成28年	1月 ・ 介護施設整備に係る減額貸付け 初期投資の負担軽減を図り、介護施設整備を促進するため、政策的に必要な地域（※）に限り、貸付始期から10年間、貸付料を5割減額することとした。
令和元年	9月 令和元年6月の審議会答申を踏まえ、 留保財産につき、貸付用途の拡大 介護・保育等の施設を含む複合施設も貸付けの対象とした
令和2年	6月 ・ 介護施設整備に係る減額措置を5年間延長 令和8年3月31日までに貸付相手方を決定したものを延長対象とした。

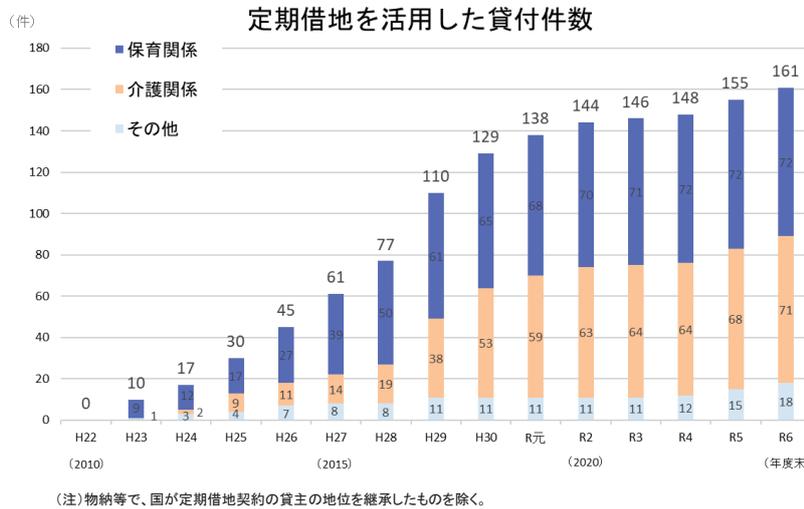
※ 東京・神奈川・埼玉・千葉・愛知・大阪・兵庫・福岡の8都府県。

13 定期借地権を活用した貸付けの取組

②国有地の管理処分に係る最近の取組

○ 令和6年度末時点で、保育関係については72件、介護関係については71件が契約締結済となっており、それぞれ7,672人（保育）、7,685人（介護）の受け皿確保に貢献しています。

※国有地の有効活用による受け皿確保件数：契約締結事案における施設収容人数（一部予定人数含む）にて算出。



<定期借地貸付を活用した事例>

目黒区内の保育所(令和3(2021)年度開設)



横浜市内の特別養護老人ホーム(令和3(2021)年度開設)



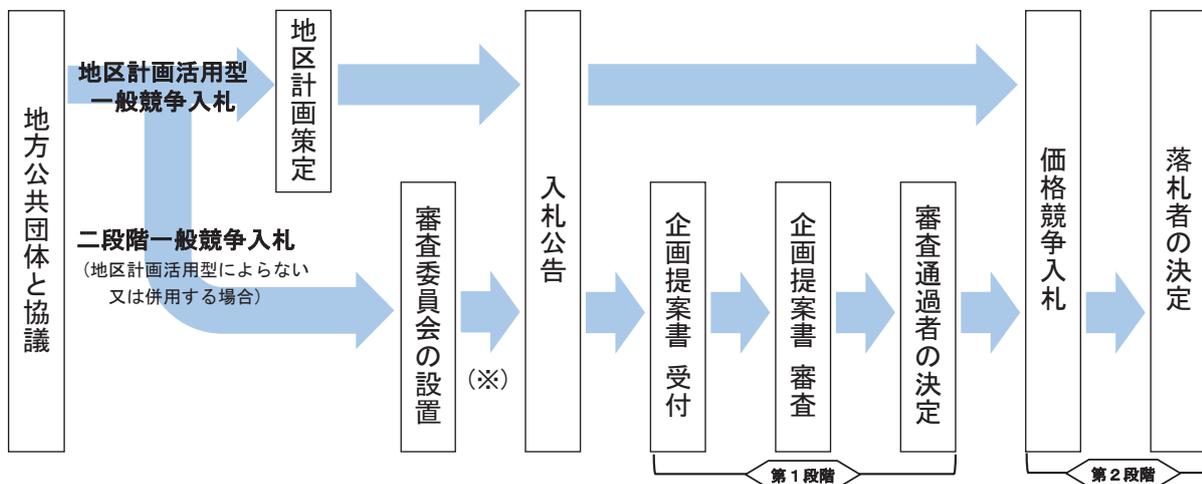
14 地区計画活用型・二段階一般競争入札

②国有地の管理処分に係る最近の取組

○ 未利用国有地の売却等に当たっては、まちづくりに配慮した土地利用を行いつつ、民間の企画力・知見を具体的な土地利用に反映させる入札手法を採用するケースもあります。

- ・ 地区計画活用型一般競争入札：国有地を含む一定の区域を対象に地区計画を定めた上で価格競争入札を行う方法
- ・ 二段階一般競争入札：土地利用等に関する企画提案を求めた上で、これを審査し、審査を通過した者を対象に価格競争入札を行う方法

<都市計画法に基づき地方公共団体が地区住民の意向を反映しながら策定する地区計画活用型の適用を優先的に検討>



(※) 土地の有効利用を促すための開発条件を地方公共団体及び審査委員会の意見を聴取しながら設定。

15 地区計画活用型一般競争入札について

②国有地の管理処分に係る最近の取組

- 地区計画活用型一般競争入札は、まちづくりに配慮した土地利用を行うことにより、地域経済を活性化すること等を目的とし、国有地を含む一定の区域に地区計画の都市計画決定を行うものであり、全国的に幅広く活用されています。

本郷台駅周辺地区地区計画(神奈川県横浜市栄区)



①地区計画の概要

駅前広場と公園の一体性及びいたち川への連続性を確保し、にぎわい創出や地域交流を促したうえで、良好で快適な魅力ある環境形成を目的としている。国有地部分は、高さ制限を大幅に緩和したうえで公益施設等を導入するとともに中高層住宅の立地を図ることとされた。

②整備計画

- ・広場、緑地、歩行者通路、遊歩道の設置
- ・建物の1階部分に公益施設等を設置
- ・高さ制限を20mから45mに緩和等

③契約時期

平成29年2月

④土地面積

約22,000㎡

⑤契約金額

約120億円

北緑丘1丁目地区地区計画(大阪府豊中市)



①地区計画の概要

陸上自衛隊豊中分屯地の廃止に伴い生じた大規模国有地について、地区計画を策定することにより、周辺地域と調和のとれたまちなみを形成することを目的としている。

②整備計画

- 【A地区】・高さ制限37m(一部16m)
- ・緑化率25%以上(一部建物に限る)等
- 【B地区】・用途は住宅又は社会福祉施設等
- ・高さ制限10m等

③契約時期

平成30年2月

④土地面積

約44,000㎡

⑤契約金額

約57億円

16 二段階一般競争入札の事例

②国有地の管理処分に係る最近の取組

- 二段階一般競争入札はまちづくりに配慮した土地利用を行いつつ、民間の企画力・知見を具体的な土地利用に反映させ、地域経済の活性化等の効果を実現することを目的としており、都市部だけではなく、地方都市においても幅広く活用されています。

【売却】旧福岡家庭裁判所跡地(福岡県福岡市中央区)



①地元の要望を踏まえた開発条件

- ・市の施策である「観光・MICEの振興」の更なる推進のため、国際会議等に伴うVIPの宿泊先として、ふさわしい高い国際的評価を有するホテルブランドを提案すること。
- ・市民や観光客が眺望を楽しめる空間や地域特性を活かした賑わい施設を設置すること。
- ・多様な人材や企業を引きつける快適なビジネス環境を導入するオフィスを設置すること。

②土地面積

約5,100㎡

③契約金額

約133億円

④建物規模

地下1階、地上23階(延:約48,000㎡)

⑤設置施設

ホテル、オフィス、レジデンス等(令和12年開業予定)

※画像は、事業者が作成したパース図のため、今後の協議等により変更になることがあります。

【定期借地】旧九段会館跡地(東京都千代田区)



①地元の要望を踏まえた開発条件

- ・九段会館の歴史的価値や景観形成上の価値に鑑み、九段会館の保存・活用を実現しながら高度利用を図る。
- ・お堀の親水性向上のための歩行者ネットワークの創出や眺望確保のためにオープンスペースを設置すること。

②土地面積

約8,800㎡

③貸付期間

70年(一般定借)

④契約金額

約67億円(貸付料3年分)

⑤建物規模

地下3階、地上17階(延:約68,000㎡)

⑥設置施設

オフィス、カンファレンスセンター、商業施設等(令和4年10月開業)

17 国有財産の交換制度及び信託制度を活用した事例 ～再開発で取得した権利の処分～

②国有地の管理処分に係る最近の取組

- 国が市街地再開発事業に参画して取得したビル(大手町プレイス)の権利床を交換制度及び信託制度の2つの手法を活用して処分した事例です(国はウエストタワーの一部とイーストタワーの事務所部分等を取得)。
- ウェストタワーの一部は、日本郵政(株)との交換契約(H30)により処分し、同社から交換により取得した旧日本郵政ビルは、改修工事を行い、中央省庁の庁舎として活用予定です。
- イーストタワーの事務所部分等は、信託制度を活用し信託銀行がリーシング(テナントの誘致・貸付け)を進めた上で、入札により売買契約(R4)を締結しました。



18 管理コスト削減の取組① 積極的な情報発信について

②国有地の管理処分に係る最近の取組

- 答申を踏まえ、不動産情報サイトとの連携や宅地建物取引業者の媒介契約等を活用した積極的な情報発信による買い手の探索の取組を進めているところです。

令和元年10月より、

- 民間の不動産情報サイト「全国版 空き家・空き地バンク」(LIFULLHOME'S及びアットホーム株)に国有財産の売払い情報を掲載。
(令和6年度掲載件数：853件)
- 宅地建物取引業者による媒介を活用した売却制度を導入。
(令和6年度末時点成約件数：11件)



そのほか、令和4年6月より、地方整備局が主催する「土地政策推進連携協議会」に参画し、地域の課題やニーズの情報収集をするとともに、同協議会の構成員や関係市区町村等に対し国有財産の売却情報等に係る情報提供を実施。

19 管理コスト削減の取組② 売却等を行うまでの活用

②国有地の管理処分に係る最近の取組

○ 国有地の管理コスト削減や有効活用の観点から、財産の売却等を行うまでの間、暫定的な貸付けを行っています。

具体的な事例



- ・用途 駐輪場
- ・所在地 札幌市中央区
- ・面積 1,332.79㎡
- ・相手方 札幌市
- ・貸付日数 1,096日間
- ・貸付料 16,956万円



- ・用途 駐車場・カーシェアリング
- ・所在地 広島県広島市
- ・面積 526.06㎡
- ・相手方 民間事業者
- ・貸付日数 752日間
- ・貸付料 1,500万円



- ・用途 ヘリポート
- ・所在地 沖縄県石垣市
- ・面積 2,176.36㎡
- ・相手方 沖縄県
- ・貸付日数 365日間
- ・貸付料 361万円



- ・用途 工事関係
- ・所在地 静岡県焼津市
- ・面積 7,353.16㎡
- ・相手方 民間事業者
- ・貸付日数 1,096日間
- ・貸付料 532万円

主な用途

- ・駐車場・駐輪場
- ・公的利用（仮校舎、ヘリポート等）
- ・工事関係（資材置場、仮設事務所等）
- ・イベント関係（モデルルーム、海水浴場等）

令和5（2023）年度実績

契約件数	契約金額
227件	約6億円

20 管理コスト削減の取組③ 国有地の管理委託

②国有地の管理処分に係る最近の取組

○ 暫定貸付けによることができない場合でも、国有地の管理コスト削減の観点から財産の管理を委託しています。

具体的な事例



- ・目的 史跡保存用地
- ・所在地 岡山県総社市
- ・面積 389.00㎡
- ・相手方 総社市



- ・目的 児童の遊び場及び緊急避難場所
- ・所在地 愛知県瀬戸市
- ・面積 197.65㎡
- ・相手方 瀬戸市



- ・目的 市民農園
- ・所在地 長崎県長崎市
- ・面積 161.16㎡
- ・相手方 市民団体

主な用途等

- ・史跡保存用地等
- ・オープンスペース（多目的広場、児童の遊び場、緊急時の避難場所等）
- ・財産の維持管理

令和5（2023）年度末時点ストック

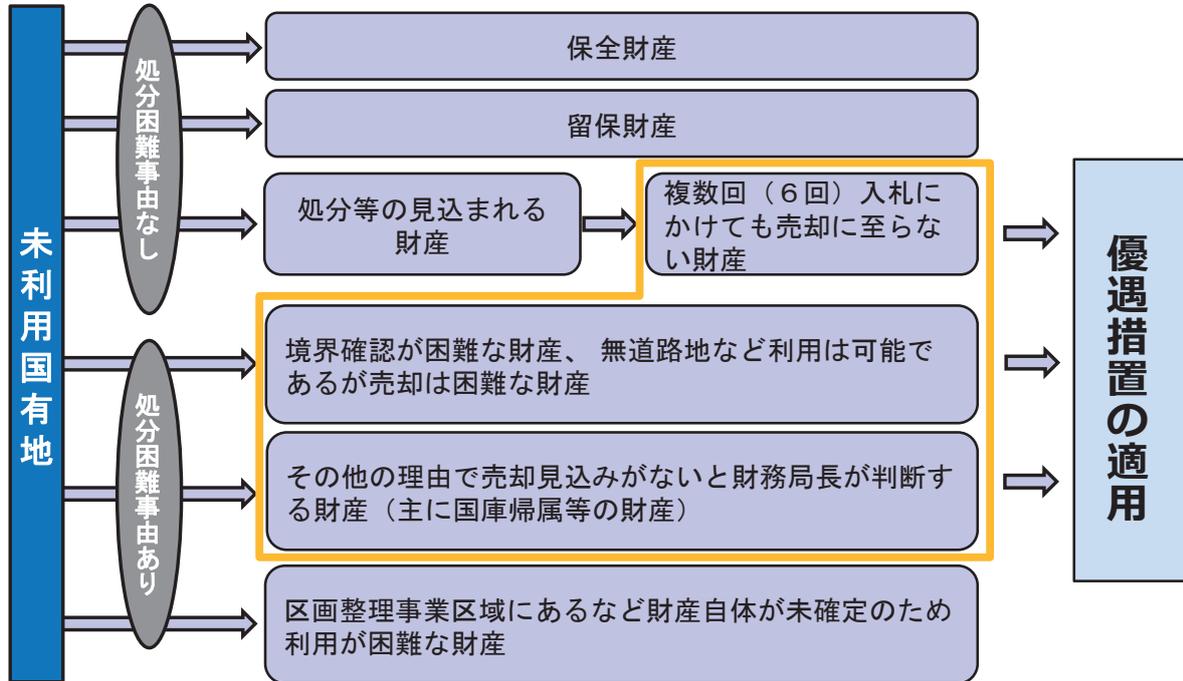
契約件数	契約数量
548件	約2,600万㎡

※契約件数、数量ともに「土地」について集計

21 管理コスト削減の取組④ 更なる国有財産の最適利用のための処分等手法の多様化

②国有地の管理処分に係る最近の取組

- 売却に至らなかった財産等については、現在、是正している国有財産法等における優遇措置を是正することなく、全て適用できるようにすることにより、地方公共団体等の公的利用を促し、地域貢献に寄与することが可能となります。



22 国有財産を通じた地域連携事例

②国有地の管理処分に係る最近の取組

- 地方公共団体と連携して、地域の様々な課題解決のため、国有財産を通じたまちづくり支援や最適利用に取り組んでいます。

○空き家対策に関する東大阪市との連携 (近畿財務局)



【国有地上の空き家】



【国有地売却後】

①概要

近年、管理不全な空き家が社会問題化しており、借地契約中の国有地においても貸付相手方の高齢化や死亡等により相続関係が広がるなど、管理不全となった建物が残置。空き家対策に積極的な東大阪市と連携し、国有地上の空き家解消に向けた取組を令和4年から実施。

②取組の成果

近畿財務局及び東大阪市双方から建物所有者に働きかけ等を行うことによって、複数の事案が国有地売却に至り、空き家が解消されるとともに、新たな土地の利活用が図られることで地域の生活環境の改善につながることを期待される。

今後も同市との連携を継続し、国有地上の空き家解消に向けて取り組んでいく。

○斜面地に所在する国公有財産に関する意見交換会 (福岡財務支局)



【現地視察の様子】

①概要

斜面地に所在する国公有財産の管理や利活用について、同じ悩みを抱える自治体（福岡県北九州市、長崎県長崎市及び佐世保市）と課題等を共有し、今後の処理等を検討するため、意見交換会を実施。

②取組の成果

令和4年11月に第1回意見交換会を北九州市にて開催した。同市と福岡財務支局から国公有財産の現状と課題をテーマに発表を行い、現地視察を行った後、意見交換を実施した。

今後も意見交換会を継続していくことで関係性の強化を図り、斜面地の様々な課題の解決に自治体と連携して取り組んでいく。

第3章 庁舎・宿舎行政

本章では、行政財産のうち庁舎及び国家公務員宿舎に関する行政について解説します。

① **庁舎の概要** では、庁舎の建物数や延面積等、庁舎の現状に関する基本的な事項を説明します。

② **庁舎行政の総合調整** では、国有財産の総括機関である財務省が、どのようにして庁舎行政の総合調整を行っているかを解説します。代表的なものとして**使用調整計画・取得等調整計画**を紹介します。

③ **宿舎の概要** では、宿舎にかかる制度、戸数等、宿舎の現状に関する基本的な事項を説明します。

④ **宿舎行政の総合調整** では、財務省が宿舎行政の総合調整として実施した国家公務員宿舎の使用料の引き上げや、最適利用答申等を踏まえた宿舎行政の見直しについて説明します。

資料ガイド

- | | |
|-------------|--------------|
| ① 庁舎の概要 |資料01 |
| ② 庁舎行政の総合調整 |資料02～09 |
| ③ 宿舎の概要 |資料10～14 |
| ④ 宿舎行政の総合調整 |資料15～19 |

《京都迎賓館》



(写真:内閣府HPより)

○ 京都迎賓館は、日本の歴史・文化を象徴する都市・京都で、海外からの賓客を心をこめてお迎えし、日本への理解と友好を深めていただく施設として平成17年に建設されました。

歴史的景観や周辺の自然環境との調和を図るため、日本の伝統的な住居である入母屋(いりもや)屋根と数寄屋(すきや)造りの外観とし、品格のある和風の佇まいを創出しています。

- 内閣府所管 行政財産(公用財産)
- 建物数量(延): 約16,000㎡

01 国の庁舎等の概要

① 庁舎の概要

- 国の庁舎等とは、一般事務庁舎のほか、刑務所、飛行場、自衛隊の施設などの用に供されている財産のことをいいます。
- 国の庁舎等の建物数は合計56,948棟、延面積は合計37,404千㎡となっています（令和6年3月31日現在）。

国の庁舎等の建物数、延面積

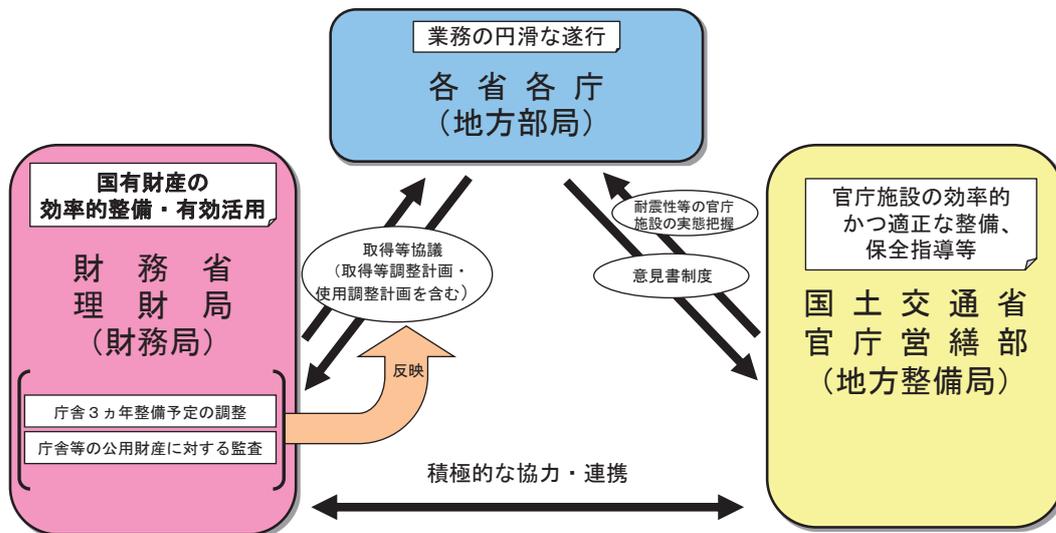
区分	建物数			延面積(㎡)		
	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末
合同庁舎	1,640	1,581	1,591	4,406,060	4,519,418	4,545,406
単独庁舎	29,653	29,226	29,071	15,605,707	15,647,242	15,717,447
刑務所その他の収容施設	3,905	3,819	3,815	2,860,565	2,880,991	2,889,536
自衛隊関係施設	22,514	22,462	22,471	14,152,279	14,194,587	14,251,264
計	57,712	57,088	56,948	37,024,611	37,242,238	37,403,653

02 庁舎の取得・有効活用に関する財務省の役割

② 庁舎行政の総合調整

- 財務省は、各省各庁の庁舎整備にあたり、庁舎整備を実施する国土交通省との連携の下、効率的な取得、使用に向けて、各省各庁と調整、協議を行っています。

庁舎の取得・使用調整に関する関係省庁間の連携

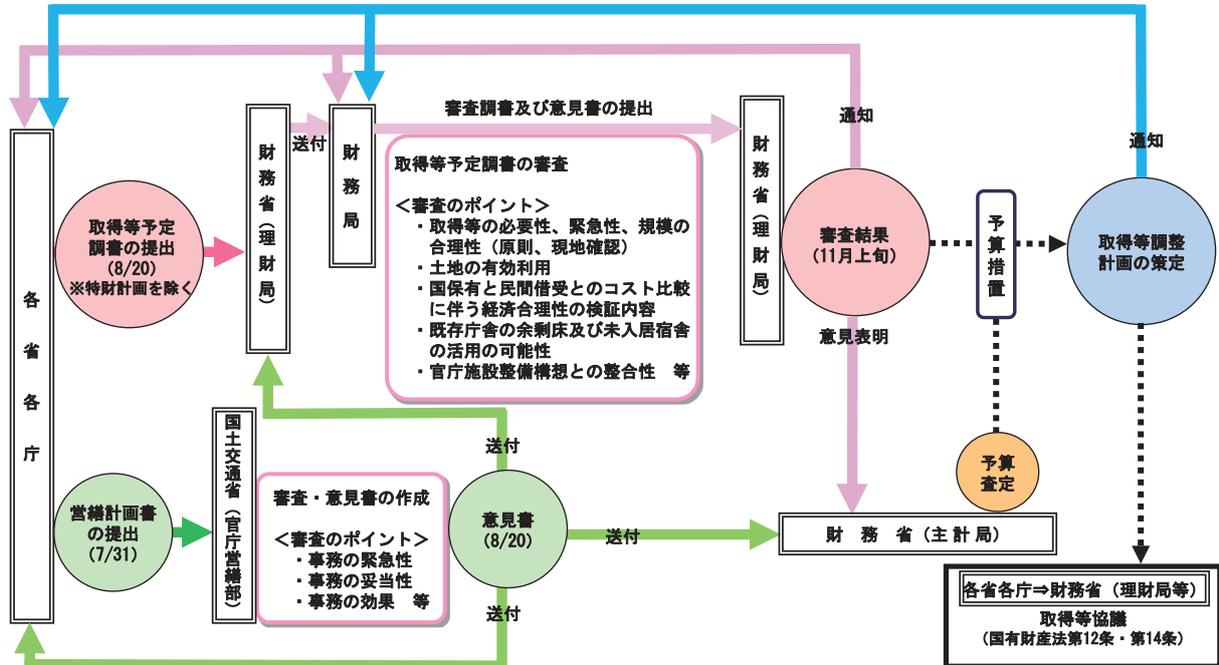


03 国有財産の効率的整備・有効活用 ～庁舎等取得等調整計画～

②庁舎行政の総合調整

○ 財務省は、将来の庁舎需要等に的確に対処するとともに、国有財産の有効な利用を促進するため、毎年度の予算編成過程において、各省各庁が翌年度に予定している庁舎等の取得等について、その必要性等を審査・調整の上、取得等調整計画を策定しています。

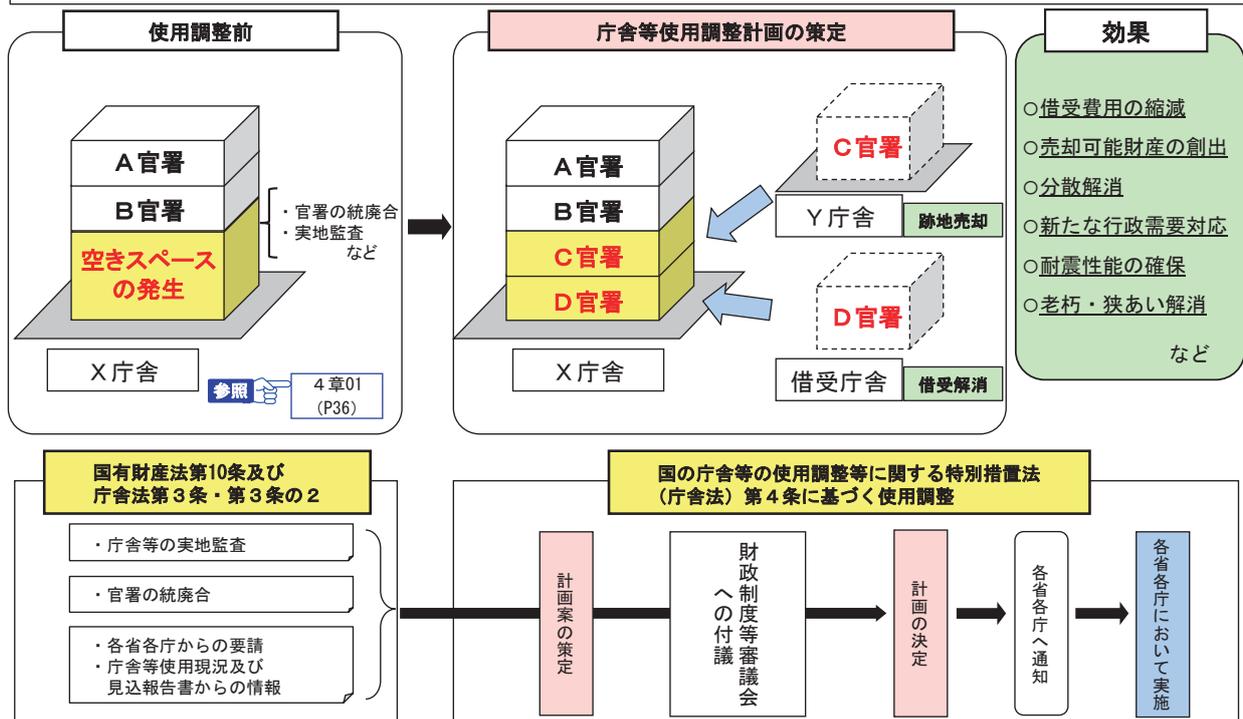
取得等調整計画制度の概要



04 国有財産の効率的使用・有効活用 ～庁舎等使用調整計画～

②庁舎行政の総合調整

○ 財務省は、庁舎の空きスペース等に係る省庁横断的な入替調整（庁舎等使用調整計画の策定）を行い、庁舎等の効率的な使用を推進しています。



05 庁舎等使用調整計画の事例

②庁舎行政の総合調整

○ 中部経済産業局等が名古屋第4地方合同庁舎等へ移転することに伴い、中部経済産業局庁舎に空きスペースが生じることから、以下の庁舎等使用調整計画を策定しました。

- ① 分散している東海農政局各事務所を中部経済産業局庁舎へ移転することで、耐震性能の適合、分散解消及び売却可能財産の創出を図る。
- ② 東海北陸厚生局麻薬取締部の会議室等を移転し、狭あい解消を図る。

【中部経済産業局庁舎】



<使用調整の内容>

<使用官署の名称及びその使用の現況>

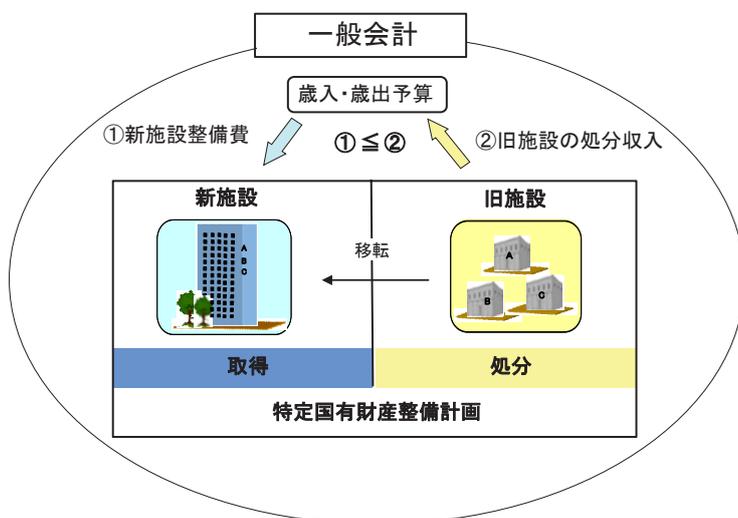
【所在地】 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-2	【使用官署及び使用現況】 中部経済産業局 約4,400㎡ 中部近畿産業保安監督部 約680㎡ 中部地方環境事務所 約660㎡ 愛知労働局 約80㎡ 共用部分 約3,550㎡
【建物概要】 昭和35年築 外 地上4階、地下1階 外 建 2,716㎡／延 10,033㎡	【国以外の利用状況】 (独) 製品評価技術基盤機構 約660㎡ (注) 下線の官署が使用調整対象

入居予定官署	調整床面積	効果	時期
東海農政局 土地改良技術事務所	約 990㎡	耐震性能の適合・分散解消 ・売却可能財産の創出	令和8年度以降
東海農政局 愛知県拠点（地方参事官室）	約 280㎡		
東海農政局 木曾川水系土地改良調査管理事務所	約 660㎡		
東海北陸厚生局 麻薬取締部（会議室等）	約 180㎡	狭あい解消	

06 国有財産の効率的整備・有効活用 ～特定国有財産整備計画～

②庁舎行政の総合調整

○ 特定国有財産整備計画とは、庁舎等の集約立体化などを行う場合に、新施設整備費（①）を、新施設整備後、これに伴い不用となった旧施設跡地等の処分収入（②）で賄う、いわゆるスクラップ・アンド・ビルドの考え方にに基づき、財務大臣が財産の取得と処分を定める計画（国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法第5条）のことをいいます。



一般会計で実施する計画の収支 (単位：億円)

	収入額	支出額	差引
平成22年度～平成29年度	17	51	▲34
平成30年度	3	18	▲15
令和元年度	68	11	57
令和2年度	48	18	30
令和3年度	0	38	▲38
令和4年度	0	28	▲28
令和5年度	140	13	127
令和6年度	54	139	▲85
令和7年度	56	92	▲36
令和8年度以降	931	444	487
合計	1,316	852	464

(注) 単位未満を四捨五入。

※ 一般会計で実施する計画の他、特定国有財産整備特別会計が廃止された平成21年度末までに計画策定されていた事業で未完了のものについては、当該事業が完了するまでの間、経過的に設置された財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定において経理を行っている。

07 特定国有財産整備計画により整備された 庁舎等の事例

②庁舎行政の総合調整

- よこはま新港合同庁舎は、横浜市中区及びその周辺地域において、耐震性能不足や老朽化・狭あい化している庁舎及び分散している15官署を集約・立体化する整備を行ったものです。
- 赤レンガ倉庫等が隣接する新港地区に所在するため、地域の景観と調和したレンガ調の外観となっています。また、災害時には一時避難場所としての機能を備えていることから、地域の方が親しみやすく安心して利用できる施設となっています。



【よこはま新港合同庁舎】

【所在地】

神奈川県横浜市中区新港 1-15

【建物概要】

令和5年3月築

地上7階

建 10,861㎡、延 48,514㎡

【入居官署】

横浜税関

横浜検疫所

横浜中税務署

横浜国道事務所

横浜公共職業安定所

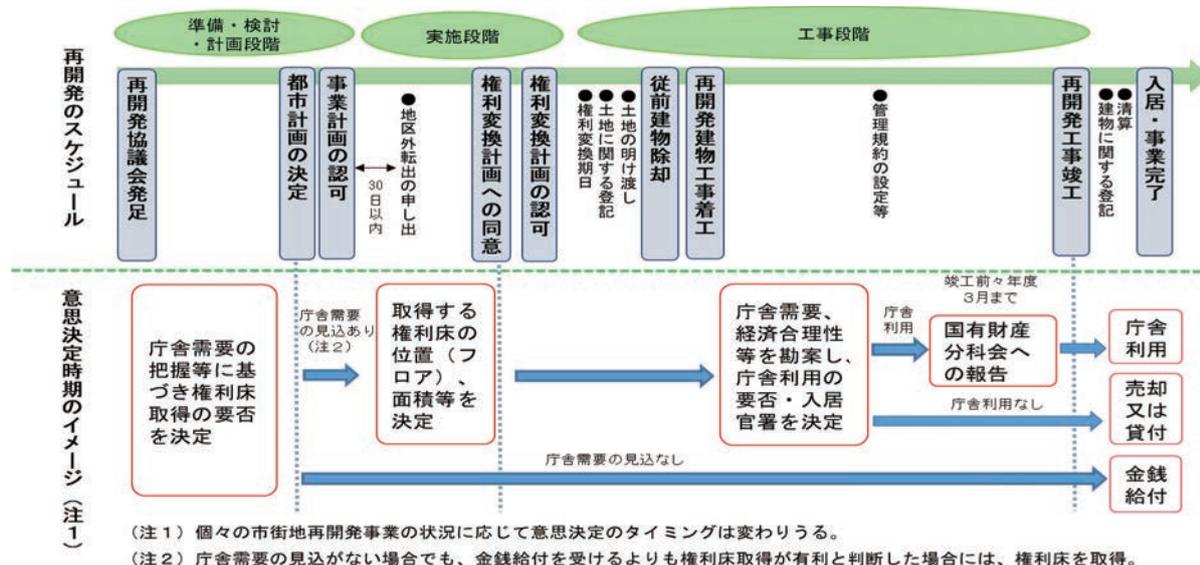
京浜港湾事務所

横浜保護観察所 外 8 官署

08 権利床の活用

②庁舎行政の総合調整

- 中央官衙地区及びその周辺をはじめとして庁舎が不足している地域において、一定規模の再開発建物の一部（権利床）の取得が見込まれる場合には、庁舎需要や経済合理性を勘案した上で、新たに取得する権利床を庁舎として活用します。
- 市街地再開発事業は、様々な手続を経る必要があり、事業完了までに長期間を要することから、権利床を庁舎として活用する場合には、事業スケジュールの各タイミングにあわせて、段階的に意思決定を行います。



09 権利床の活用事例

②庁舎行政の総合調整

- 虎ノ門二丁目地区第一種市街地再開発事業により国が取得する権利床について、中央省庁の狭あい解消及び民間借受の解消を図るため、庁舎として活用することとし、公正取引委員会（中央合同庁舎6号館）、人事院（中央合同庁舎5号館別館）、個人情報保護委員会（民間借受）、食品安全委員会（民間借受）が入居する予定です。



【虎ノ門再開発建物】

業務棟

病院棟

※UR都市機構作成
イメージベースについては、計画段階のものであり、変更が生じる可能性がある。

【建築敷地面積】
約22,500㎡
【延床面積】
約266,200㎡
【建築物の階数・高さ】
業務棟：約180m 地上38階 地下2階
病院棟：約99m 地上19階 地下3階
【業務棟竣工】
令和7年2月
【国が取得する権利床】
業務棟のうち、9F～15F（約23,200㎡）

入居予定官署	調整床面積	方法	時期	備考
公正取引委員会	約 10,000㎡	移転	令和7年度以降	【移転による中央省庁の狭あい解消】 公正取引委員会と人事院が虎ノ門再開発建物へ移転することに伴って生じる空きスペースを活用して中央省庁の狭あい解消を図るもの。
人事院	約 8,300㎡			【借受解消】 民間倉庫の借受解消により借受料年額約3百万円が縮減されるもの。
個人情報保護委員会	約 2,200㎡			【借受解消】 民間ビルの借受解消により借受料年額約5億円が縮減されるもの。
食品安全委員会	約 1,700㎡	新設		【会議室の確保】
共用会議室	約 1,000㎡			
合計	約 23,200㎡			

10 国家公務員宿舎について

③宿舎の概要

- 国家公務員宿舎は、国家公務員等の職務の能率的な遂行を確保し、もって国等の事務及び事業の円滑な運営に資することを目的としています（国家公務員宿舎法第1条）。
- 国家公務員宿舎は、全ての省庁の職員に貸与が可能な「合同宿舎」と、特定の地域や施設（自衛隊や行刑施設など）に居住場所を確保する必要がある特定の省庁に所属する職員に貸与する「省庁別宿舎」があります。

【国家公務員宿舎の総戸数】160,278戸（令和6年9月1日現在）

合同宿舎

(69,112戸)

- ・ 全ての省庁（国会、裁判所を含む）の職員が貸与の対象
- ・ 設置・維持管理は、財務大臣が実施

省庁別宿舎

(91,166戸)

- ・ 特定の省庁に所属する職員に貸与する目的で設置され、原則、当該省庁職員が貸与の対象
- ・ 設置は、主として、各省各庁の長が実施
- ・ 宿舎の維持管理は、各省各庁の長が実施

【主な内訳】

防衛省（自衛隊）	48,592戸
法務省（行刑施設等）	12,756戸
公共事業（国交省、農水省）	8,744戸 等

（注）宿舎戸数は、被災者の方々等に提供している123戸（総戸数に含まれない廃止決定済宿舎1戸と合わせ、全体で124戸を被災者の方々等に提供）、その他地方公共団体等へ提供している97戸の合わせて220戸を除いています。



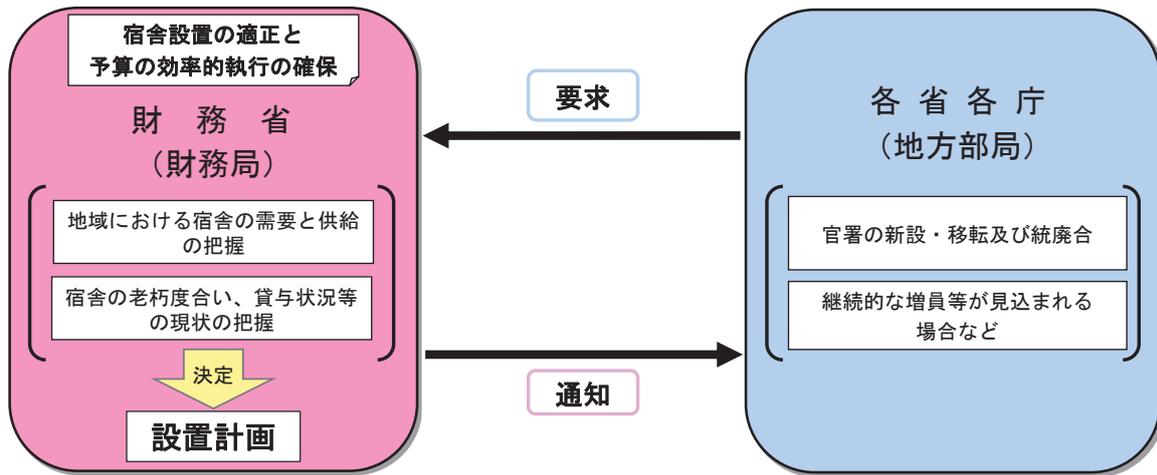
参考資料集20
(P54)

11 宿舎設置における財務省の役割

③宿舎の概要

- 宿舎の設置は、宿舎の設置に関する年度計画（設置計画）に基づいて行わなければならないとされています（国家公務員宿舎法第8条）。
- 財務省は、各省各庁からの宿舎の設置に関する要求を調整し、合同宿舎及び省庁別宿舎の別に設置計画を定め、各省各庁へ通知しています（国家公務員宿舎法第8条の2）。

国家公務員宿舎の設置に関する各省各庁との調整



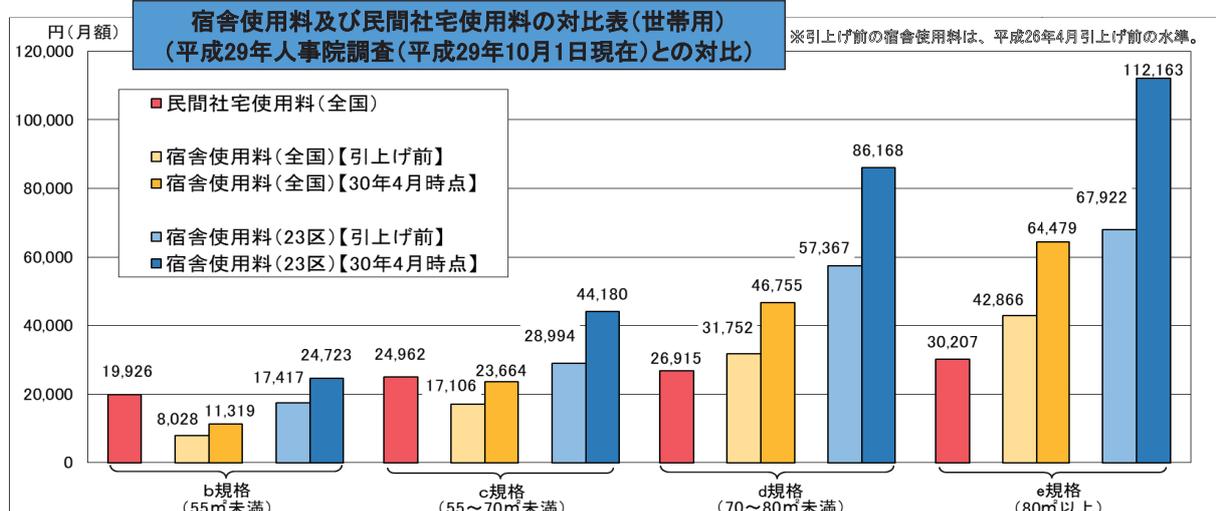
12 宿舎使用料の現状

③宿舎の概要

- 宿舎使用料は、国家公務員宿舎法で定められた建設費用、修繕費などに基づき算定されています。
- 国家公務員宿舎は、営利目的ではなく、借家権もない民間の社宅と類似する施設であり、宿舎使用料については、既に概ね社宅賃料と同水準となっていました。 「国家公務員宿舎使用料の見直しについて」（平成25年12月公表）に基づき、平成26年4月から段階的な引上げを開始し、平成28年4月に2回目、平成30年4月に3回目の引上げを実施しています。

宿舎使用料の算定方法【国家公務員宿舎法第15条第1項】

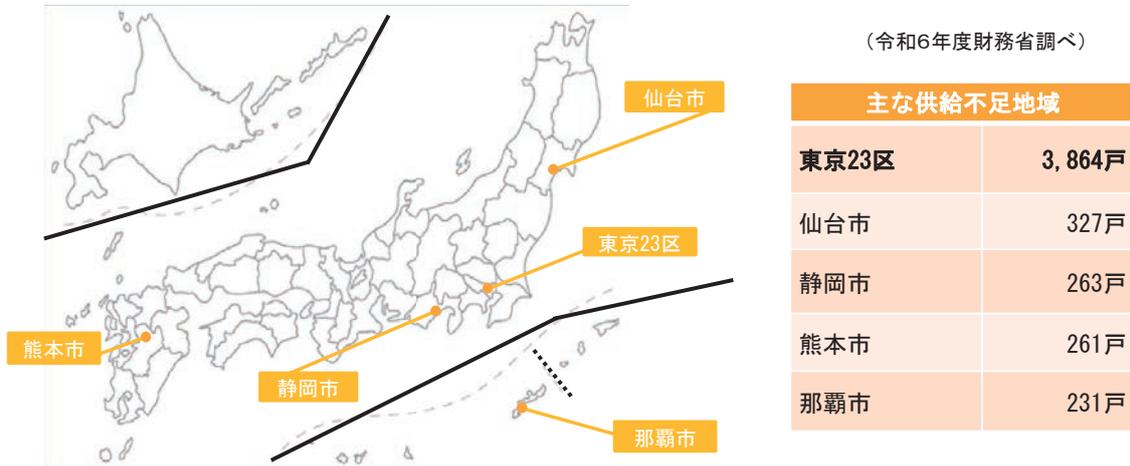
有料宿舎の使用料は、月額によるものとし、その標準的な建設費用の償却額、修繕費、地代及び火災保険に相当する金額を基礎とし、かつ、法第18条第1項に規定する居住の条件(※)その他の事情を考慮して政令で定める算定方法により、各宿舎につきその維持管理機関が決定する。
 (※) 職員でなくなったとき、転任・配置換等により当該宿舎に居住する資格を失ったとき等の場合、退去義務が発生。



13 国家公務員宿舎の需要と供給の状況

③宿舎の概要

- 市町村単位で宿舎の必要戸数と設置戸数を調査し、宿舎の需要と供給の状況を精緻に把握しています。
- 全国の必要戸数は約15.7万戸となっています。
- 東京23区で著しく不足しているほか、地方拠点都市で不足している状況となっています。



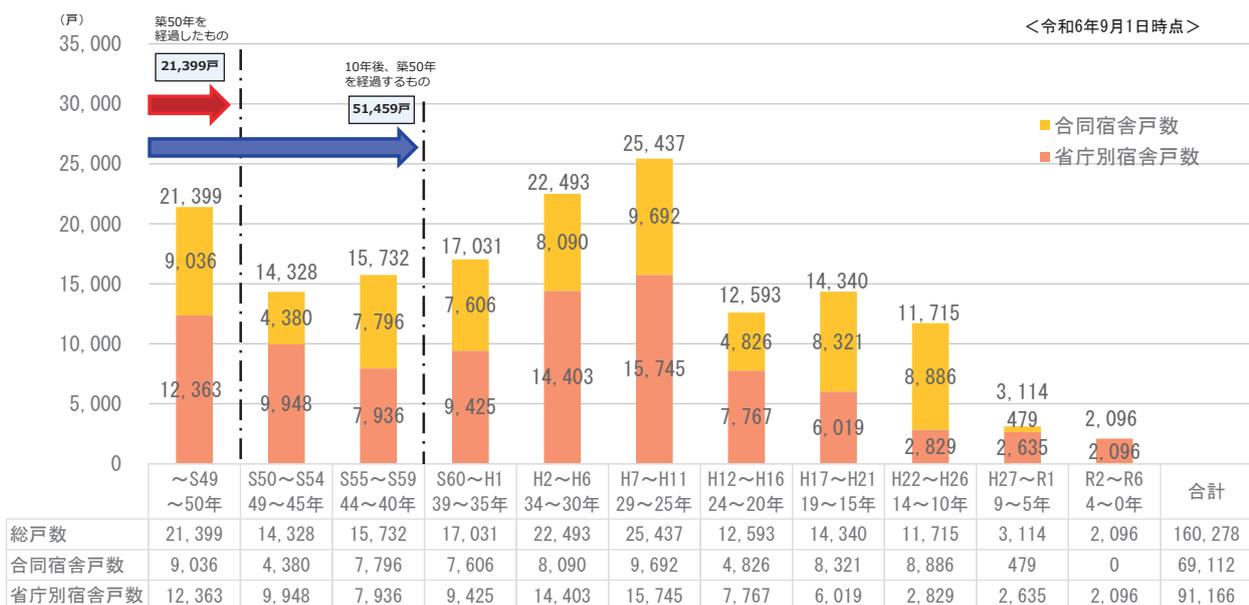
令和6年度調査において、宿舎が設置等されている全国1,009市町村のミスマッチの状況は以下のとおり。

	供給不足地域	供給過多地域	需給均衡地域	合計
市町村数	97 (10%)	65 (6%)	847 (84%)	1,009 (100%)

14 国家公務員宿舎の経年別戸数

③宿舎の概要

- 国家公務員宿舎160,278戸のうち、築50年を経過し老朽化が著しい宿舎が約21,400戸存在しています。
- さらに10年後は、これら老朽化宿舎が約51,500戸に増加する見込みです。



※ 老朽化への対応として、上記宿舎のうち合同宿舎1,201戸（令和7年3月31日時点）、省庁別宿舎2,226戸（令和6年3月31日時点）について、リノベーション工事を実施済み。

15 令和元年6月14日財政制度等審議会 国有財産分科会答申について

④ 宿舎行政の総合調整

- 「今後の国有財産の管理処分のある方について」（令和元年6月14日財政制度等審議会国有財産分科会答申）において、国家公務員宿舎に関する今後の対応として提言された内容は、以下のとおりです。

地域ごとの需給のミスマッチ解消

- 地域ごとにみると、人事異動に伴う入退去等の摩擦的要因を超えて、宿舎の需要と供給にミスマッチが生じていると見込まれており、今後も行政需要の変動がありうることを踏まえれば、こうした**ミスマッチの解消を図るための方策が必要**と考えられる。

住戸規格のミスマッチ解消

- 宿舎を住戸の規格別に見ると、世帯の職員数の減少や単身赴任及び独身の職員数の増加などにより、単身用や単身用宿舎が不足する一方で、世帯用宿舎には余剰が生じている傾向が見られることから、**住戸規格面でのミスマッチの解消を図るための方策も必要**と考えられる。

老朽化への対応

- 宿舎の維持管理に関しては、政府の方針を踏まえ長寿命化に取り組むこととしているが、厳しい財政事情の下、必要最小限の修繕に留まっている。

他方で、宿舎削減計画に沿って、老朽化した宿舎を中心に廃止が進められた結果、現在、築50年を経過するような老朽化が著しい宿舎は約2,000戸となっているが、10年後には、約12,000戸に増加する見込みとなっている。こうした点を踏まえれば、現状の改修・修繕方法のままでは将来的に使用可能戸数が減少すると見込まれるため、**個々の宿舎の状況に応じたメリハリのある予算配分を行うなど、計画的かつ効率的な改修などを進めていく必要がある。**

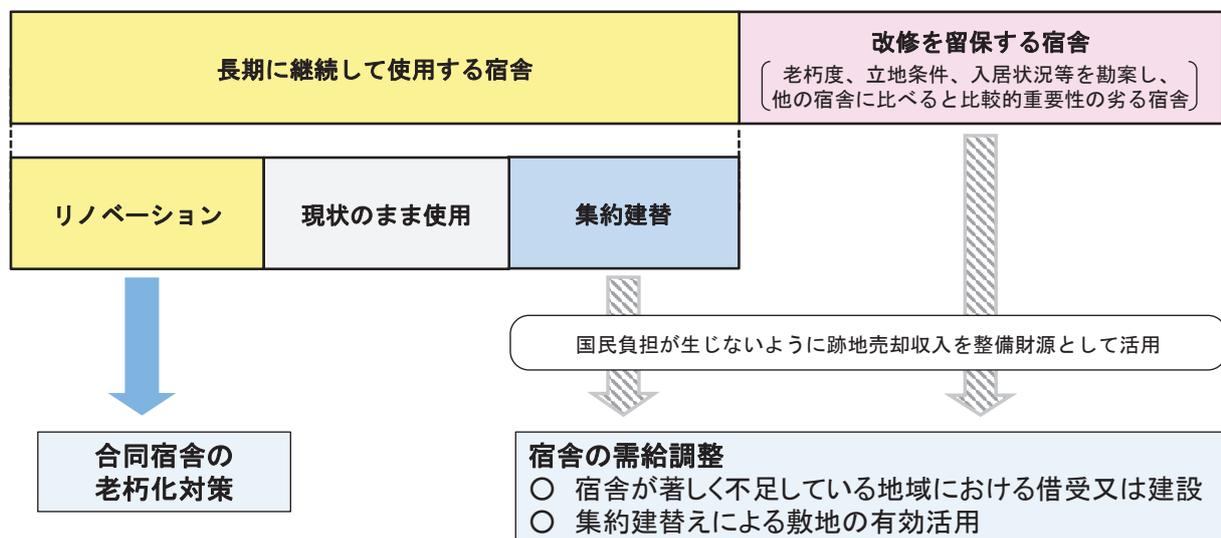
緊急参集体制の確保

- 災害等への対応の重要性を踏まえると、宿舎の配置を検討するに当たっては、**危機管理体制及び業務継続体制を確保するため、とりわけ災害等の際に緊急参集する必要がある職員に必要な宿舎を確保することが重要**である。特に、中央省庁については、…首都直下地震も念頭に、**業務継続体制の確保の観点から需要把握を十分に行った上で、適切に宿舎確保を進める**ことが必要である。

16 国家公務員宿舎の需給調整及び 老朽化対策等の概要

④ 宿舎行政の総合調整

- 宿舎が著しく不足する地域においては、借受又は建設による設置を検討します。敷地が低利用となっており余剰容積率の活用が可能な宿舎については集約化による建替えを検討します。
- 老朽化が著しい合同宿舎については、可能な限り費用対効果の高い方法で計画的にリノベーション工事を実施し、居住性の向上に努めます。
- 財源は、老朽度、立地条件、入居状況等を勘案し、廃止する宿舎の売却収入を活用することで、新たな国民負担が生じないようにします。



17 新規宿舎の建設について

④宿舎行政の総合調整

課題

- 既存宿舎の老朽化が著しく進んでいる。
- 地域ごとの宿舎需給のミスマッチが生じており、特に東京23区内の宿舎が不足している。
- 独身者・単身者用宿舎が不足している。
- 地方において、広大な敷地の中に多数の低層宿舎が立ち並び、敷地が低利用となっている宿舎がある。

令和元年国有財産分科会答申等を踏まえた対応の方向性

- 個々の宿舎の状況に応じて長寿命化を図り、計画的かつ効率的な改修などを推進
- 宿舎が不足する地域においては、コスト比較を実施の上、借受又は建設による設置を検討
 - ⇒ 建設に当たっては、若手職員を中心とする独身・単身者向け宿舎の整備を優先
 - ⇒ 長期使用が困難な宿舎、非効率な土地の利用になっている宿舎は集約化し、建替えを検討
- 整備財源については、老朽度や立地条件を勘案して今後廃止する宿舎の売却収入を充てることで、新たな国民負担が生じないように対応



上記を踏まえ、これまで予算措置した新規建設案件は以下のとおり

- <令和5年度予算>東京都葛飾区小菅
- <令和6年度予算>東京都北区桐ヶ丘、静岡県静岡市、岡山県岡山市
- <令和7年度予算>東京都北区十条、熊本県熊本市

18 BCP対応に向けた今後の取組

④宿舎行政の総合調整

- 各省庁の業務継続計画（BCP）に基づき3時間以内に参集が求められる緊急参集要員（BCP職員）の初動体制の確保に向け、令和2年6月30日に通達を制定し、中央省庁（霞が関）又は防衛省（新宿区市谷）から6km圏内の宿舎をBCP用宿舎として指定したところ。現在、4,248戸をBCP用宿舎として指定しています（令和6年9月1日現在）。

目標

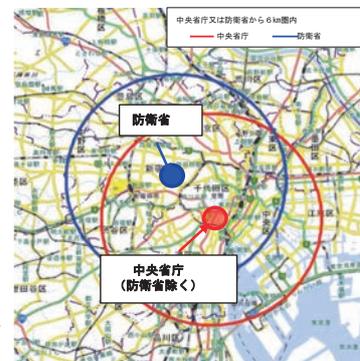
- 以下の取組により、入居を希望するBCP職員がBCP用宿舎に入居できるよう5,200戸程度のBCP用宿舎の確保を目指します。

（注）BCP体制の拡充は喫緊の課題であり、対応可能な施策から早急に実施し、可能な限り早期の体制拡充を目指す。

目標に向けた取組

- 防衛省から6km圏内の既存のBCP用宿舎（合同宿舎）における防衛省職員の入居者数を増加させ、当該増加分を防衛省のBCP用住戸とする。
- BCP用宿舎に居住する非BCP職員については、首都圏（中央省庁から6km圏外）の宿舎を受け皿として、BCP職員との入替えを促進し、BCP用宿舎に入居するBCP職員を増加させる。

上記取組のほか、BCP用宿舎としての機能を最大限発揮できるような未利用国有地の利用が可能な場合等があれば、新たな宿舎の整備を検討する。



国土地理院標準地図を加工して作成

※ BCP用宿舎を確保するだけでなく、BCP職員のあり方（役職だけでなく居住地も考慮したBCP職員の指定方法等）について、関連部局と積極的に協議する。

第4章 国有財産の監査

財務省が国有財産の管理状況や使用状況に非効率がないかを調査し、改善を求めるのが「国有財産の監査」です。

この「国有財産の監査」は、財務大臣の能動的な活動として、「国有財産の総合調整事務」において重要な役割を果たします。

監査により把握した非効率使用の改善に向けての取組については、継続的にフォローアップを行い、関係部門や監査対象財産を所管する各省各庁と連携して更なる有効活用を図ることにより地域社会のニーズへの対応や財政貢献を果たしていきます。また、こうした一連の活動によって、「国民共有の財産」である国有財産の良好かつ適正な管理を実施していきます。

① 監査の概要 では、監査事務がどのような流れで行われるのかを解説し、さらに、令和6年度に行われた監査結果を解説します。

② 監査の効果 では、具体的な事例及びフォローアップの状況を用いて、監査の視点や効果について解説します。

資料ガイド

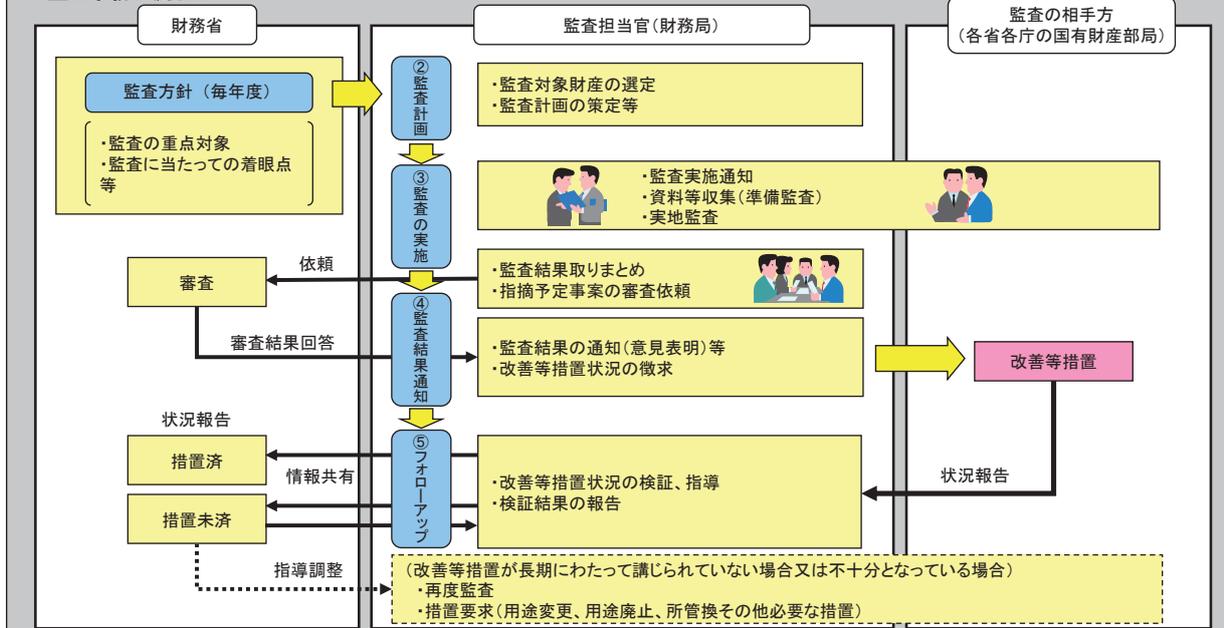
- ①監査の概要 ……資料01～02
- ②監査の効果 ……資料03～05

01 国有財産の監査

①監査の概要

- 財務省は、国有財産を総括する立場から、国有財産の適正な管理及び有効活用の促進を図るため、各省各庁に対し、国有財産の管理状況や使用状況等の監査を実施しています。
- 監査の実施に当たっては、財務省において、毎年度、統一的な監査方針を定め、これを受けて、財務局において、管轄区域内の財産の状況等に応じた監査計画を策定の上、監査を実施しています。

＜監査事務の流れ＞



02 国有財産の監査の充実・強化

①監査の概要

- 国有財産の監査については、平成23年度以降、国有財産の監査の充実・強化を図ることとし、従来の書面を中心とした監査から現地における深度ある監査へと運用を改めました。

令和6年度における監査結果

財務省において、毎年度、重点的に監査対象とすべき財産を定めており、令和6年度においては、①未利用地の洗出しや余剰スペースの創出の観点から、「一定の地域の庁舎」又は「特定の官署の庁舎」の使用実態、②未利用地等の有効活用を促進する観点から、「各省各庁所管の普通財産」の現地監査を重点的に実施しました。

＜監査結果の概要＞

全国11の財務局において、427件の監査を実施し、74件(17.3%)について問題点を指摘しました。

＜重点対象に係る監査結果＞

- 庁舎等の使用実態について、有効活用等を求めたもの。
 - 実施件数 368件に対し、指摘件数 68件
- 各省各庁所管の普通財産について、処理の促進を図ったもの等。
 - 実施件数 7件に対し、指摘件数 2件

《庁舎の非効率使用の改善及び借受解消を求めた事例》

対象財産

- ①米子地方合同庁舎(鳥取県米子市)
土地:4,214.37㎡
建物:延5,597.63㎡(RC造5F 平成元年築)
- ②自衛隊鳥取地方協力本部米子地域事務所
(防衛省・借受庁舎) 占有面積 約100㎡



監査指摘の概要

①の合同庁舎に余剰スペースの創出が可能であることを確認
 ↓
 上記非効率使用を解消するため、②に対し、
 ①への移転(借受解消)を要請
 (期待される効果)
 ↓
 節減が見込まれる賃借料:約3百万円/年

- 令和5年度までの監査指摘 1,640件
- 上記に係る令和6年度までの是正実績 1,300件 (進捗割合79.3%)
- 監査指摘に伴う跡地等売却等収入(令和6年度末までの累計)
 - ・跡地等売却収入 約81.7億円(176件)(※令和6年度実績 約5.1億円(16件))
 - ・節減された賃借料 約10.2億円(201件)(※令和6年度実績 約0.9億円(9件))

《 監査指摘年度ごとの是正状況等(令和6年度末時点) 》

(単位:件)

	計	指摘年度ごとの内訳												
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
A 監査指摘	1,640	289	117	146	127	115	71	135	135	120	97	139	74	75
B 是正実績	1,300 (99)	288 (1)	103 (2)	131 (1)	120 (0)	104 (3)	57 (3)	113 (3)	102 (7)	66 (9)	57 (8)	81 (21)	45 (8)	33 (33)
C (A-B) 処理未済	340	1	14	15	7	11	14	22	33	54	40	58	29	42
D (B/A) 進捗割合	79.3%	99.7%	88.0%	89.7%	94.5%	90.4%	80.3%	83.7%	75.6%	55.0%	58.8%	58.3%	60.8%	44.0%

(注)「B 是正実績」欄の()内書きは、令和6年度中の是正実績。

第5章 政府出資等

本章では、普通財産のうち政府出資等について解説します。

政府出資とは何か、政府出資のうち、政府保有株式についてどのように管理・処分しているのか等について説明しています。

① 政府出資の概要 では、政府出資の現在額や政府が出資している法人数、法人分類別の内訳等を解説します。

② 政府保有株式の管理・処分 では、政府が保有する特殊会社の株式の総額や内訳、株式売却の流れ、これまでの売却実績等を解説します。また、物納等有価証券の管理・処分についても紹介します。

③ 独立行政法人への出資 では、政府保有株式以外の政府出資のうち、独立行政法人への出資について解説します。

資料ガイド

- | | |
|----------------|--------------|
| ① 政府出資の概要 |資料01 |
| ② 政府保有株式の管理・処分 |資料02～04 |
| ③ 独立行政法人への出資 |資料05 |

01 政府出資

①政府出資の概要

- 政府出資とは、法人が公共上の見地から事業を行っていること等を踏まえ、法人の業務の的確な実施や経営の安定性の確保等の観点から国が政策的に出資することによって取得した、株式や出資による権利等のことをいいます。
- 政府出資の現在額は103.7兆円（国有財産総額（137.6兆円）の約8割）、政府が出資している法人数は227法人であり、内訳は以下のとおりとなっています。

政府出資の現在額及び法人数(法人分類別の内訳)

(令和5年度末現在)

特殊会社 【35.9兆円】	独立行政法人 【39.5兆円】	国際機関 【13.4兆円】	国立大学法人 【8.1兆円】	金融機関・ 事業団等 【6.6兆円】
日本郵政、 日本電信電話、 日本たばこ産業、 日本政策金融公庫、 日本政策投資銀行 等(30法人)	日本高速道路保有・債務 返済機構、 国際協力機構、 中小企業基盤整備機構、 国立研究開発法人科学 技術振興機構、 エネルギー・金属鉱物 資源機構 等(83法人)	国際通貨基金、 国際開発協会 等(11法人)	東京大学、 大阪大学、 京都大学、 筑波大学 等(86法人)	全国健康保険 協会、 日本中央競馬会 等(17法人)

(注1) 単位未満を切り捨てているため、合計において一致しない場合があります。

(注2) 上表の「特殊会社」には、特殊法人のうち政府が出資している株式会社のほか、認可法人のうち政府が出資している株式会社、主務大臣の指定を受けている者であって政府が出資している株式会社を含んでいます。

(注3) 上表の「国立大学法人」には、大学共同利用機関法人を含んでいます。

(注4) 上表のうち、特殊会社以外の独立行政法人等に対する出資による権利については、原則として、株式と異なり配当の制度がないなど、市場で売買するために必要な財産的権利と云えるものではありません。

02 政府保有株式（1/2）

②政府保有株式の管理・処分

- 政府が法令や主務省の政策判断により保有する特殊会社の株式の総額は35.9兆円、そのほか旧石油公団からの承継や相続税物納等により保有する株式の総額は0.9兆円、合計36.8兆円（令和5年度末現在）。

(令和5年度末現在)

会社名等	主務省	所属会計名	政府保有額 (億円)	政府保有義務に 係る保有規定
日本郵政(株) 【上場】 (注2) 法人番号5010001112697	総務省	一般会計	17,674	1/3超
日本電信電話(株) 【上場】 法人番号7010001065142	総務省	財投特会	52,471	1/3以上
日本たばこ産業(株) 【上場】 (注2) 法人番号4010401023000	財務省	財投特会	27,026	1/3超
(株)民間資金等活用事業推進機構 法人番号8010001156312	内閣省	財投特会	116	1/2以上
(株)海外通信・放送・郵便事業支援機構 法人番号9010001171970	総務省	財投特会	904	1/2以上
(株)日本政策金融公庫 法人番号8010001120391	財務省、厚生労働省、 農林水産省、経済産業省	一般会計、 復興特会、財投特会	153,232	総数
輸出入・港湾関連情報処理センター(株) 法人番号3020001081423	財務省	一般会計	40	1/2超
(株)国際協力銀行 法人番号6010001145977	財務省	財投特会、一般会計	29,799	総数
(株)日本政策投資銀行 法人番号2010001120389	財務省	財投特会	40,091	1/3超、 1/2以上 (注3)
(株)農林漁業成長産業化支援機構 法人番号9010001151312	農林水産省	財投特会	147	1/2以上
(株)商工組合中央金庫 法人番号9010001120408	経済産業省、 財務省、内閣府	財投特会	2,273 (注4)	—
(株)日本貿易保険 法人番号5010001182633	経済産業省	一般会計	7,949	総数
日本アルコーン産業(株) 法人番号2010001122204	経済産業省	一般会計	118	—
(株)産業革新投資機構 法人番号7010001126472	経済産業省	財投特会	4,934	2/3以上
(株)海外需要開拓支援機構 法人番号1010401108794	経済産業省	財投特会	900	1/2以上
中日本高速道路(株) 法人番号4180001056169	国土交通省	一般会計	2,281	1/3以上
西日本高速道路(株) 法人番号3120001112341	国土交通省	一般会計	2,018	1/3以上

02 政府保有株式（2/2）

会社名等	主務省	所属会計名	政府保有額 (億円)	政府保有義務に 係る保有規定
東日本高速道路(株)	国土交通省	一般会計	1,978	1/3以上
首都高速道路(株)	国土交通省	一般会計	257	政府及び地公体で 1/3以上
阪神高速道路(株)	国土交通省	一般会計	214	政府及び地公体で 1/3以上
本州四国連絡高速道路(株)	国土交通省	一般会計	140	政府及び地公体で 1/3以上
阪神国際港湾(株)	国土交通省	一般会計	28	—
横浜川崎国際港湾(株)	国土交通省	一般会計	25	—
東京地下鉄(株)	国土交通省	国債整理基金特会	3,380	—
(株)海外交通・都市開発事業支援機構	国土交通省	財投特会	1,840	1/2以上
新関西国際空港(株)	国土交通省	自動車安全特会、 財投特会	5,782	総数
成田国際空港(株)	国土交通省	自動車安全特会、 一般会計	1,900	—
中部国際空港(株)	国土交通省	自動車安全特会	303	—
中間貯蔵・環境安全事業(株)	環境省	一般会計、復興特会	1,141	総数
(株)脱炭素化支援機構	環境省	財投特会	176	1/2以上
旧石油公団から承継した株式	(経済産業省) ^(注5)	エネルギー特会	9,532	—
相続税物納等による株式 ^(注6)	—	一般会計	28	—
合計			36.8兆円	

(注1) 単位未満を切り捨てているため、合計において一致しない場合があります。

(注2) 日本郵政(株)、日本たばこ産業(株)及び東京地下鉄(株)の株式については、復興財源確保法において、令和9年度までの売却収入を復興財源に充てることとされています。

(注3) (株)日本政策投資銀行の株式については、当分の間、危機対応業務の適確な実施を確保する観点から、発行済株式の1/3超の株式を保有。

また、特定投資業務を完了するまでの間(令和22年度末)、同業務の適確な実施を確保する観点から、発行済株式の1/2以上の株式を保有することとされています。

(注4) 商工組合中央金庫の株式については、令和7年6月に保有株式の全てを売却済みです。

(注5) 旧石油公団から承継した株式については、経済産業省において管理・処分がなされています。

(注6) 主に相続税物納として金額に代えて納付されたものであることから、市場の状況等を考慮しつつ売却しています。なお、令和6年度の売却実績は36億円になります。

(注7) 特殊会社に係る政府保有額には、法令上の政府保有義務に基づき保有しているもの(323売円)と、これとは別に主務省の政策判断に基づき保有しているもの(株)海外通信・放送・郵便事業支援機構:439億円、

(株)日本政策投資銀行:20,045億円、(株)商工組合中央金庫:2,273億円、(株)農林漁業成長産業化支援機構:69億円、日本アルコール産業(株):118億円、(株)産業革新投資機構:1,509億円、(株)海外需要開拓支援機構:411億円、

中日本高速道路(株):1,521億円、西日本高速道路(株):1,345億円、東日本高速道路(株):1,318億円、首都高速道路(株):85億円、阪神高速道路(株):71億円、本州四国連絡高速道路(株):69億円、阪神国際港湾(株):28億円、

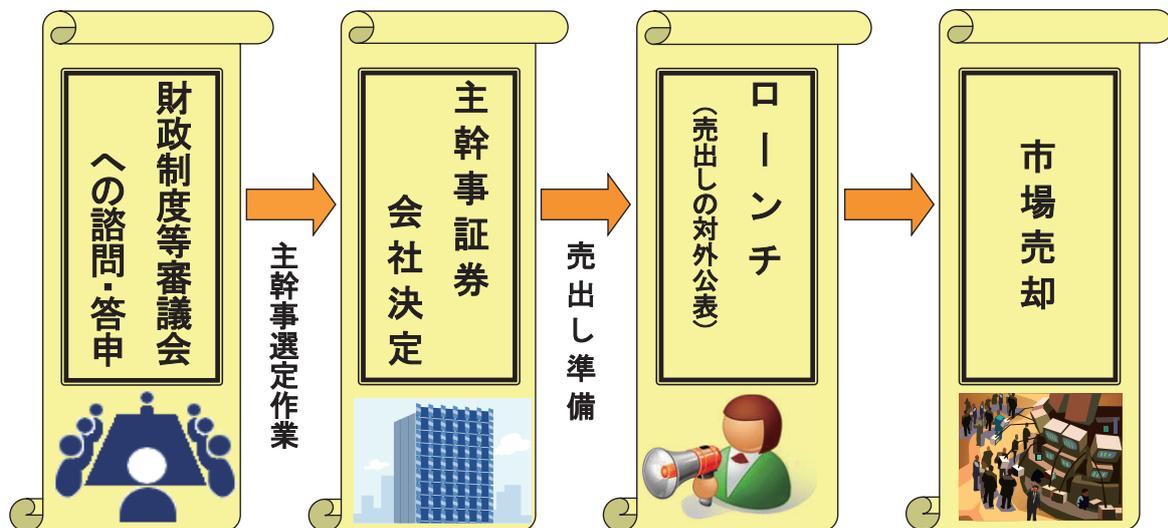
横浜川崎国際港湾(株):25億円、東京地下鉄(株):3,380億円、(株)海外交通・都市開発事業支援機構:899億円、成田国際空港(株):1,900億円、中部国際空港(株):303億円、(株)脱炭素化支援機構:35億円があります。

※令和6年10月、東京地下鉄(株)の株式については、保有株式の1/2について売却を実施しています。

03 政府保有株式の処分（市場売却の場合）

②政府保有株式の管理・処分

- 政府保有株式の売却に際しては、公正・公平な処分を確保する観点から、売却方針や主幹事証券会社選定基準について、財政制度等審議会国有財産分科会において審議いただき、答申をいただいています。
- この答申を踏まえて、主幹事証券会社を選定し、売出し準備を進めた上で、株式売却を行っています。

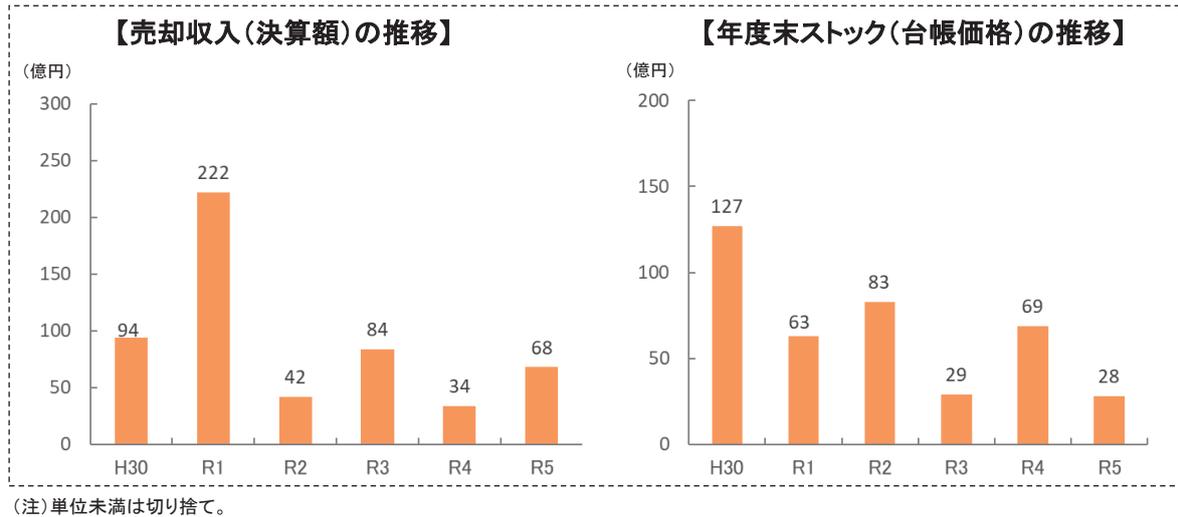


参照 参考資料集26 (P58)

04 物納等有価証券の管理及び処分

②政府保有株式の管理・処分

- 相続税物納等により取得した有価証券（株式、社債等）の管理及び処分を行っています。物納等有価証券は金銭に代わるものとして納付されたものであることから、市場の状況等を考慮しつつ、早期の処分に取り組んでいます。
- 市場で取引のある株式等に関しては、証券会社に委託し、市場を通じて処分することとしており、非上場の株式等に関しては、株式の発行会社等に対し、買受けの意向を確認の上、売却する等の対応を行っています。



05 独立行政法人への出資

③独立行政法人への出資

- 独立行政法人とは、公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務・事業であって、国自ら主体となって直接実施する必要のないもののうち、民間に委ねた場合に必ずしも実施されないおそれがあるもの等を効果的・効率的に行わせるために設立されている法人であり、国は、業務を確実に実施させるため、出資しています。
 - 独立行政法人の不要財産の国庫納付、重要財産の処分、中期計画の作成等については、主務大臣の認可事項となっており、認可に当たり、財務大臣は協議を受けています。
- (注) 独立行政法人への出資に伴い国が取得する「出資による権利」は、株式と異なり、配当請求権等の権利を有していません。

独立行政法人への出資額(上位20法人)

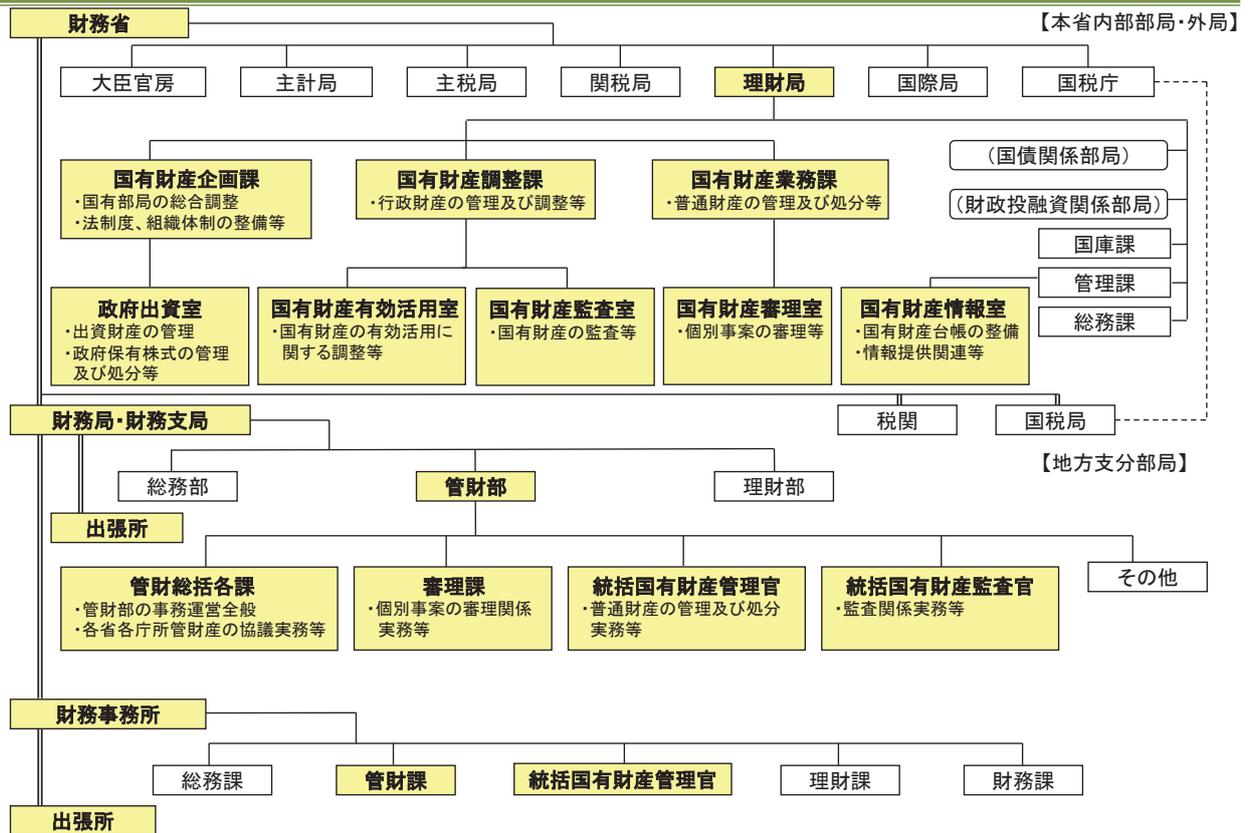
法人名		台帳価格	法人名		台帳価格
1	日本高速道路保有・債務返済機構 法人番号3010405004914	111,999	11	地域医療機能推進機構 法人番号6040005003798	5,110
2	国際協力機構 法人番号9010005014408	103,972	12	日本原子力研究開発機構 法人番号6050005002007	3,468
3	中小企業基盤整備機構 法人番号2010405004147	24,787	13	労働者健康安全機構 法人番号7020005008492	2,830
4	科学技術振興機構 法人番号4030005012570	21,156	14	福祉医療機構 法人番号8010405003688	2,801
5	エネルギー・金属鉱物資源機構 法人番号4010405009573	19,041	15	産業技術総合研究所 法人番号7010005005425	2,768
6	住宅金融支援機構 法人番号2010005011502	18,436	16	農業・食品産業技術総合研究機構 法人番号7050005005207	2,721
7	都市再生機構 法人番号1020005005090	13,500	17	日本スポーツ振興センター 法人番号5011105002256	2,639
8	森林研究・整備機構 法人番号4050005005317	11,236	18	国立高等専門学校機構 法人番号8010105000820	2,639
9	鉄道建設・運輸施設整備支援機構 法人番号4020005004767	9,381	19	国立文化財機構 法人番号3010505001183	2,279
10	国立病院機構 法人番号1013205001281	5,203	20	日本芸術文化振興会 法人番号7010005006877	2,246

(注) 単位未満は切り捨て。

参 考 资 料 集

01 国有財産関係組織の概要

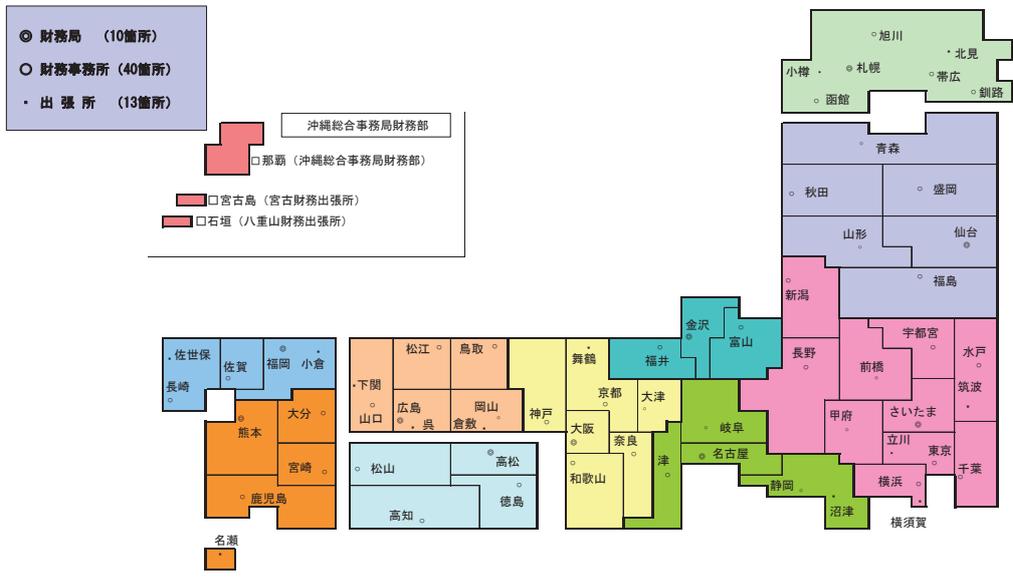
参考資料



02 全国の財務（支）局・財務事務所等のネットワーク

参考資料

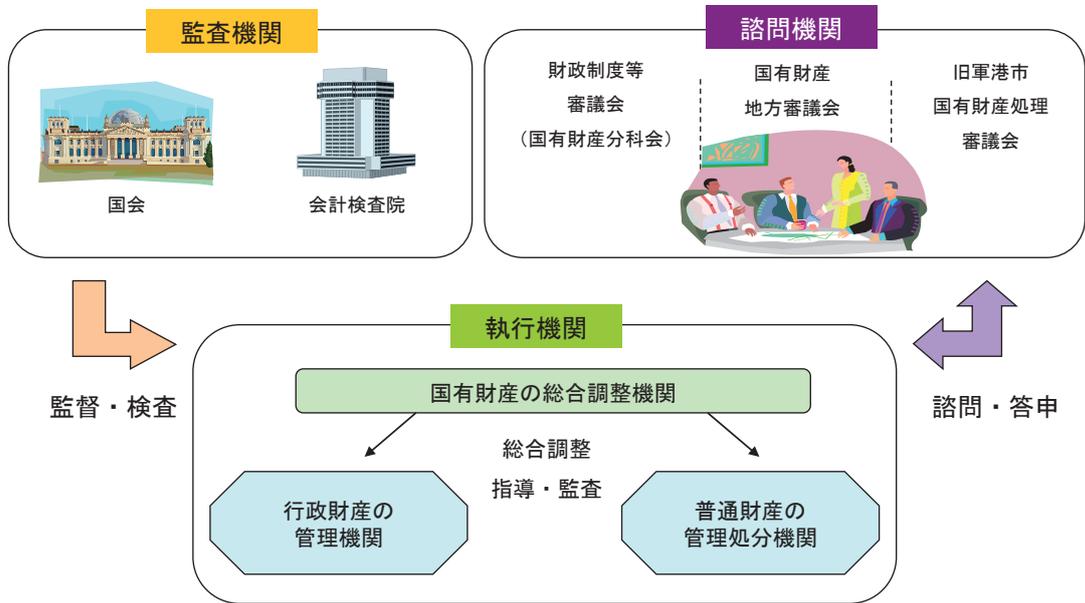
- 財務省関係の国有財産の管理処分事務は、全国の財務（支）局・財務事務所・出張所において行われています。
- 財務局は、財務省の地方支分部局としてブロック単位で設置されており、現在9財務局（北海道、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州）及び1財務支局（福岡）があります。
- また、財務局・財務支局の下に、40の財務事務所が設置されており、これに加えて、管財業務等を実施している13の出張所が設置されています。
- なお、沖縄県では、内閣府沖縄総合事務局が財務局の業務を行っています。



03 国有財産行政の関係機関

参考資料

○ 国有財産には、管理処分事務・総合調整事務（総括事務）を行う執行機関のほか、監査機関、諮問機関が存在します。



04 国有財産関係審議会

参考資料

○ 国有財産に関する調査審議を行うため、財務本省に財政制度等審議会国有財産分科会が、各財務局及び沖縄総合事務局に国有財産地方審議会が設置されています。また、旧軍用財産に関する調査審議を行う旧軍港市国有財産処理審議会が関東財務局に設置されています。

財政制度等審議会国有財産分科会（財務本省）

- 委員は、民間の学識経験者で構成され、任期は2年。
- 国有財産地方審議会や旧軍港市国有財産処理審議会に諮る財産の管理・処分の調査審議以外で、国有財産の管理及び処分に関する基本方針や重要事項の調査審議などを行う。そのほか、国有財産法で定められた信託や、国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法に定められた庁舎等の使用調整に関する計画についても審議している。

国有財産地方審議会（財務局）

- 委員は、民間の学識経験者で構成され、任期は2年。
- 各財務局においてなされている個々の国有地の管理・処分に際し、地域的な特殊性、特別性等を考へながら、地元の意見を十分反映させる観点から、各財務局に設置されている。
- 各財務局長の諮問に応じて、国有財産の管理・処分について、調査審議を行うほか、意見を述べることができる。

旧軍港市国有財産処理審議会（関東財務局）

- 委員は、旧軍港市の所在する府県知事や民間の学識経験者などで構成され、任期は3年。
- 旧軍港都市（横須賀市、呉市、佐世保市、舞鶴市）に所在する旧軍用財産の管理処分の調査審議などを行う。

05 国有財産に関する法体系

参考資料

- 国有財産法は、国有財産の管理及び処分に関する基本法であり、財政法の下において国の財政管理作用に関する法体系の一部を構成しています。
- また、財産の種類・性質や社会情勢の変化に応じて国有財産行政を円滑に運営するため、国有財産法には多数の特別法や特別規定が存在しています。

財政法（昭和22年）

国の予算その他財政管理の基本に関する事項を定めたもの。
国の財産については、適正な対価の徴求及び効率的な運用を規定。

第9条 国の財産は、法律に基く場合を除く外、これを交換し
その他支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれ
を譲渡し若しくは貸し付けてはならない。
2 国の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その
所有の目的に応じて、最も効率的に、これを運用しなければ
ならない。

国有財産法（昭和23年）

国有財産の管理及び処分について基本的な事項を定めたもの。

会計法（昭和22年）

国の会計に関する契約に関する手続等を定めたもの。
国有財産について、売払い・貸付け等に伴う契約の手続は、
会計法に基づき行われる。

【特別法や特別規定の存在する法律の例】

国有財産特別措置法（昭和27年）

普通財産について、無償貸付等の拡大、交換
できる場合の拡大等の特例を定めたもの。

国の庁舎等の使用調整等に関する
特別措置法（昭和32年）

庁舎等の使用調整、特定国有財産整備計画の
手続等について定めたもの。

国家公務員宿舎法（昭和24年）

国家公務員宿舎の設置、維持及び管理等につ
いて定めたもの。

<財務省所管以外の法律>

道路法（昭和27年）、河川法（昭和39年）等

道路、河川等の公物ごとに、その機能管理に
ついて定めたもの。

06 国有財産法

参考資料

目的 国有財産の管理及び処分に関する基本的な事項を定めること

国有財産の範囲、分類及び種類、総括等の意義（第2条～第4条）

- 国有財産の範囲は、土地、建物等の不動産、不動産従物、有価証券等である（第2条）。
- 国有財産は、行政財産と普通財産に大別される（第3条）。
- 国有財産の総括とは、国有財産の適正な方法による管理及び処分を行うため、①制度の整備、②管理及び処分事務の統一、③財産の増減、現在額及び現状の把握、④その他必要な調整を行うものである（第4条）。

管理、処分及び総括に関する機関（第5条～第9条の4）

- 行政財産は各省各庁の長が管理し、普通財産は財務大臣が管理及び処分を行う（第5条、第6条）。
- 普通財産のうち、特別会計に所属する財産等については、財産を所管する各省各庁の長が管理及び処分を行う（第8条）。
- 国有財産の総括は財務大臣が行う（第7条）。

管理及び処分に関する基本事項（第9条の5～第31条）

- 各省各庁が行政財産として土地等を取得する場合や、行政財産を国以外の者に使用又は収益させる場合等においては、総括大臣である財務大臣へ協議が必要とされている（第14条）。
- 行政財産については、行政財産の用途又は目的を妨げない限度であれば、貸付け又は私権の設定を認めている（第18条）。
- 普通財産については、貸付け、管理委託、交換、売払い、譲与、信託又は私権の設定を認めている（第20条）。
- 普通財産は、地方公共団体等が緑地、公園等の用に供する場合や、災害発生時の応急措置の用に供する場合等においては、無償貸付をすることができる（第22条）。

国有財産台帳、報告書及び計算書に関する手続（第32条～第38条）

- 国有財産法に規定する国有財産について、各省各庁はその所在、価格、数量等を記録した台帳を整備する（第32条）。
- 国有財産台帳上の毎年度間の増減、年度末の現在額等を、会計検査院の検査を経て、国会に報告する（第33条、第34条）。

昭和23年 現行国有財産法の制定

昭和23年 旧軍用財産の貸付及び譲渡の特例等に関する法律の制定

- 戦後復興のための旧軍用財産の活用における無償貸付等の特例制度を創設

昭和27年 国有財産特別措置法（以下「特措法」という。）の制定

- 旧軍用財産の貸付及び譲渡の特例等に関する法律を廃止し、特措法の制定により、特例の対象を旧軍用財産から普通財産全般に拡大

昭和28年改正〔国有財産法及び特措法〕

- 公共福祉用財産に公共物（道路、河川等）を加え、公共用財産に名称変更
- 公共用財産、皇室用財産の取得、用途廃止等の国会議決に金額基準（300万円）を導入
- 国立大学の用途廃止施設と地方公共団体等の施設との交換規定を特措法に創設

昭和30年改正〔特措法〕

- 国有財産法第27条の特例として、異種財産（土地及び建物）の交換規定を創設

昭和32年改正〔国有財産法〕

- 国有財産中央審議会・地方審議会の設置
- 行政財産の使用収益においての大蔵大臣協議規定の整備

昭和32年 国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法（以下「庁舎法」という。）及び国有財産特殊整理資金特別会計法の制定

- 庁舎等使用調整計画及び特定庁舎等特殊整備計画の創設
- 特別会計（資金会計）の新設

昭和39年改正〔国有財産法〕

- 大蔵大臣の総括権に関する規定の整備（措置要求については閣議決定を不要とし、新たに閣議決定を経て必要な指示ができることとした）
- 公共用財産等の国会議決の金額基準の引上げ（300万円⇒3,000万円）
- 国以外の者による行政財産の使用収益については、使用許可によることを明確化
- 災害発生時の地方公共団体による応急措置用の使用について、無償貸付の導入

昭和44年改正〔庁舎法及び国有財産特殊整理資金特別会計法〕

- 特定国有財産整備特別会計法（以下「特々会計法」という。）の制定（国有財産特殊整理資金特別会計法の一部改正により、資金会計を事業会計に改組）
- 特定庁舎等特殊整備計画の対象範囲を拡大（宿舎、提供財産等も対象とする）し、計画名を特定国有財産整備計画に変更

昭和48年改正〔国有財産法及び特措法〕

- 地方公共団体等への行政財産の貸付（合築、地上権の設定）制度の導入
- 他法令に規定されていた社会福祉施設等への普通財産の優遇措置規定を特措法において整理
- 公用又は公共用に供する小規模施設の用に供する普通財産について、無償貸付の導入

昭和61年改正〔国有財産法〕

- 普通財産についての土地信託制度の導入

平成18年改正〔国有財産法、特措法、庁舎法及び特々会計法〕

- 行政財産の貸付対象の拡大等（庁舎等の余裕部分の貸付け、合築対象の拡大等）
- 定期借地権の導入（貸付期間：30年以内⇒50年以上）
- 普通財産の円滑な売払いのための交換対象の拡大（隣接地又はその上に存する借地権との交換）
- 借受庁舎等を財務大臣が行う使用調整及び実地監査等の対象に追加
- 特定国有財産整備計画の対象事業の拡大（地震防災機能を発揮するために必要な庁舎等を整備するため、使用調整又は実地監査等の結果不用となる庁舎等の処分収入を活用する新たな仕組みを導入）
- 特々会計法における一般会計からの繰入規定の廃止及び一般会計への繰入規定の創設
- 国有財産の管理及び処分について、効率的な運用を行う等の原則を明確化

（注1）特々会計法は、特別会計に関する法律（平成19年）の制定により廃止。

（特別会計に関する法律において、平成21年度まで暫定的に特定国有財産整備計画を設置）

（注2）平成21年度の末日における特定国有財産整備計画の未完了事業は、財政投融资特別会計（特定国有財産整備勘定）において実施。

○ 国有財産中央審議会（昭和32年5月～平成13年1月）

昭和47年3月 都市及び都市周辺における国有地の有効利用について

都市問題の深刻化と公共用地の取得難等に鑑み、国有地利用の一層の効率化を図るとともに、都市及び都市周辺における未利用国有地は、できるだけ都市の再開発に寄与するような形で処理するとの基本的な考え方の下に、従来よりも一層公用、公共用の用途に優先的に活用する方針を提言。

昭和51年6月 米軍提供財産の返還後の利用に関する基本方針について

大規模な返還財産は首都圏に所在するものが多く、このような広大な土地は、将来再び得られないと考えられるため、長期的視野に立って最も効率的な利用計画の策定に取組むべく、利用区分に関する統一的な処理基準及び留保地の考え方を提言。

昭和58年1月 当面の国有地の管理処分のあり方について

国の財政事情等を踏まえ、公用、公共用優先の原則を維持しつつも、極力適正な対価を得ることにより財政収入の確保を図るため、優遇措置の縮小を提言。また、地方公共団体等に対し一定期間内に買受け等することを勧奨した上で、その利用要望がない場合及び一定期間内に買受け等が実行されない場合には、民間に処分する考え方を提言。

昭和61年7月 日本電信電話株式会社の株式の処分について

日本電信電話株式会社の株式の処分について、売却方法等基本方針を提言。

昭和62年6月 大口返還財産の留保地の取扱いについて

留保地については、「引き続きできる限りこれを留保しておくことが望ましい」とされる一方、「利用要望がある場合は個別に検討し、留保地を利用することもやむを得ない」と例外的に利用を認める考え方を提言（「原則留保、例外公用・公共用」）。

平成2年6月 大都市地域を中心とした今後の国有地の管理処分のあり方について

地価高騰が社会問題となり、国有地の効率的使用の一層の促進とともに、未利用地については、公用、公共用優先の原則を更に徹底、特に都市部の財産については重点的活用、適正な管理を図るよう提言。

平成5年6月 日本たばこ産業株式会社の株式の処分について

日本たばこ産業株式会社の株式の処分について、売却方法等基本方針を提言。

○ 財政制度等審議会国有財産分科会（平成13年1月～）

平成15年6月 大口返還財産の留保地の今後の取扱いについて

留保地の取り扱いを、これまでの「原則留保、例外公用・公共用利用」の基本的考え方を「原則利用、計画的有効活用」の基本方針に転換し、留保地の活用に向けた具体策を提言。

平成18年1月 今後の国有財産の制度及び管理処分のあり方について

財政構造改革を進めることが喫緊の課題となっていること等を踏まえ、効率性を一層重視した国有財産行政へと転換することが適当であるため具体策を提言。

① 効率性の向上を図るための具体策

「既存庁舎等の効率的な使用の推進」、「行政財産の民間利用の促進」、「耐震性能を確保した庁舎等の効率的な整備の推進」、「国家公務員宿舎の移転・集約立体化、跡地売却促進」など

② 効率性の向上を図るための手続等の面における透明性及び公平性の向上

「未利用国有地の売却手続の明確化」、「優遇措置の運用の見直し」、「コスト分析等の定量的分析手法の導入」など

③ 国有財産行政における効率性の視点の明確化

国有財産法上、「管理処分の原則」及び、「財務大臣の総轄権」について効率性の視点を明記

④ その他 「地役権の導入」、「貸付料等に係る口座振替の導入」など

平成26年6月 日本郵政株式会社の株式の処分について

日本郵政株式会社の株式の処分について、売却方法等基本方針を提言。

平成27年6月 千代田区大手町二丁目にある国有財産の管理処分について

大手町二丁目地区第一種市街地再開発事業の施工地区に所在する国有地について、処理方針等を提言。

令和元年6月 今後の国有財産の管理処分のあり方について

人口減少・少子高齢化が進む中、国民の価値観が一層多様化し、未利用国有地に求められる地域・社会のニーズが多様化しているほか、災害が多発する中、災害リスクへの備えが重要となっている。一方で、相続税物納の大幅な減少や宿舎等の跡地処分により、未利用国有地のストックが大きく減少している。

このような社会経済情勢や国有財産を巡る状況の変化を踏まえ、

① 将来世代にも裨益する管理処分の多様化

（売却＋定期借地権による貸付）

② 将来に続く行政インフラの強靱化

③ 将来を見据えた管理の効率化

などの多面的な視点から、個々の国有財産の状況を踏まえ、国有財産の「最適利用」の追求を提言。

令和4年3月 東京地下鉄株式会社の株式の処分について

東京地下鉄株式会社の株式の処分について、売却方法等基本方針を提言。

令和5年9月 株式会社商工組合中央金庫の株式の処分について

株式会社商工組合中央金庫の株式の処分について、売却方法等基本方針を提言。

09 多様な管理処分制度

参考資料

- 国有地の売却促進による税外収入の確保、地域や社会のニーズに対応した国有地の有効活用を図るため、多様な管理処分の制度、手法を導入しています。

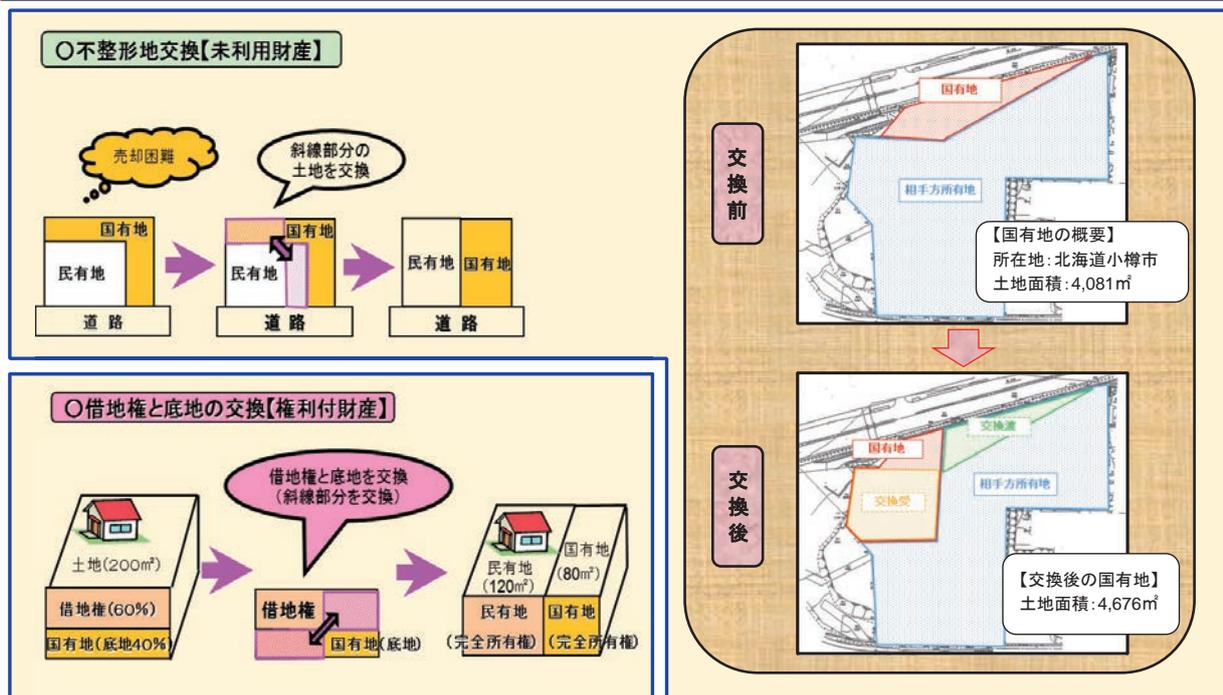
実施年度	取組内容
平成6年度	○価格公示売却制度の創設【対象：小規模な物納財産（土地 300㎡、建物 200㎡以下）】
平成11年度	○郵送方式入札制度の導入
平成12年度	○SPC法に基づく証券化条件付入札の実施【対象：未利用地6物件、権利付財産8物件】
平成13年度	○地区計画活用型一般競争入札を初めて実施
平成14年度	○処分型信託の導入 ○最低売却価格公表入札制度の導入【対象：1,000㎡以下の物納不動産】（注）導入により価格公示売却制度廃止
平成15年度	○最低売却価格公表入札制度に係る面積制限の撤廃
平成18年度	○売却を容易にするための交換制度の導入【対象：立地条件が劣る不整形地等及び借地権の対象となっている土地】
平成20年度	○二段階一般競争入札の導入 ○瑕疵等明示売却の導入 ○権利付財産の一般競争入札等の導入
平成21年度	○管理処分型信託の導入
平成22年度	○社会福祉施設等の整備を目的とした定期借地制度を利用した貸付制度の導入 ○交換の運用拡大【相手方が地方公共団体の場合は国に必要性がなくとも交換ができるようにするなど方針を転換】
平成23年度	○売残財産等についての事業用定期借地制度を利用した貸付けの導入 ○一時貸付制度の改正【売残財産を対象として追加、貸付期間を18か月から3年に延長】
平成24年度	○最低売却価格公表入札制度の改正 物納不動産に限らず、原則すべての不動産について最低売却価格を公表
平成26年度	○「国有財産物件情報メールマガジン」配信サービスを開始 国有地の売却等に関する更新情報や国有地取得に関する架空話の注意喚起情報を配信
平成29年度	○公共随契を中心とする国有財産の管理処分手続等の見直し すべての公共随契による処分等における契約金額の公表・見積り合せの実施、売払い前提貸付制度の廃止 等
令和元年度	○留保財産の導入・定期借地制度を利用した貸付の用途拡大 有用性が高く希少な国有地は所有権を留保しつつ、社会福祉施設等の分野に限らず地域・社会のニーズに対応した定期借地を行う

10 国有地の整形事例

～売却を容易にするための交換制度の活用～

参考資料

- 不整形のために売却が困難になっている国有地について、交換制度を活用することにより、土地の利用価値が向上した結果、売却することができました。（制度を導入した平成18年度以降、令和6年度までの実績は、交換94件、売却代金9,506百万円）
- なお、交換相手方の土地についても、交換により接道状況が改善されました。

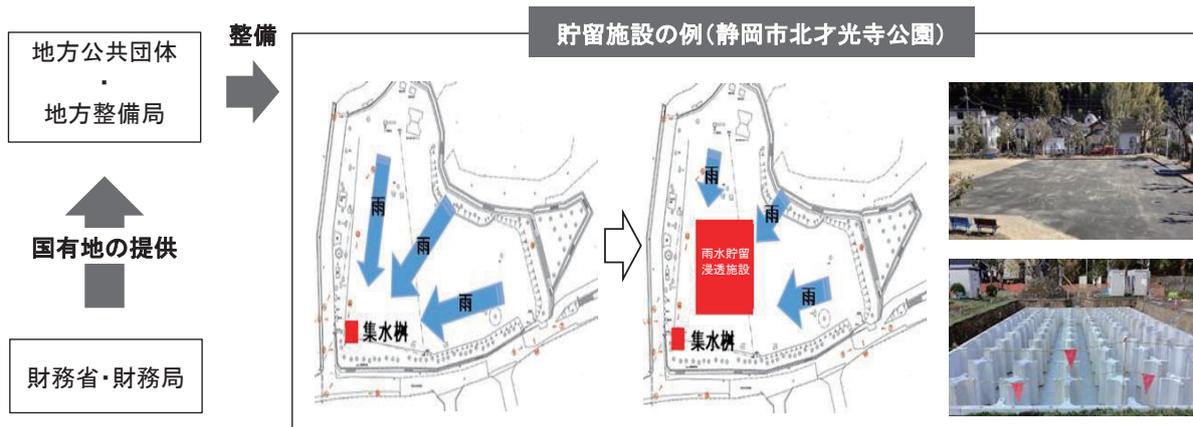


11 国有地を活用した遊水地・貯留施設の整備加速

参考資料

- 激甚化する水災害への対応を強化するため、国有地を活用した遊水地・貯留施設の整備を促進しています。
- 令和3年には特定都市河川浸水被害対策法が改正され、特定都市河川の流域において地方公共団体が貯留施設の整備を行う場合、国有地を無償貸付または譲与することが可能となりました。
- このほか、財務局において流域水害対策協議会等で活用可能な国有地について情報提供を行っています。

国有地を活用した遊水地・貯留施設の整備加速

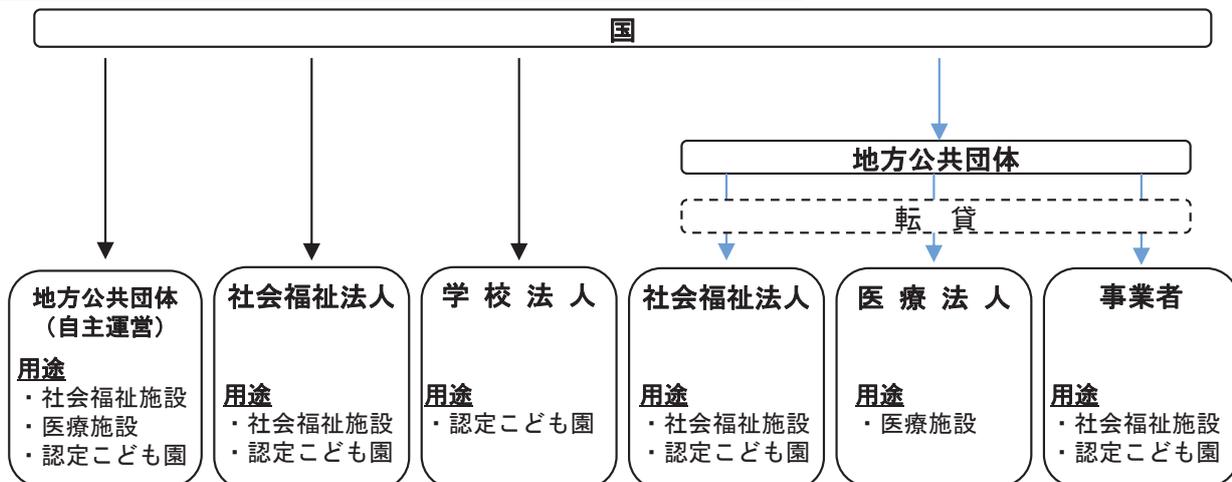


12 社会福祉分野における定期借地権を活用した貸付けスキーム

参考資料

- 国有地を社会福祉分野において活用する場合、定期借地権を活用して、国から地方公共団体や社会福祉法人に対して直接貸付けするほか、地方公共団体を通じて事業者に転貸することが可能です。直接貸付けと転貸、それぞれで貸し付けられる相手方と用途が決まっています。
- (注) 留保財産の場合には、最適利用を図るため、社会福祉分野に限らず、定期借地権による貸付けが可能です。

社会福祉分野における定期借地権を活用した貸付けスキーム



その他

福祉施設又は認定こども園との複合施設の敷地に供する国有地全体について、定期借地権を設定した貸付けが可能。

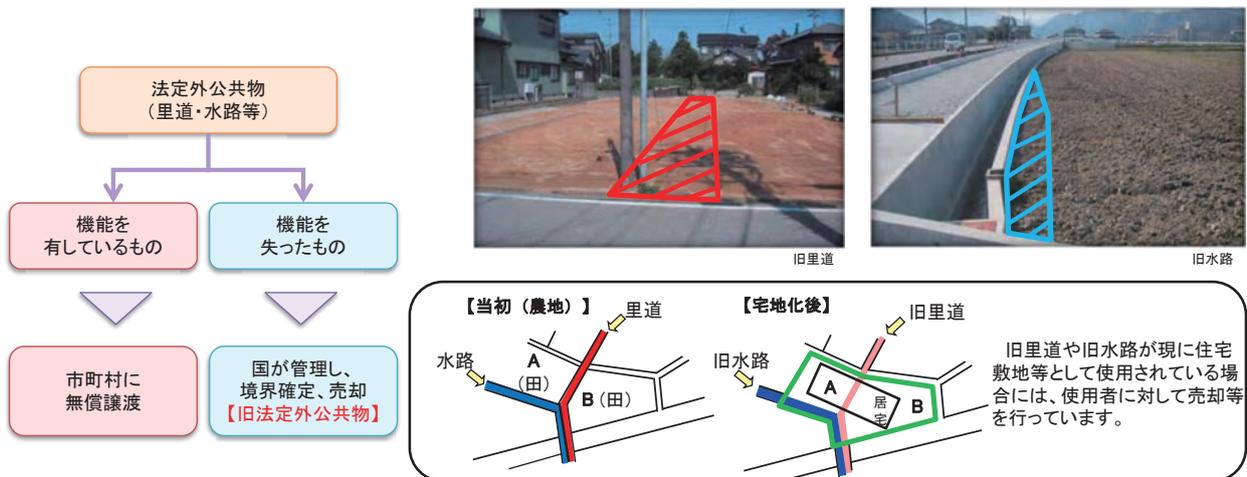
13 旧法定外公共物等の処理について

参考資料

- 法定外公共物とは、道路法、河川法等の適用又は準用を受けない公共物をいい、代表的なものとして「里道」「水路」があります。
- 平成12年に施行された「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」により、機能を有している法定外公共物※1は、既に市町村に無償で譲渡が行われています。
- また、機能を喪失したもの※2は、旧法定外公共物と呼ばれ、現在、国の管理下にあり、財務局において境界確定・売却等を行っています。

※1 「機能を有しているもの」とは、里道又は水路として、現に公共的な用途に使われているものをいいます。

※2 「機能を喪失したもの」とは、里道又は水路としての機能を失い、現に公共的な用途に使われていないものをいいます。



14 国有地売却件数

参考資料

○財務省所管一般会計所属普通財産（土地）契約方式別時価売払件数

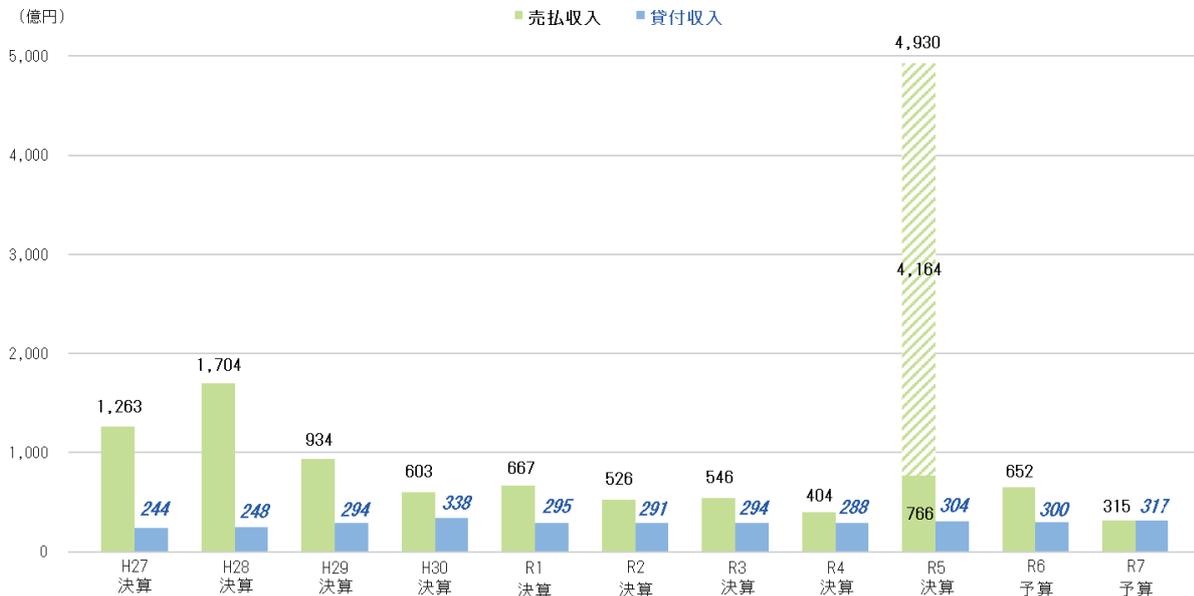
(単位：件)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般競争入札	257	232	317	205	194
随意契約	2,860	2,457	2,569	2,529	2,452
うち公共随契	110	107	83	88	75
合計	3,117	2,689	2,886	2,734	2,646

15 国有財産売払収入・貸付収入の推移（一般会計）

参考資料

○ 令和7年度予算額は、国有財産売払収入が315億円、国有財産貸付収入が317億円となっています。



(注1) 財務省資料より作成。

(注2) 貸付収入とは、各省各庁主管の「(款)国有財産利用収入-(項)国有財産貸付収入」のうち、「(目)土地及水面貸付料」「(目)建物及物件貸付料」「(目)機械貸付料」「(目)港湾施設貸付料」の合計。

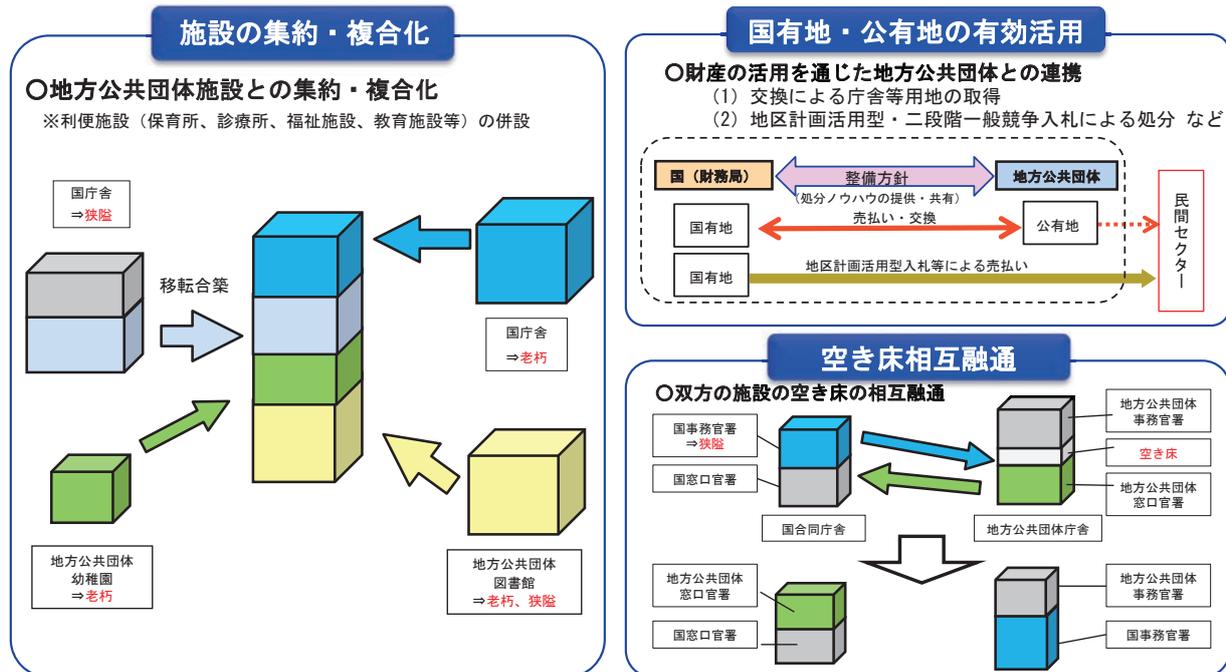
(注3) 単位未満四捨五入。

(注4) 令和5年度決算額の4,164億円は「大手町プレイス」の政府保有分の売却収入。

16 地域における国公有財産の最適利用 (想定される連携イメージ)

参考資料

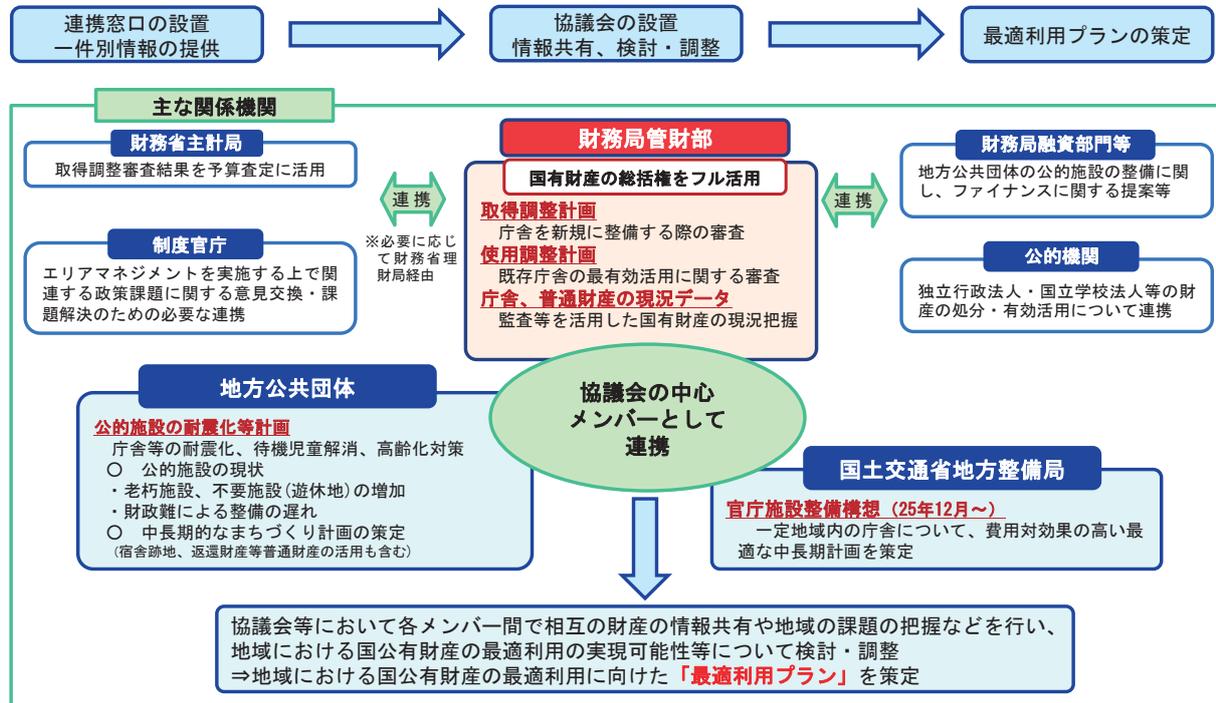
○ 地域のまちづくり計画や地域における課題の解決に向けて、国と地方公共団体が様々な形で連携を図ることが重要です。



17 地域における国公有財産の最適利用 (関係機関と最適利用プラン策定の流れ)

参考資料

- 国有財産の総括機関である財務局は、地域の様々な課題の解決に向けて、地方公共団体や省庁、その他の関係機関と連携し、中長期的な観点から、庁舎をはじめとする国公有財産の最適利用に向けて調整を行っています。



18 行政財産の使用許可

参考資料

- 国の庁舎や宿舍等の行政財産は、国有財産の有効利用等の観点から、行政財産の用途又は目的を妨げない限度において、その使用又は収益を許可（使用許可）することができます。（国有財産法第18条第6項）
- 食堂や自動販売機といった従来の用途に加え、シェアサイクルポートや5G基地局の設置など、脱炭素社会の実現等の政策課題への対応や地域貢献の観点から、行政財産の有効活用に取り組んでいます。

使用許可制度の概要	手続きの流れ
<p><使用許可ができる場合> 具体的事例を典型的に示せば、次のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国の事務、事業の遂行上その必要性が認められる場合 2 行政財産の公共性、公益性、中立性に反せず、一時的又は限定的なため、業務運営上支障が生じない場合 3 公共的又は公益的な見地から必要不可欠な場合 4 行政財産の公共性、公益性、中立性に反せず、社会的又は経済的な見地から妥当な場合 5 職員、来庁者や国の施設の利用者等の利便に資する場合 6 災害時の応急的な対応等に資する場合 7 地域の課題の解決や周辺住民の利便に資する場合 	<p>【使用許可期間】</p> <p>原則 ・5年以内 ・更新は1度まで可能 ※ 実情にそぐわない場合、法律に定める期間内に設定可</p> <p>【使用料】</p> <p>5年以内の場合</p> <p>土地 対象財産の相続税評価額 × 期待利回り^{※1} × 調整率 (0.7)</p> <p>建物 1㎡当たりの使用料年額^{※1} × 使用許可面積 × 調整率 (0.7)</p> <p>※1 近隣の賃貸取引事例や民間精通者の意見価格を基に算定 ※2 法律に基づき無償で使用許可できる場合も有</p> <p>手続き・財産情報の確認 ●財務省HPを確認し、地域の財産情報は各財務局HPへ</p> <p>相手方の選定 ●原則、公募による選定。ただし、少額随意契約の対象など、公募によらない場合もあります</p> <p>申請 ●「国有財産使用許可申請書」を施設管理者へ提出します</p> <p>使用許可書の交付</p> <p>財務省HPチェック! </p>

行政財産の有効活用に関する情報発信の取組

- ✓ 財務省HPやリーフレットにより制度周知
- ✓ 庁舎等を管理する各省各庁とも連携し、行政財産の空きスペースを調査・公表し、地域の活用要望とマッチングを推進



使用許可実績(令和5年度末)

約14,500件
 約40億円/年

(注)一般会計に所属する財産について「庁舎等使用現況及び見込報告書」により作成

19 行政財産の有効活用の取組状況

参考資料

○ 国の行政財産（庁舎や宿舍等）の空きスペースを地域に開放し、地域貢献や脱炭素社会の実現など多様な政策課題等に対応し、地域の活動拠点や新たな人流を生む“まちの魅力づくり”に取り組んでいます。

交通利便性と二次交通の充実 — シェアサイクル



福井春山合同庁舎(北陸財務局)

- 福井市は、北陸新幹線福井駅開業に合わせ、シェアサイクル(ふくチャリ)の整備による二次交通拡大を推進
- ポート設置場所として、駅や繁華街に近い庁舎の敷地をご提案し、まちのにぎわい創出に寄与

地域と共にエコな暮らし

— 廃食油回収拠点



熊本地方合同庁舎(九州財務局)

- 熊本県は、県内CO₂排出実質ゼロ実現に向け、高純度バイオディーゼル燃料の原料となる廃食油回収や利用促進に取り組む
- 県の取組を後押しすることで、地域社会に貢献するべく、九州地方環境事務所等と連携し、庁舎内に廃食油回収拠点を設置
- 製造された高純度バイオディーゼル燃料(60ℓ相当量)は、石川県珠洲市の災害支援で活用

地域の防災対応力強化へ

— 時間貸駐車場



青森合同庁舎(東北財務局)

- 庁舎駐車場を使用許可し、民間事業者による運営とすることで、閉庁日を含めて地域利用を可能とした
- 事業者が災害時支援型ベンチを設置し、簡易トイレやプライベートテントを整備
- 発災時における災害対応力を強化

地方での新しい働き方

— BOX型サテライトオフィス



広島合同庁舎(中国財務局)

- BOX型サテライトオフィス設置のために、庁舎ロビーの空きスペースを使用許可
- 来庁者や地域の方々、地方における新たな働き方を選択できる環境を整備

20 国家公務員宿舍の戸数（省庁別・規格別）

参考資料

国家公務員宿舍の設置戸数（令和6年度）

（単位：戸、令和6年9月1日現在）

地域名	戸数	規格				
		a規格	b規格	c規格	d規格	e規格
北海道	4,642	322	1,082	3,063	160	15
東北	4,440	658	1,119	2,564	88	11
関東	29,983	4,369	5,337	17,871	2,172	234
北陸	1,547	314	389	749	82	13
東海	4,170	811	798	2,397	122	42
近畿	6,758	1,453	1,099	3,920	244	42
中国	5,689	779	1,126	3,513	265	6
四国	2,409	202	673	1,354	174	6
九州・沖縄	9,474	929	2,553	5,678	280	34
合同宿舍 計	69,112	9,837	14,176	41,109	3,587	403

※宿舍規格

延べ面積		規格
25㎡未満		a規格
25㎡以上	55㎡未満	b規格
55㎡以上	70㎡未満	c規格
70㎡以上	80㎡未満	d規格
80㎡以上		e規格

（単位：戸、令和6年9月1日現在）

省庁名	戸数	規格				
		a規格	b規格	c規格	d規格	e規格
衆議院	183	93	25	58	5	2
参議院	60	33	5	20	0	2
最高裁判所	1,560	71	144	257	203	885
会計検査院	6	0	0	6	0	0
内閣	30	0	19	9	0	2
内閣府	1,622	348	548	631	48	47
総務省	172	86	6	80	0	0
法務省	12,756	1,279	4,351	6,260	764	102
外務省	567	168	16	5	15	363
財務省	4,125	2,172	576	1,371	6	0
文部科学省	239	40	57	138	2	2
厚生労働省	1,800	372	503	887	29	9
農林水産省	4,660	174	1,344	3,097	38	7
経済産業省	146	143	0	3	0	0
国土交通省	13,580	2,382	3,341	7,813	43	1
環境省	357	15	223	109	9	1
防衛省	49,295	3,003	15,074	29,475	1,629	114
デジタル庁	0	0	0	0	0	0
復興庁	8	0	6	2	0	0
省庁別宿舍 計	91,166	10,379	26,238	50,221	2,791	1,537

（注）宿舍戸数は、被災者の方々等に提供している123戸（総戸数に含まれない廃止決定済宿舍1戸と合わせ、全体で124戸を被災者の方々等に提供）、その他地方公共団体等へ提供している97戸の合わせて220戸を除いています。

21 国家公務員宿舎の戸数（都道府県別）

参考資料

（単位：戸、令和6年9月1日現在）

都道府県	宿舎戸数	割合	都道府県	宿舎戸数	割合	都道府県	宿舎戸数	割合	都道府県	宿舎戸数	割合
北海道	15,790	9.9%	埼玉県	8,067	5.0%	岐阜県	1,250	0.8%	香川県	1,884	1.2%
宮城県	4,754	3.0%	茨城県	3,213	2.0%	大阪府	5,346	3.3%	愛媛県	1,133	0.7%
岩手県	1,488	0.9%	栃木県	1,328	0.8%	京都府	3,030	1.9%	徳島県	904	0.6%
福島県	2,088	1.3%	群馬県	1,191	0.7%	兵庫県	4,323	2.7%	高知県	1,079	0.7%
秋田県	1,271	0.8%	長野県	1,553	1.0%	奈良県	487	0.3%	熊本県	2,864	1.8%
青森県	3,101	1.9%	新潟県	2,052	1.3%	和歌山県	841	0.5%	大分県	1,551	1.0%
山形県	1,323	0.8%	石川県	1,436	0.9%	滋賀県	557	0.3%	鹿児島県	2,823	1.8%
東京都	24,933	15.6%	福井県	616	0.4%	広島県	5,137	3.2%	宮崎県	1,519	1.0%
（23区）	(18,276)	(11.4%)	富山県	604	0.4%	山口県	2,046	1.3%	福岡県	6,211	3.9%
神奈川県	8,946	5.6%	愛知県	5,246	3.3%	岡山県	1,676	1.0%	佐賀県	923	0.6%
千葉県	7,217	4.5%	静岡県	3,511	2.2%	鳥取県	1,152	0.7%	長崎県	3,889	2.4%
山梨県	612	0.4%	三重県	1,246	0.8%	島根県	1,252	0.8%	沖縄県	6,421	4.0%
									全体	159,884	100%

※以上の他、在外公館が394戸あり、その他被災者の方々等に提供している123戸（総戸数に含まれない廃止決定済宿舎1戸と合わせ、全体で124戸を被災者の方々等に提供）、その他地方公共団体等へ提供している97戸の合わせて220戸を除いています。

22 国家公務員宿舎の規格別宿舎戸数及び平均貸与年数

参考資料

①規格別宿舎戸数

（単位：戸、令和6年9月1日現在）

規 格 （平均面積・間取り）	a型 25㎡未満 （ワンルーム）	b型 25㎡以上55㎡未満 （3K）	c型 55㎡以上70㎡未満 （3DK）	d型 70㎡以上80㎡未満 （3LDK）	e型 80㎡以上 （4LDK）	合 計
	主な貸与者 （本省庁の場合）	世 帯				
独 身		係長・係員	課長補佐・係長	課長・課長補佐	指定職	
戸 数	(12.6%) 20,216	(25.2%) 40,414	(57.0%) 91,330	(4.0%) 6,378	(1.2%) 1,940	(100.0%) 160,278

（注1）（ ）内は、総戸数に対する比率を示す。

（注2）宿舎戸数は、被災者の方々等に提供している123戸（総戸数に含まれない廃止決定済宿舎1戸と合わせ、全体で124戸を被災者の方々等に提供）、その他地方公共団体等へ提供している97戸の合わせて220戸を除いています。

②平均貸与年数

（令和6年9月1日現在）

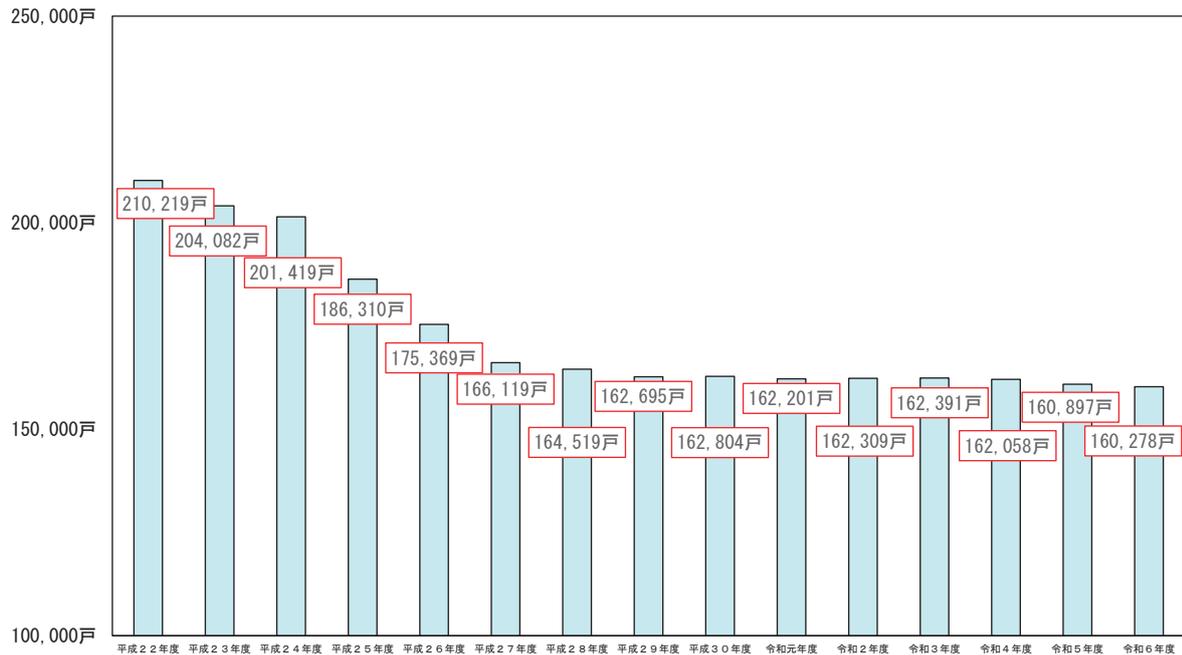
規 格	a型	b型	c型	d型	e型
年 数	2.97年	2.65年 (1.81年)	4.12年	3.29年	2.57年

（注1）平均貸与年数は、令和6年9月1日時点で宿舎に居住している者が当該宿舎に居住している期間の平均。

（注2）b型の（ ）書きは、単身赴任者用宿舎の平均貸与年数。

23 国家公務員宿舎の設置戸数の推移

参考資料



(注1) 調査時点は、各年9月1日現在。

(注2) 平成23年度及び平成24年度の宿舎戸数は、被災者の方々等に情報提供している戸数を除いています。

(注3) 平成25年度～平成27年度の宿舎戸数は、被災者の方々等に提供している戸数を除いています。

(注4) 平成28年度～令和6年度の宿舎戸数は、被災者の方々等に提供している戸数及び地方公共団体等へ提供している戸数を除いています。

24 津波避難ビルとしての国家公務員宿舎の活用

参考資料

- 東日本大震災を教訓に、大規模地震発生による想定外の津波から住民の命を守るため、国家公務員宿舎が一時的な緊急避難先として活用されるように、合同宿舎の津波避難ビル指定について、地元地方公共団体と連携しながら、取り組んでいます。
- また、津波避難ビルに指定された合同宿舎を活用した地域住民等による避難・防災訓練にも取り組んでいます。

【津波避難ビル】津波浸水予想地域内において、地域住民等が津波から一時的にまたは緊急に避難・退避するための施設

津波避難ビル指定の実績（令和7年3月末現在 41宿舎）

合同宿舎名(所在地)	
留萌末広町住宅(北海道留萌市)	鳴尾合同宿舎(兵庫県西宮市)
旭町・矢代町住宅(北海道苫小牧市)	美浜合同宿舎(和歌山県日高郡美浜町)
網走緑町住宅(北海道網走市)	草津・舟入住宅(広島県広島市)
稚内末広・稚内大黒住宅(北海道稚内市)	誠道・美保住宅(鳥取県境港市)
大楽毛西住宅(北海道釧路市)	宇野住宅(岡山県玉野市)
磯野・造道・小浜住宅(青森県青森市)	第二椿東住宅(山口県萩市)
鹿島知手住宅(茨城県神栖市)	秦住宅(高知県高知市)
輪島宿舎(石川県輪島市)	新蔵・新浜住宅(徳島県徳島市)
尾鷲第1住宅(三重県尾鷲市)	屋島・深田住宅(香川県高松市)
和歌山合同宿舎(和歌山県和歌山市)	坂出第二住宅(香川県坂出市)
海南合同宿舎(和歌山県海南市)	今津留・大洲・中島住宅(大分県大分市)
新宮合同宿舎(和歌山県新宮市)	緑ヶ丘住宅(宮崎県延岡市)
貝塚合同宿舎(大阪府貝塚市)	大塚・潮見・潮見西・昭和住宅(宮崎県宮崎市)
りんくう合同宿舎(大阪府泉南郡田尻町)	石垣住宅(沖縄県石垣市)

和歌山合同宿舎(和歌山市・近畿財務局)



和歌山合同宿舎を活用した避難訓練の様子



(平成28年5月17日公表、平成29年12月11日、令和5年2月22日一部変更 財務省理財局)

1. 政府が出資している株式会社の位置付け

政府が出資している株式会社（以下「特殊会社等」という。）は、従前の公社及び公団等の組織形態を見直すこと、新たな政策課題に対応すること等のため、特別の法律に設立根拠等を有する会社であり、会社法上の株式会社の形態を採っている。したがって、その運営は基本的に会社法に従い、株主から経営を付託されて、経営の自主性、創造性及び効率性を発揮すること等が期待されている。

一方で、特殊会社等は、政策上の目的の達成に必要な役割を担っているため、政府は、当該特殊会社等の業務の適確な実施、経営の安定性の確保等の観点から、当該特殊会社等の株式を保有するとともに、各々の設立根拠法等においては、当該特殊会社等の主務大臣は、取締役等の選任及び解任、合併及び会社分割、剰余金の配当、定款の変更等の決議等への認可権限を有するほか、所要の監督規定が措置されている。なお、主務大臣の決議に係る認可事項の多くは、株主総会の決議事項となっている。

（注）主務大臣の認可権限の範囲は、特殊会社等により異なる。

2. 株主議決権行使等の方針**（1）株主議決権行使等に当たっての基本的な考え方**

上記に掲げる特殊会社等の位置付けを踏まえ、特殊会社等の株式に係る株主議決権の行使等に当たっては、会社が政策上の目的の達成に必要な役割を担っていることから、主務官庁としての政策上の判断を踏まえて対応する必要がある。同時に、特殊会社等の株式が国民共有の貴重な国有財産であることから、企業価値及び株式価値の向上等の観点を考慮する必要がある。その上で、個別の具体的な議案等への対応については、当該特殊会社等の経営判断を基本的に尊重する。

なお、特殊会社等の適切な経営判断を担保する観点から、特殊会社等に対し、情報の開示及び説明責任を果たすことを求めていく。

（2）株主総会における個別の議案に係る方針

株主総会における個別の議案に係る株主議決権の行使に当たっては、（1）を踏まえ、①から⑤の通り、対応する。

① 取締役、監査役等の選任

取締役、監査役等の選任に関しては、職務への適性並びに人員数及び構成の妥当性等（社外取締役、監査役等の場合においては、会社からの独立性等を含む）を確認する。

② 役員報酬、退職慰労金

役員報酬、退職慰労金に関しては、支給基準のほか、会社の業績及び財務状況等を踏まえた支給水準の妥当性等（社外取締役、監査役に退職慰労金を支給する場合においては、支給の妥当性等を含む）を確認する。

③ 資本政策、組織再編

資本政策、組織再編に関しては、これらを実行する理由、事業及び財務戦略等のほか、企業価値及び株式価値への影響について、精査する。

④ 剰余金の配当

剰余金の配当に関しては、特殊会社等の業績及び財務状況、企業価値及び株式価値向上に向けた将来の事業計画、内部留保とのバランス等を精査の上、その合理性を判断する。

⑤ その他

①から④以外の議案に関しては、個別に対応する。

（3）株主としての継続的な取組

株主総会における株主議決権の適切な行使に向けて、株主として、年度を通じて、以下の通り継続的に取り組む。

① 特殊会社等の財務情報に加え、事業戦略や人的資本を含むサステナビリティ（ガバナンス、社会及び環境に関する事項を含む中長期的な持続可能性をいう。）に関する考え方及び取組など、非財務情報についても定期的に把握する。

② 特殊会社等が政策的役割を果たしつつ企業価値及び株式価値の向上等が促されるよう、これらに向けた取組等について、サステナビリティの観点も十分に踏まえ、特殊会社等と対話する。

③ 特殊会社等のみならず、当該特殊会社等を取り巻く関係者との意見交換を通じて、その事業環境等についての深度ある理解等に努める。

④ 特殊会社等は株主たる政府から経営を付託されていることを踏まえ、情報の開示及び説明責任を果たすよう促していく。

⑤ 財務省における株主議決権行使の方針、本方針の対象としている特殊会社等、及び株主議決権行使の結果等については、財務省ホームページ等で公表する。

⑥ 本方針及び本方針に基づく株主としての活動については、必要に応じ、見直しを図る。

政府保有株式に係る株主議決権行使等の方針の対象としている特殊会社等（令和4年10月31日一部変更）

日本電信電話株式会社、日本たばこ産業株式会社、日本郵政株式会社、中部国際空港株式会社、成田国際空港株式会社、東京地下鉄株式会社、中間貯蔵・環境安全事業株式会社、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、日本アルコール産業株式会社、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本政策投資銀行、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社、株式会社商工組合中央金庫、株式会社産業革新投資機構、株式会社国際協力銀行、新関西国際空港株式会社、株式会社農林漁業成長産業化支援機構、株式会社民間資金等活用事業推進機構、株式会社海外需要開拓支援機構、阪神国際港湾株式会社、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構、横浜川崎国際港湾株式会社、株式会社日本貿易保険、株式会社脱炭素化支援機構

26 政府保有株式等の売却状況（1/2）

参考資料

（令和7年5月末現在）

法人名	回	売却時期	売却株式数 (万株)	売却割合 (対発行済株式数)	売却総額 (億円)	売却方式	売出人
NTT 法人番号7010001065142	1	昭和62年2月	195.0	12.5%	23,746	入札・売出し組合せ方式	大蔵省
	2	昭和62年11月	195.0	12.5%	49,725	引受	大蔵省
	3	昭和63年10月	150.0	9.6%	28,500	引受	大蔵省
	4	平成10年12月	100.0 ^(※4)	6.3%	8,550	ブックビルディング方式 ^(※3)	大蔵省
	—	平成11年7月	4.8	0.3%	720	[NTTによる自己株式の取得]	大蔵省
	5	平成11年11月	95.2	6.0%	15,860	ブックビルディング方式	大蔵省
	6	平成12年11月	100.0	6.3%	9,490	ブックビルディング方式	大蔵省
	—	平成14年10月	9.2	0.6%	396	[NTTによる自己株式の取得]	財務省
	—	平成15年10月	8.5	0.5%	459	[NTTによる自己株式の取得]	財務省
	—	平成16年11月	80.0	5.0%	3,664	[NTTによる自己株式の取得]	財務省
	—	平成17年9月	112.3	7.1%	5,424	[NTTによる自己株式の取得]	財務省
	—	平成23年7月	5,751.4 ^(※4)	4.0%	2,234	[NTTによる自己株式の取得]	財務省
	—	平成24年2月	4,182.1	3.2%	1,583	[NTTによる自己株式の取得]	財務省
	—	平成26年3月	2,601.0	2.3%	1,533	[NTTによる自己株式の取得]	財務省
	—	平成26年11月	3,508.9	3.1%	2,301	[NTTによる自己株式の取得]	財務省
	—	平成26年11月	106.8	0.1%	68	[NTTによる自己株式の取得]	財務省
	—	平成28年6月	5,900.0 ^(※4)	2.8%	2,672	[NTTによる自己株式の取得]	財務省
—	令和元年9月	4,866.7	2.5%	2,495	[NTTによる自己株式の取得]	財務省	
—	令和4年9月	9,292.5 ^(※4)	2.6%	3,603	[NTTによる自己株式の取得]	財務省	
合 計			37,259.3		163,022		
JT 法人番号4010401023000	1	平成6年10月	39.4	19.7%	5,670	入札・売出し組合せ方式	大蔵省
	2	平成8年6月	27.2	13.6%	2,220	ブックビルディング方式	大蔵省
	—	平成15年10月	4.4	2.2%	332	[JTによる自己株式の取得]	財務省
	3	平成16年6月	28.9	14.5%	2,439	ブックビルディング方式	財務省
	4	平成25年2月	8,007.1 ^(※5)	4.0%	2,306	JTによる自己株式の取得・	財務省
	平成25年3月	25,326.2	12.7%	7,469	ブックビルディング組合せ方式		
計			33,333.3	16.7%	9,775		
合 計			33,433.3		20,436		
日本郵政 法人番号5010001112697	1	平成27年11月	49,500.0	11.0%	6,930	ブックビルディング方式	財務省
	—	平成27年12月	38,290.2	8.5%	7,302	[日本郵政による自己株式の取得]	財務省
	—	平成29年9月	7,247.5	1.6%	995	[日本郵政による自己株式の取得]	財務省
	2	平成29年9月	99,009.9	22.0%	13,089	ブックビルディング方式	財務省
	—	令和3年6月	27,609.1	6.1%	2,500	[日本郵政による自己株式の取得]	財務省
	3	令和3年10月	102,747.7	27.3%	8,431	ブックビルディング方式	財務省
—	令和5年8月	10,227.4	3.0%	1,057	[日本郵政による自己株式の取得]	財務省	
合 計			334,631.7		40,305		
東京地下鉄(株) 法人番号4010501022810		令和6年10月	15,517.2	26.7%	1,862	ブックビルディング方式	財務省 ^(※6)
JR東日本 法人番号9011001029597	1	平成5年10月	250.0	62.5%	10,759	入札・売出し組合せ方式	日本国有鉄道清算事業団
	2	平成11年8月	100.0	25.0%	6,520	ブックビルディング方式	日本鉄道建設公団
	3	平成14年6月	50.0	12.5%	2,660	ブックビルディング方式	日本鉄道建設公団
合 計			400.0		19,939		
JR西日本 法人番号1120001059675	1	平成8年10月	136.6	68.3%	4,878	入札・売出し組合せ方式	日本国有鉄道清算事業団
	2	平成16年3月	63.4	31.7%	2,607	ブックビルディング方式	鉄道建設・運輸施設 整備支援機構
合 計			200.0		7,485		
JR東海 法人番号3180001031569	1	平成9年10月	135.4	60.4%	4,859	入札・売出し組合せ方式	日本国有鉄道清算事業団
	2	平成17年7月	60.0	26.8%	4,770	ブックビルディング方式	鉄道建設・運輸施設 整備支援機構
	—	平成18年4月	28.6	12.8%	3,290	[JR東海による自己株式の取得]	鉄道建設・運輸施設 整備支援機構
合 計			224.0		12,919		
JR九州 法人番号6290001012621		平成28年10月	16,000.0	100.0%	4,160	ブックビルディング方式	鉄道建設・運輸施設 整備支援機構

（令和7年5月末現在）

法人名	回	売却時期	売却株式数 (万株)	売却割合 (対発行済株式数)	売却総額 (億円)	売却方式	売出人
石油資源開発 法人番号3010001108219	1	平成15年12月	903.0	15.8%	316	ブックビルディング方式	石油公団
	2	平成19年6月	911.1	15.9%	856	ブックビルディング方式	資源エネルギー庁
合計			1,814.1		1,172		
電源開発（※7） 法人番号6010001050764		平成16年10月	4,708.3	33.9%	1,272	ブックビルディング方式	J-POWER民営化ファンド
国際石油開発（現・INPEX） 法人番号7010401078520		平成16年11月	34.4	17.9%	1,598	ブックビルディング方式	石油公団
出光スノーレ石油開発（非上場） （現・INPEX/ルウエー） 法人番号2010401047125		平成17年7月（※8）	15.0	49.5%	324	入札方式	石油公団
日本アルコール産業 （非上場） 法人番号2010001122204		平成20年3月	4.0	66.7%	145	入札方式	財務省
日本ノースシー石油 （非上場）		平成20年7月	11.2	50.0%	220	入札方式	資源エネルギー庁
タイ沖石油開発（非上場） 法人番号3010401016351		平成20年7月	1.7	50.0%	90	入札方式	資源エネルギー庁
日本バプアニューギニア 石油（非上場） 法人番号4010001134115		平成23年5月	15.9	62.0%	190	入札方式	資源エネルギー庁
NACCSセンター（非上場） 法人番号3020001081423		平成28年3月	0.5	50.0%	28	入札方式	財務省
三井石油開発（非上場） 法人番号1010401028621		令和4年1月	1,327.6	20.0%	716	入札方式	資源エネルギー庁

- ※1 は政府による売却。
- ※2 単位未満四捨五入。
- ※3 投資家の需要積上げに基づき売却価格を決定し、証券会社の引受けにより売却する方法。
- ※4 株式分割を実施（平成7年11月（1:1.02）、平成21年1月（1:100）、平成27年7月（1:2）及び令和2年1月（1:2））。
- ※5 株式分割を実施（平成18年4月（1:5）及び平成24年7月（1:200））。
- ※6 東京都と共同して株式の売出しを実施。
- ※7 平成15年度に、国は、電源開発株式会社をJ-POWER民営化ファンドへ全株（4,708.3万株）現物出資し、J-POWER民営化ファンド株式会社2,259,984株を取得しました。なお、J-POWER民営化ファンドは電源開発株の増資分6,820.8万株を引き受けています。平成16年度に、J-POWER民営化ファンド及び9電力会社は、各社が保有する電源開発株の株式（合計13,880.8万株）を1株当たり2,700円で市中売却を行いました。その後、J-POWER民営化ファンドは解散し、国は残余財産として1,272億円の分配を受けました。
- ※8 旧石油公団において一般競争入札による売却手続及び株式譲渡契約を締結しましたが、国承継（平成17年4月1日）後に株式を譲渡しました。

27 復興財源への貢献

- 東日本大震災からの復旧・復興のため、復興財源確保法等に基づき、一部の政府保有株式の売却収入については、復興財源に充てることとされています。
- このほか、国家公務員宿舎の跡地や国会廃止済財産の売却収入も、復興財源に充てることとしています。
- これらについては、売却可能となったものから、できる限り早期に売却し、復興財源の確保に努めることとしています。

政府保有株式

- **日本郵政株式**
 - ・ 平成27年11月、日本郵政株式会社は、子会社の株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険と同時に、東京証券取引所に上場し、同社の自己株式の取得に応じた売却による収入も含め、約1.4兆円を確保（1次売却）。また、平成29年9月に2次売却を行い、約1.4兆円を確保。
 - ・ 令和3年6月に同社の自己株式の取得に応じ、約0.2兆円を確保。同年10月に3次売却を行い、約0.8兆円を確保。令和5年8月に同社の自己株式の取得に応じ、約0.1兆円を確保。これまでの売却で累計4兆円程度の売却収入となった。
- **東京メトロ株式**
 - ・ 令和6年10月、東京地下鉄株式会社は、東京証券取引所に上場し、政府が保有する株式の1/2を売却。約1,829億円を確保。
- **JT株式**
 - ・ 発行済株式総数の1/3超（政府保有義務分）を上回る部分については、平成25年2月から3月にかけて売却を実施し9,734億円を確保。

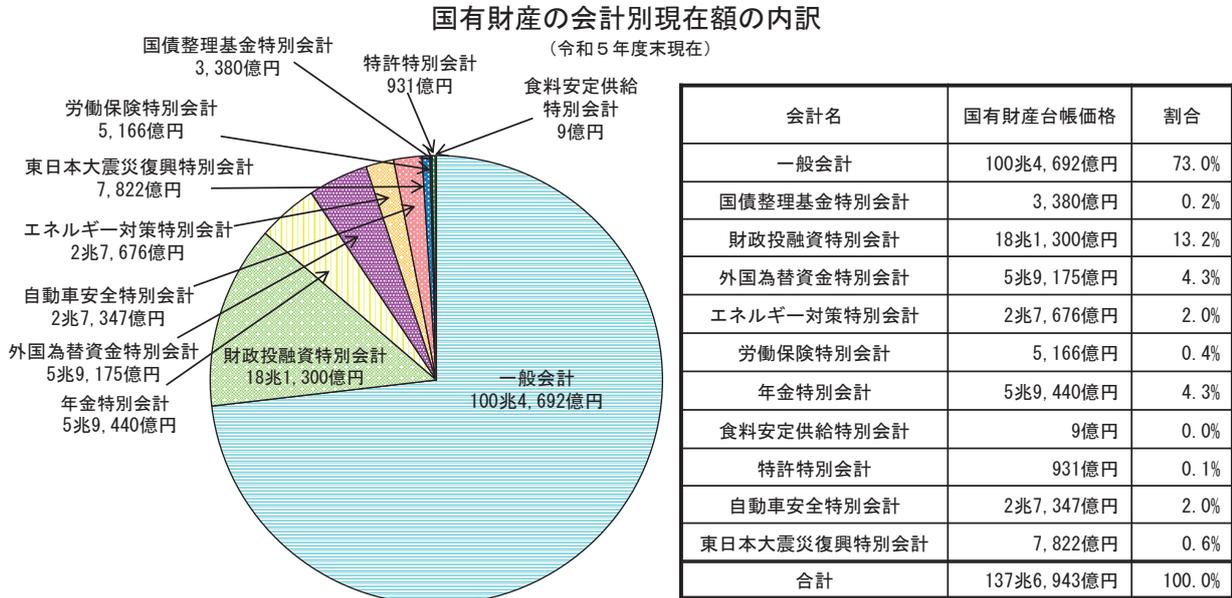
国有地等

- **国家公務員宿舎の跡地**
 - ・ 平成23年12月に策定された「国家公務員宿舎の削減計画」等に基づき廃止された宿舎の跡地の売却を進め、令和6年度までに約2,822億円の売却収入を確保。
- **国会廃止済財産**
 - ・ 衆議院・参議院の財産のうち、復興財源に充てるため財務省に引き継がれたもの（例：旧高輪議員宿舎）を平成24・25・30年度に売却し、合計約170億円の売却収入を確保。

28 国有財産の会計別現在額

参考資料

- 国の会計のうち、国有財産を保有しているものは、令和5年度末において一般会計と10の特別会計があります。特別会計に所属する国有財産については、各会計を所管する省庁がそれぞれ管理しています。

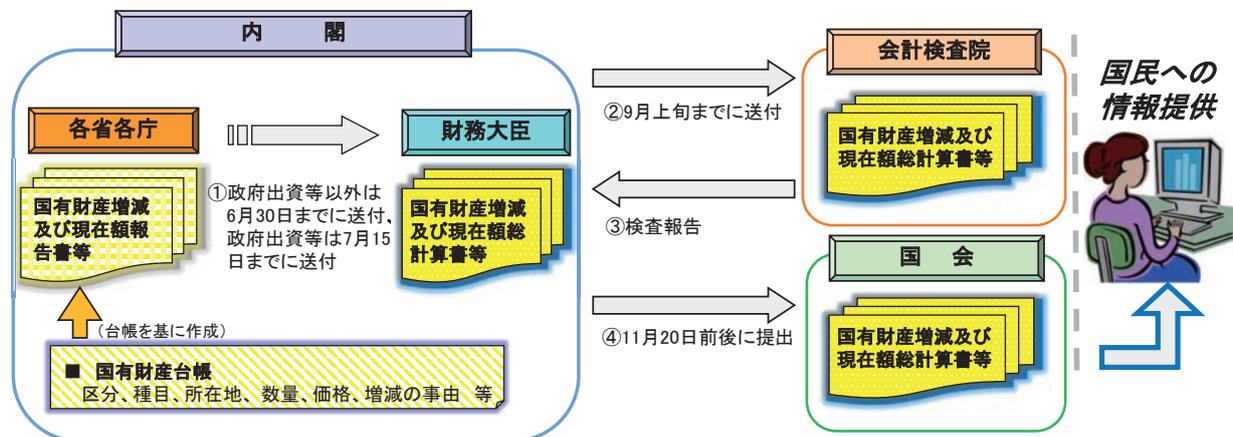


(注1) 公共用財産のうち、国有財産台帳以外の台帳で管理されている財産(道路、河川等)は、含まれておりません。
(注2) 単位未満を切り捨てているため、計において一致しない場合があります。

29 国有財産台帳作成から情報提供までの流れ

参考資料

- 各省各庁は、国有財産の分類及び種類に従い、その台帳を備えることとされています。
- 所管する国有財産において、取得、所管換、処分等による変動があった場合、直ちに台帳に記載・記録することとされています(国有財産法第32条)。
- 台帳には、国有財産の区分(土地、建物等)、種目(敷地、事務所建等)のほか、所在地、数量、価格、増減の事由等が記載されています。
- 国有財産増減及び現在額総計算書等の国会報告等については、国会からの「決算の早期提出」の要請を受けて、平成15年度決算から国有財産法の規定(第33条、34条、36条、37条)よりも二ヶ月程度早く行うこととしています。



国有財産台帳の価格（新規登録）

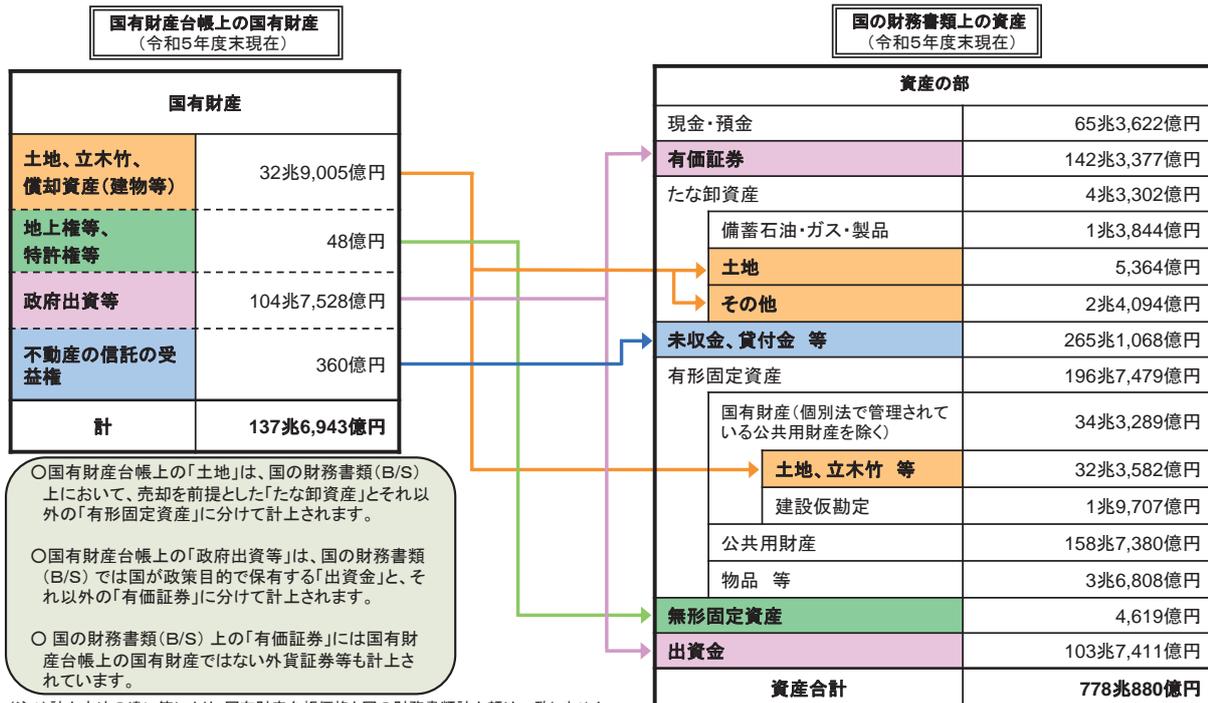
- 国有財産台帳に新たに財産を登録する際の価格については、購入によるものは購入価格、新築によるものは建築費など、取得価格によることを原則としています（国有財産法施行令第21条）。

国有財産台帳の価格改定

- 各省各庁の長は、財務大臣が指定するものを除き、所管する国有財産について、毎会計年度末である3月31日の現況において評価し、その評価額により国有財産台帳の価格改定を行っています（国有財産法施行令第23条）。
- 原則、土地については、相続税評価方式により評価を行い、建物については、耐用年数等に応じて減価償却分を控除し評価を行うなど、国有財産の区分に従って評価をしています。

31 国の財務書類上の資産と国有財産台帳上の「国有財産」の関係

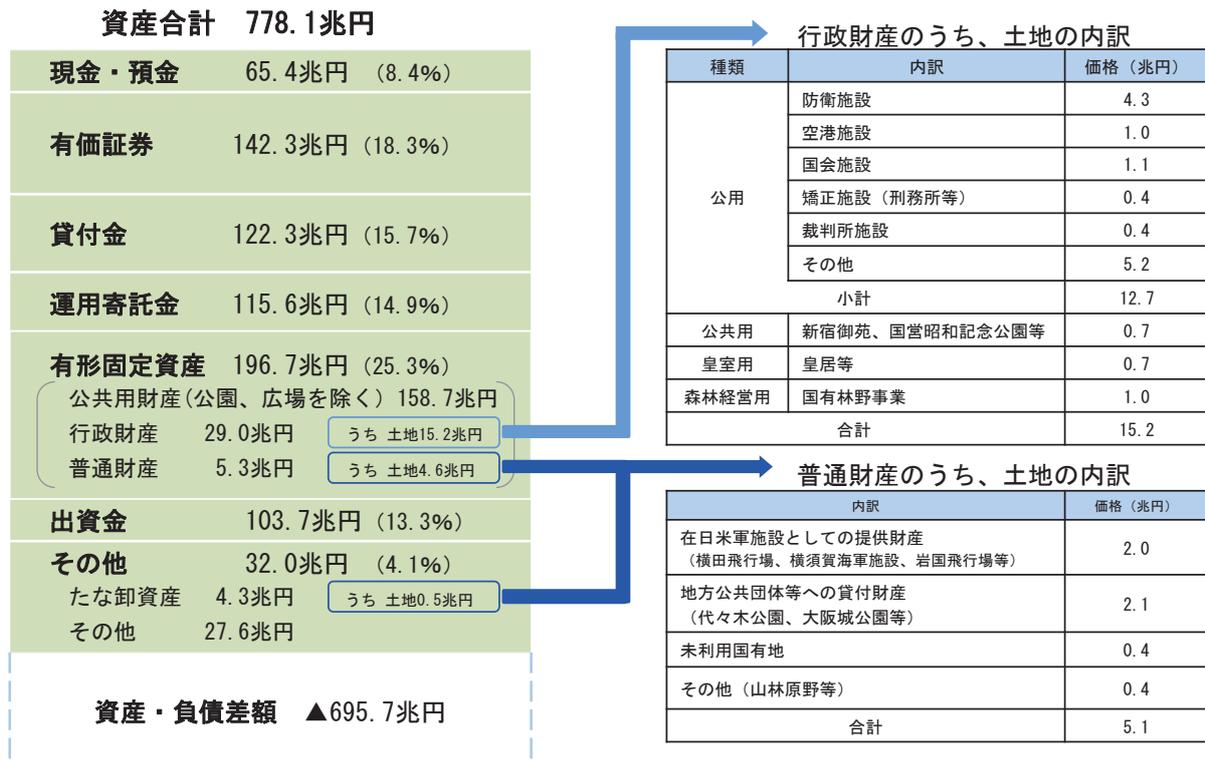
- 国の財務書類（B/S）上の資産と国有財産台帳上の国有財産は範囲が異なります。
- 国有財産台帳上の「国有財産」には、国の財務書類（B/S）上の資産のうち、現金・預金、貸付金等の金融資産や、道路、河川等の国有財産法以外の個別法（道路法等）で管理されている公共用財産は含まれません。



(注1)計上方法の違い等により、国有財産台帳価格と国の財務書類計上額は一致しません。
 (注2)単位未満を切り捨てているため、計において一致しない場合があります。

32 国の財務書類上の資産と国有財産台帳の「土地」の関係

参考資料



(注) 国の財務書類については単位未満を四捨五入し、土地の内訳については単位未満を切り捨てているため計数が一致しない場合があります。

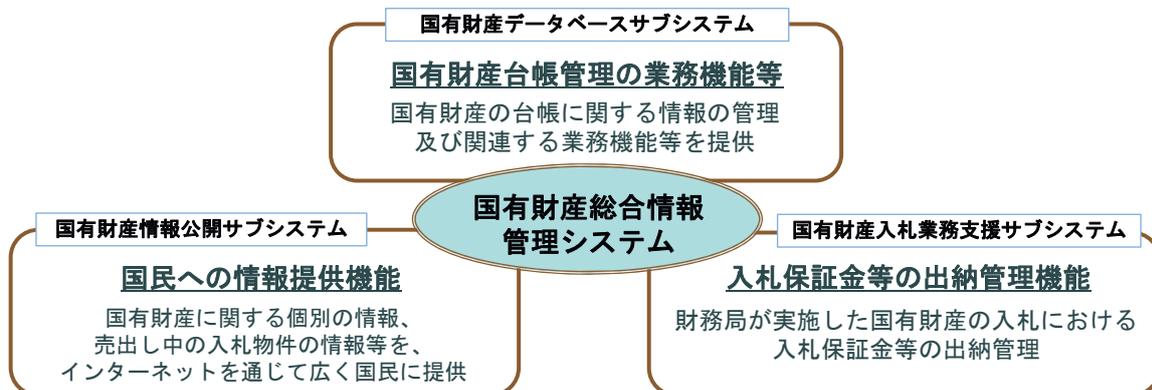
33 国有財産総合情報管理システムの概要

参考資料

- 国有財産総合情報管理システムは、各府省共通のシステムとして台帳記録・決算等の国有財産関係業務を情報処理するほか、インターネットを通じて国有財産に関する情報を広く国民に提供しています。
- 国有財産総合情報管理システムの導入は、主に以下を目的としています。
 - ① 国有財産法に基づく国有財産台帳の記録や、国会報告資料の作成等を効率的に行うこと
 - ② 国有財産に関する個別の情報や入札物件情報等を広く国民に提供すること

【 国有財産総合情報管理システムを構成する主なサブシステム 】

※サブシステム・・・大きなシステムの一部を構成する、より小さな単位のシステムのこと。





「国有財産情報公開システム」
 国有財産に関する一件別の情報についてご覧いただけます。また、売出し中の入札物件情報について、全国の財務局HPへ接続することができます。
 (URL : <https://www.kokuyuzaisan.mof.go.jp/info/>)

35 財務省HPで公表している国有財産の情報

参考資料

1. 国有財産に関する国会報告 (URL: https://www.mof.go.jp/policy/national_property/reference/houkoku/index.htm)

国有財産法に基づき国会に報告しており、制度・手続に関する説明資料や以下の総計算書等を掲載。

- ・「国有財産増減及び現在額総計算書・国有財産無償貸付状況総計算書」及びその概要資料
- ・「国有財産の増減及び現在額に関する説明書・国有財産の無償貸付状況に関する説明書」

2. 国有財産に関するその他の情報

国有地をはじめとする国有財産に関する情報について、利用者の利便に供する情報を掲載。

国有財産全般

国有財産統計

・国有財産の現況に関する統計資料等を掲載
(URL: https://www.mof.go.jp/policy/national_property/reference/statistics/index.htm)

国有財産レポート

・国有財産に関する制度や国有財産行政の取組状況等を掲載
(URL: https://www.mof.go.jp/policy/national_property/publication/report/index.htm)

国有財産一件別情報

・国有財産の一件別の所在地、数量、価格、用途地域や容積率等の法令上の制限及び地図情報を掲載
(URL: <https://www.kokuyuzaisan.mof.go.jp/info/>)

国有特許権等一件別情報

・国に帰属している知的財産権の情報を掲載
(URL: https://www.mof.go.jp/policy/national_property/list/patent/index.htm)

国有財産関係法令・通達

・国有財産に関する訓令・通達等を掲載
(URL: https://www.mof.go.jp/policy/national_property/tsuutatsu/index.htm)

国有財産売却情報

国有財産の売却情報

・全国の財務局で行っている入札物件や即購入可能な物件、今後売却予定の物件情報を掲載
(財務局HPへ接続) (URL: <https://www.kokuyuzaisan.mof.go.jp/info/property-buy>)

国有財産物件情報メールマガジン

参考資料集36 (P64)

その他の売却情報

・都道府県、市区町村、各庁など所有している財産の売却情報を掲載
(財務局HPへ接続) (URL: <https://www.kokuyuzaisan.mof.go.jp/info/property-buy>)

国有財産貸付情報

貸付可能物件情報

・普通財産の定期借地権の設定による貸付け、暫定活用(一時貸付け等)に関する情報を掲載
(財務局HPへ接続) (URL: <https://www.kokuyuzaisan.mof.go.jp/info/property-borrow>)

36 国民の利便性の向上・情報提供の充実

参考資料

- 財務省では、国民の皆様へ、全国の財務局における国有財産の売払い予定、地方公共団体等からの公用・公共用の取得等要望の受付など、国有財産の売却等に関する更新情報を電子メールによりタイムリーかつスピーディーにお届けするため、メールマガジン配信サービスを平成26年から実施しています。

◆ 配信情報

- 一般競争入札情報、開札結果
- 公用・公共用の取得等要望の受付開始情報
- 一時貸付けの募集
- 事業用定期借地による貸付募集
- その他国有地に関する重要なお知らせ(国有地の取得に関する架空話に対する注意喚起等)

◆ 配信元: 各財務(支)局・沖縄総合事務局

いち早い情報はビジネスマンの頼もしい味方だね

売出価格も載っているから、検討しやすいわ

北海道や沖縄の入札予定も知らせてくれるんだ

どこに居ても情報が入手できるから助かるよ

スマホやタブレットでも見れるのね

全国の財務局から登録いただいたみなさまへタイムリーに更新情報のお知らせをお届けします

◆ 国有地に関する売却予定や貸付募集等に関する更新情報を配信します。
(参考)
財務省では、更なる国有地の売却促進策として、平成24年11月より、原則、すべての国有地を対象として、入札公告の際、最低売却価格を公表する制度を導入しています。

◆ 近時、多発する国有地の取得に関する架空話に対する注意喚起情報を発信します。

◆ 地域に密着した財務局が発信する情報をご覧いただけます。

近時、国有地の取得に関する架空話が多発しています。

○ 国有地は、原則として一般競争入札で売却します。財務省の職員が、原則に国有地について、随意契約できるような働きかけを行い、個人や特定の民間企業に対し、直接競争契約で売り出すことは、一切ありません。

○ クラスメイトなどの情報提供を、意向の購入ができようとする形は行いません。
「〇〇社の設備が広く入札にかけられる。財務省の心と意を察知している私が報告・指示すれば、あなたに土地として必ず売却できるので、手厚いお取り扱いを。」

○ クラスメイトや個人入札に付した情報は、随時取り消されるような形は行いません。
「国有地を1日だけ入札公開し、意向の購入ができ、取り消されたとしても随時取り消される状態を認識して入札し、事前に手厚いお取り扱いを。」

ここにあげたものは、あくまでその一例であり、手口は日々巧妙化しています。

○ 国有地の売却情報については、下記の財務省財務局ホームページをご覧ください。また、少しでも不安があれば、財務局・財務省事務局(出願所)へ、下記にご連絡ください。
財務省財務局ホームページ
<http://www.mof.go.jp/about/mof/aima/zaimu.htm>

あ行

一般競争入札

一般競争入札による売却は、国があらかじめ決めた最低売却価格（予定価格）以上で、最も高い金額で有効な入札をした方が購入できる方法です。一般競争入札のうち期間入札では、不動産取引にあまり馴染みのない個人の方にも参加していただけるよう、最低売却価格（予定価格）を公表しています。（第2章 05）

か行

旧軍用財産

旧日本軍（陸軍や海軍）が所有していた土地や建物などで、戦後、大蔵省（現財務省）が旧日本軍から引き継いで管理している国有財産です。（参考資料 04）

行政財産

国が行政上の目的のために所有しているもので、庁舎や国有林野のように国がその事務や事業に直接使用するものと、国道や国営公園のように国民が使用するものなどがあります。行政財産はその性格から「公用財産」、「公共用財産」、「皇室用財産」、「森林経営用財産」の4種類に区分されず。（序編 01）

権利床

国有財産が市街地再開発事業に取り込まれたことにより、国が取得する再開発建物の床です。（第3章 08）

公共随契

国有地を地方公共団体、社会福祉法人、学校法人などに対し公共性の高い用途に供するための随意契約です。

公共用財産

国において一般公衆の自由な使用の目的に供する財産で、公園、道路、河川、湖沼などがあります。（序編 01）

公用財産

国において国の事務、事業又はその職員の住居の用に供する財産で、行政事務のための庁舎や刑務所、国家公務員宿舎などがあります。（序編 01）

皇室用財産

国において皇室の用に供する財産で、皇居、御所、御用邸、陵墓などがあります。（序編 01）

国有財産信託契約

普通財産の有効活用又は処分の促進等を図るため、受託者に当該土地を信託し、受託者が建築物の建築等を行うとともに管理、賃貸、処分等を行うことを目的とした契約です。（第2章 17）

さ行

財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定

財政投融资特別会計は、財政融資資金勘定、投資勘定及び特定国有財産整

備勘定の3勘定に区分されています。これらのうち、特定国有財産整備勘定は、庁舎等その他の施設の用に供する特定の国有財産（公共用財産等及び他の特別会計に属するものを除く。）の使用の効率化と配置の適正化を図るために定められる特定国有財産整備計画の実施による特定の国有財産の取得及び処分に関する経理を行うために設けられた特定国有財産整備特別会計が平成21年度末で廃止されたことに伴い、同年度末までに策定されていた事業で完了していない事業の経理を行うため、平成22年度から当該事業が完了する年度までの間の経過措置として設けられています。なお、事業完了後の残余財産は一般会計に承継予定です。（第3章06）

実地監査

財務大臣が、各省各庁から提出される資料や報告によっても国有財産の状況を把握できないときなどに、実地に調査を行い、第三者的立場から国有財産の管理及び処分について検討し、客観性を持った意見を表明することです。（第4章01）

主幹事証券会社選定基準

主幹事証券会社の選定についての基本方針及び留意すべき事項（選定手順、審査基準、評価方法等）のことを指します。

政府保有株式の公正・公平な処分を確保する観点から、株式の売出しにおいて中心的な役割を果たす主幹事証券会社の選定基準については、財政制度等審議会国有財産分科会において審議の上、答申をいただいています。（第5章03）

取得等調整計画

国有財産を取得する場合には、予算措置や取得の相手方との交渉が必要となるケースが多いことから、財務大臣への取得（所管換を含む）の協議に先立って、あらかじめ各省各庁における庁舎敷地の取得等の予定を把握し、国有財産の有効利用を図る見地からその内容を検討し、必要な調整を行います。その上で予算措置状況等を踏まえ策定する庁舎等の取得等に関する調整計画のことです。（第3章03）

使用許可

行政財産の用途又は目的を妨げない限度において、その使用又は収益を許可することを指します。（参考資料18）

使用調整計画

財務大臣が、庁舎等の使用状況の監査等を行った場合において、庁舎等を適切かつ効率的に使用するため、調整の必要があると認めるとき、その内容、方法、時期等について定める計画のことです。例えば、ある庁舎を現に使用しているA官署を他の庁舎に移転させ、又はその一部を明けさせて、そこにB官署を入れることにより庁舎の使用効率を高めることなどがあります。（第3章04）

所管換

各省各庁の長の間において国有財産の所管を移すことです（国有財産の管理主体の変更）。

【例】財務省⇒農林水産省、国土交通省⇒防衛省など。

所属替

同一所管内に二以上の部局等がある場合に、一つの部局等の所属に属する国有財産を他の部局等の所属に移すことです。

【例】財務省（財務局⇒国税局）、法務省（法務局⇒検察庁）など。

森林経営用財産

国において森林経営の用に供する財産で、国の所有に属する森林原野などがあります。（序編 01）

た行

地区計画活用型一般競争入札

国有地を含む一定の区域を対象に地区計画を定めた上で行う一般競争入札です。（第2章 15）

貯留施設

雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を有する施設であって、浸水被害の防止を目的とするものです（特定都市河川浸水被害対策法第2条第6項）。（参考資料 11）

特定国有財産整備計画

庁舎等その他の施設の使用の効率化及び配置の適正化を図るために、これを集約立体化・移転再配置する場合又は地震防災機能を発揮するために必要な庁舎等を整備する場合に、財務大臣が定める国有財産の取得及び処分に関する計画（国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法第5条）。（第3章 06）

独法国庫納付財産

独立行政法人において、国費を財源として取得した財産が、独立行政法人の業務の見直し、社会経済情勢の変化等により、将来的に確実に業務に使用しないと認められた不要財産について、財産となり、国庫に帰属された財産を指します。

な行

二段階一般競争入札

定期借地権による土地の借受け又は買受けを希望する者から土地の利用等に関する企画提案を求めた上で、これを審査し、審査を通過した者により行う一般競争入札です。（第2章 16）

は行

B C P用宿舎

災害発生時等における初動体制確保に資するようために設けられたB C P（事業継続計画（Business Continuity Plan）等）に基づく緊急参集要員のための宿舎を指します。（第3章 18）

普通財産

普通財産とは、行政財産以外の一切の国有財産をいいます。普通財産は特定の行政目的に直ちに用いられることのないもので、その多くは旧軍の財産であるとか、行政目的に使用しなくなった庁舎などの跡地や、金銭の代わりに相続税として物納された土地、建物などです。

財務省（財務局）では、私たちのく

らしに役立つように地域の様々な要望を調整しながら、これらの財産を公園、学校、公営住宅、福祉施設など公用、公共用の施設の用地として都道府県や市町村に売却したり、貸付けしたりすることで、有効活用を図るとともに、国の財政に貢献しています。

また、公用、公共用の利用要望のないものについては、一般の方に売却したりしています。（序編 01）

ま行

マーケットサウンディング

留保財産の利用方針案の検討にあたり、地域の利活用の意見を集約するため、取組内容や事業方式などについて、事業に関心のある民間事業者等に対し市場調査を行うことです。

未利用国有地

宅地や宅地見込地で現に未利用となっている土地、または、現況が農地、山林等の財産で周辺の状況から判断して宅地開発が見込まれる土地です（単独利用困難な土地、特定国有財産整備計画に基づく処分すべき財産は除きます）。

や行

遊水地

洪水を一時的に貯めて、洪水の最大流量（ピーク流量）を減少させるために設けた区域であり、河川整備計画において計画高水流量を低減するものとして定められたものです（河川法第6条第1項第3号、河川法施行令第1条第2項）。（参考資料 11）

ら行

留保財産

将来世代におけるニーズへの対応のため、有用性が高く希少な国有地について国が所有権を留保している土地です。地域・社会のニーズを踏まえ、定期借地権による貸付で活用を図ります。（第2章 08）

各財務局の所在地・連絡先

局名	所在地	電話番号
北海道財務局	〒060-8579 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎	011-709-2311
東北財務局	〒980-8436 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎B棟	022-263-1111
関東財務局	〒330-9716 さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館	048-600-1111
北陸財務局	〒921-8508 金沢市新神田4丁目3番10号 金沢新神田合同庁舎	076-292-7860
東海財務局	〒460-8521 名古屋市中区三の丸三丁目3番1号	052-951-1772
近畿財務局	〒540-8550 大阪市中央区大手前4丁目1-76 大阪合同庁舎4号館	06-6949-6390
中国財務局	〒730-8520 広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎4号館	082-221-9221
四国財務局	〒760-8550 高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎南館	087-811-7780
九州財務局	〒860-8585 熊本市西区春日2丁目10番1号 熊本地方合同庁舎A棟	096-353-6351
福岡財務支局	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎本館	092-411-5095
沖縄総合事務局財務部	〒900-0006 那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎2号館	098-866-0091

ご存知ですか？国有財産の始まり



地租改正地引絵図 (部分) 明治12年
地租改正地引き図面
(税務大学校 税務情報センター 租税史料室所蔵)

明治維新により成立した明治政府の下で、1873年（明治6年）の地租改正条例により地租（税金）を賦課するため、全国の土地について実地調査が行われました。

不動産における国有財産の始まりについては、明治維新当時までさかのぼることとなります。

そして民有地と確認されたものについては地券が交付され、翌1874年（明治7年）11月7日の太政官布告「改正地所名称区別」により官有地と民有地の区別の基準が明確になりました。

こうして地租賦課の対象となる民有地が確定した結果、官有地（国有地）の範囲も明らかになり、不動産における国有財産の概念が成立することとなりました。

財務省では、この太政官布告が発せられた11月7日を「国有財産の日」と位置付けています。



地租改正測量絵図 (秋田県立博物館所蔵)

索引

一般競争入札	15,65	国家公務員宿舎	29
株主議決権行使	57	国家公務員宿舎法	46
行政財産	3,65	財政法	46
権利床	28,65	使用収益の許可	53
交換	21	信託	21
公共用財産	3,65	森林経営用財産	3,67
皇室用財産	3,65	政府出資	40
公用財産	3,65	政府保有株式	40
国公有財産の最適利用	7,52	一の処分	41
国有財産	3	相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律	9
一の会計別現在額	60	地区計画活用型一般競争入札	19,67
一の監査	36	庁舎等	25
一の管理処分	4,13	一取得等調整計画	26
一の現在額	4,60	一使用調整計画	26
一の情報	62~64	定期借地権	18
一の総合調整(総括)	4	答申(過去の主な答申)	48
一の範囲	3	答申「今後の国有財産の管理処分のあり方について」	5
一の分類	3	特定国有財産整備計画	27
国有財産関係組織の概要	44	二段階一般競争入札	19,67
国有財産情報公開システム	63	日本郵政株式	40
国有財産増減及び現在額総計算書	60	BCP用宿舎	33,67
国有財産総合情報管理システム	62	普通財産	3,67
国有財産台帳	60	法定外公共物	51
国有財産特別措置法	46	未利用国有地	15,68
国有財産物件情報メールマガジン	64	優遇措置の是正	14
国有財産分科会	45	留保財産	16,68
国有財産法	3,46		
国有地	3		
一の整形	49		
一の多様な管理処分制度	49		
一の売却・貸付けに係る手続	13		
一の面積	3		

国有財産行政に関するご意見等がございましたら、以下のホームページにお寄せ下さい。

財務省ホームページ（財務行政へのご意見・ご要望の受付）

<https://www2.mof.go.jp/enquete/ja/index.php>

財務省 理財局

令和7年6月